

# ふれあい —障害福祉の案内—

令和 5 年度



1 相談窓口

2 手帳の交付

3 障害者総合支援法に基づくサービス

4 児童福祉法に基づくサービス

5 在宅生活の支援

6 障害のある子どもへの支援

7 住まいに関する支援

8 移動・外出に関する支援

9 情報伝達に関する支援

10 就労に関する支援

11 緊急時・災害時対策

12 医療制度

13 年金・手当・貸付制度

14 税金・公共料金

15 選挙

16 スポーツ・文化・レクリエーションなど

17 障害者団体・ボランティア活動など

18 介護保険制度

19 参考資料

# はじめに


●この冊子は、川崎市内にお住まいの障害のある方やその御家族の方が利用できる川崎市の各種福祉制度の概要や川崎市内の相談窓口・支援施設などを掲載しています。

●掲載する情報は、特に記載がない場合、原則として令和5年4月1日現在のものです。  
制度改正などに伴いサービス・事業の内容が変わることがありますので、あらかじめ御了承ください。  
また、イベントや講習会など、一部の事業・行事については、今後の新型コロナウイルスの感染状況などを踏まえ、中止・変更する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

●**身** **知** **精** のマークは、それぞれの制度・事業の対象となりうる「目安」を示したものです。  
**身**は身体障害のある方、**知**は知的障害のある方、**精**は精神障害のある方を表します。  
なお、各制度・事業を利用できる条件（障害程度など）は、それぞれの制度・事業ごとに異なりますので、詳細については、各窓口にお問い合わせください。

※制度・事業によっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を所持していなくても利用できるものがあります。

※制度・事業によっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に掲載されている等級とは異なる区分にて個別に利用可否を判断するものがあります。

●サービス名称の上に  のマークがあるものは、全ての手続きまたは一部の手続きで電子申請が可能となっております。

手続き方法等については、e-KAWASAKIで各手続き名等を検索してください。

URL： <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

※詳細につきましては、各窓口へご確認ください。

オンライン手続きかわさき  
e-KAWASAKI



●電話番号やFAX番号について、川崎市内のものについては原則として市外局番（044）を省略して掲載しています。

点字版の冊子は各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションに閲覧用を配架しております。

本冊子の内容は川崎市役所ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-2-33-1-0-0-0-0-0.html>

# 目 次

## ◎障害程度別該当事業一覧表

項目別該当障害	身体障害児者…身体 知的障害児者…知的 精神障害者 …精神
---------	-------------------------------------

## 1 相談窓口

### (1) 総合的な相談窓口

地域みまもり支援センター・健康福祉ステーション…	身体   知的   精神	13
障害者相談支援センター	身体   知的   精神	14
総合リハビリテーション推進センター	身体   知的   精神	16
地域リハビリテーションセンター	身体   知的   精神	17
川崎市社会福祉協議会	身体   知的   精神	18
地域福祉情報バンク（川崎市社会福祉協議会）	身体   知的   精神	18

### (2) 子どもに関する相談窓口

児童相談所	身体   知的   精神	19
子ども発達・相談センター（きっずサポート）		20
地域療育センター（児童発達支援センター）	身体   知的   精神	20

### (3) 専門分野ごとの相談窓口

医療的ケア児・者等支援拠点		21
発達相談支援センター		21
発達障害地域活動支援センター		21
高次脳機能障害地域活動支援センター		22
神奈川県総合リハビリテーションセンター		22
依存症などに関する相談		22
依存症地域活動支援センター		22
ひきこもり地域支援センター		23
かながわ難病相談・支援センター	身体	23
視覚障害者情報文化センター	身体	23
聴覚障害者情報文化センター	身体	23
ろうあ者相談事業、難聴者相談事業	身体	24
神奈川県盲ろう者支援センター	身体	24
身体障害者福祉センター	身体	24
障害者生活支援事業	身体	25
若年性認知症の相談		25

#### (4) こころに関する相談窓口

こころの電話相談	.....	25
心の健康相談事業	.....       精神	25
女性のための依存症電話相談	.....       精神	26
地域活動支援センター（A型）	.....       精神	26
精神科救急医療情報窓口	.....       精神	26
思春期精神保健電話相談	.....       精神	27
自死遺族関連事業（ほっとライン）	.....	27
自死遺族関連事業（自死遺族の集い「かわさきこもれびの会」）	.....	27

#### (5) 権利擁護に関する相談窓口

日常生活自立支援事業	.....   身体   知的   精神	27
法人後見事業	.....   身体   知的   精神	29
成年後見支援センター事業	.....   身体   知的   精神	29
障害者虐待に関する通報・届出窓口	.....   身体   知的   精神	29
障害者差別解消に関する相談	.....   身体   知的   精神	30

#### (6) 事業所の運営などに関する相談窓口

事業所・施設の苦情受付窓口	.....   身体   知的   精神	31
苦情解決支援事業（第三者委員会）	.....   身体   知的   精神	31

#### (7) その他の相談窓口

民生委員児童委員	.....   身体   知的   精神	31
障害者相談員	.....   身体   知的	32

## 2 手帳の交付

身体障害者手帳の交付	.....   身体	34
療育手帳の交付	.....     知的	34
精神障害者保健福祉手帳の交付	.....       精神	35
カード型障害者手帳の交付	.....   身体   知的   精神	36
身体障害者障害程度等級表	.....   身体	37

## 3 障害者総合支援法に基づくサービス

(1) 障害者総合支援法の概要	.....	39
(2) 利用できる方	.....	39
(3) サービス・事業の全体像	.....	43
(4) 各サービス・事業の概要	.....	43
(5) 利用手続き	.....	45
(6) 障害支援区分	.....	47
(7) 障害支援区分と利用できるサービス	.....	47
(8) 利用者負担のしくみ	.....	48

## 4 児童福祉法に基づくサービス

(1) 児童福祉法の概要	49
(2) 利用できる方	49
(3) サービス・事業の概要	49
(4) 利用手続き	50
(5) 障害児支援利用計画の作成（障害児相談支援・セルフプラン）	50
(6) 利用者負担のしくみ	50

## 5 在宅生活の支援

### (1) 在宅で受けられる支援

居宅介護（ホームヘルプサービス）	身体	知的	精神	51
重度訪問介護	身体	知的	精神	51
訪問入浴サービス事業	身体	知的		51
障害児・者生活サポート事業	身体	知的	精神	52
ふれあい収集	身体	知的	精神	53

### (2) 日中活動、訓練などの支援

生活介護	身体	知的	精神	53
自立訓練（機能訓練）	身体	知的	精神	53
自立訓練（生活訓練）	身体	知的	精神	54
宿泊型自立訓練	身体	知的	精神	54
地域活動支援センター	身体	知的	精神	54
視覚障害者訓練事業	身体			56
自閉症者短期支援事業		知的		57

### (3) 施設の一時的利用

短期入所（ショートステイ）	身体	知的	精神	57
障害者（児）緊急短期入所ベッド確保事業	身体	知的	精神	60
障害児・者一時預かり	身体	知的	精神	60

### (4) 医療・リハビリなどに関する支援

あんしん見守り一時入院事業	身体	知的		61
重度障害者訪問看護サービス等支援事業	身体	知的	精神	62
在宅人工呼吸器使用患者支援事業	身体			62
在宅リハビリテーションサービス事業	身体	知的	精神	63
精神科デイケア			精神	63

### (5) 福祉用具の支援

補装具費の支給	身体			64
日常生活用具の給付	身体	知的	精神	64

## 6 障害のある子どもへの支援

### (1) 障害児通所支援

児童発達支援	身体	知的	精神	69
医療型児童発達支援	身体			69
放課後等デイサービス	身体	知的	精神	69
保育所等訪問支援	身体	知的	精神	69
居宅訪問型児童発達支援	身体	知的	精神	70

### (2) 障害児入所支援

福祉型障害児入所施設	身体	知的	精神	70
医療型障害児入所施設	身体	知的	精神	70

### (3) その他の生活支援

障害児家庭支援員派遣事業	身体	知的		71
障害（児）者家族等介護者援助事業	身体	知的	精神	71

### (4) 教育

川崎市総合教育センター	身体	知的	精神	71
教育相談	身体	知的	精神	72
就学相談	身体	知的	精神	72
通級指導教室	身体		精神	72
特別支援学級	身体	知的	精神	72
市内特別支援学校	身体	知的		73
県内特別支援学校	身体	知的		74

## 7 住まいに関する支援

### (1) グループホーム・入所施設

共同生活援助（グループホーム）	身体	知的	精神	76
施設入所支援（入所施設）	身体	知的	精神	76
福祉ホーム（三田福祉ホーム）		知的		77

### (2) 自立生活への移行に向けた支援

自立生活援助	身体	知的	精神	77
地域移行支援	身体	知的	精神	77
地域定着支援	身体	知的	精神	78

### (3) 公営住宅

公営住宅（市・県営住宅）公募時の優遇	身体	知的	精神	78
公営住宅（市・県営住宅）使用料の減免	身体	知的	精神	79
公営住宅（市・県営住宅）駐車場使用料の減免	身体	知的	精神	79
車いす利用者向け市営住宅	身体			80

### (4) 住宅の相談窓口

すまいの相談窓口	身体	知的	精神	80
住宅のバリアフリー化相談窓口	身体	知的	精神	80

## (5) 住宅の確保・改造に関する支援

在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業	身体	知的		81
居住支援制度	身体	知的	精神	82

# 8 移動・外出に関する支援

## (1) 移動・外出を支援するサービス・制度

行動援護		知的	精神	83
同行援護	身体			83
移動支援／通学・通所支援	身体	知的	精神	83
身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付				
	身体			84
身体障害者補助犬の同伴・使用に関する相談窓口				
	身体			84
バリアフリーマップ／かわさきパラムーブメント実践店				
	身体	知的	精神	85

## (2) 交通手段の割引など

ふれあいフリーパスの交付	身体	知的	精神	85
重度障害者福祉タクシー利用券の交付	身体	知的	精神	86
タクシー料金の割引	身体	知的	精神	87
難病患者タクシー料金の割引	身体			87
バス（市バス・民営バス）運賃の割引	身体	知的		88
鉄道運賃の割引	身体	知的		88
航空運賃の割引	身体	知的	精神	89
有料道路通行料金の割引	身体	知的		90
福祉バス運行事業	身体	知的	精神	91
福祉キャブ（リフト付き自動車）	身体			92

## (3) 自動車の運転に関する支援制度

下肢等障害者自動車運転訓練費助成制度	身体			93
身体障害者自動車改造費助成事業	身体			93
高齢運転者等専用駐車区間制度	身体			94
駐車禁止除外指定車の指定	身体	知的	精神	95

# 9 情報伝達に関する支援

## (1) コミュニケーション支援員の派遣など

手話通訳者・要約筆記者の派遣	身体			97
遠隔機器コミュニケーション支援事業	身体			97
盲ろう者通訳・介助員派遣事業	身体			97
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	身体	知的	精神	98
失語症者向け意思疎通支援事業	身体		精神	98

## (2) 市政情報の提供に関する支援

点字版・録音版「かわさき市政だより」の送付	身体			98
ホームページ版「かわさき市政だより」の音声読み上げ対応	身体			98

## (3) 図書・機器・郵便に関する支援

市立図書館の障害者サービス	身体	知的		99
録音図書・点字図書の貸出	身体			99
点字図書購入費助成事業	身体			100
字幕（手話）付ビデオテープ等貸出事業	身体			100
聴覚障害者向け情報機器貸出事業	身体			100
青い鳥郵便葉書の発行	身体	知的		101
点字郵便物の郵便料金の免除	身体			101

# 10 就労に関する支援

## (1) 就労に向けた支援サービス

就労移行支援	身体	知的	精神	102
就労継続支援 A型	身体	知的	精神	102
就労継続支援 B型	身体	知的	精神	102
就労定着支援	身体	知的	精神	103

## (2) 就労に関する相談窓口・支援機関

公共職業安定所（ハローワーク）	身体	知的	精神	103
就労援助センター	身体	知的	精神	103
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部	身体	知的	精神	104
障害者職業能力開発校	身体	知的	精神	105
神奈川能力開発センター		知的		105
障害者施設共同受注窓口組織事業（しごとセンター）				106

# 11 緊急時・災害時対策

## (1) 緊急時対応に関する支援

緊急通報システム設置運営事業	身体			107
Net119 緊急通報システム	身体			107
FAX119 番通報・緊急手話通訳者派遣制度	身体			108
110 番アプリシステム・ファックス 110 番	身体			108

## (2) 災害時対応に関する支援

防災情報・災害情報の提供	身体	知的	精神	109
災害時要援護者避難支援制度	身体	知的	精神	110
在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業				110
医療的ケア児・者（人工呼吸器使用者）への発災時の電源確保事業				111



避難所における要配慮スペース・二次避難所	身体	知的	精神	111
家具転倒防止金具の取り付け事業	身体	知的	精神	112
災害時緊急連絡カード	身体	知的	精神	112

## 1 2 医療制度

### (1) 医療費の給付・助成

自立支援医療	身体	知的	精神	113
小児慢性特定疾病医療給付	身体	知的	精神	115
精神障害者入院医療援護金			精神	115
ひとり親家庭等医療費助成制度	身体	知的	精神	116
重度障害者医療費助成制度	身体	知的	精神	116
後期高齢者医療制度	身体	知的	精神	116
指定難病医療費助成制度				117

### (2) 治療・予防接種など

療養介護事業	身体			119
障害者・高齢者等歯科診療事業	身体	知的		119
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の公費負担制度	身体			120
高齢者のインフルエンザ予防接種の公費負担制度	身体			120

## 1 3 年金・手当・貸付制度

### (1) 年金

障害基礎年金	身体	知的	精神	121
特別障害給付金	身体	知的	精神	122
障害厚生年金	身体	知的	精神	123
心身障害者扶養共済制度	身体	知的	精神	126

### (2) 手当

川崎市在宅重度重複障害者等手当	身体	知的	精神	127
神奈川県在宅重度障害者等手当	身体	知的	精神	128
特別児童扶養手当	身体	知的	精神	129
障害児福祉手当	身体	知的	精神	129
特別障害者手当	身体	知的	精神	130
福祉手当（経過措置）	身体	知的	精神	131
児童扶養手当	身体	知的	精神	131
外国人等心身障害者福祉手当	身体	知的		132
災害遺児等福祉手当	身体			133
自動車事故により重度後遺障害を負われた方への介護料	身体		精神	133

### (3) 貸付制度

生活福祉資金貸付制度	身体	知的	精神	134
身体障害者更生資金貸付事業	身体			134

## 14 税金・公共料金

### (1) 税金

税金の窓口	身体   知的   精神	135
所得税の障害者控除	身体   知的   精神	136
住民税（市民税・県民税）の障害者控除	身体   知的   精神	136
相続税の障害者控除	身体   知的   精神	137
住民税の減免	身体	138
個人事業税の非課税・減免	身体	138
バリアフリー改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度	身体   知的   精神	139
自動車税（軽自動車税）環境性能割及び自動車税種別割の減免	身体   知的   精神	139
軽自動車税（種別割）の減免	身体   知的   精神	142

### (2) 公共料金

水道料金・下水道使用料の基本料金の減免	身体   知的   精神	144
NHK放送受信料の減免	身体   知的   精神	145
NTT電話番号案内（104）無料サービス『ふれあい案内』	身体   知的   精神	146
携帯電話利用料金の割引サービス	身体   知的   精神	146

### (3) 預金・貯金

少額預金等利子非課税制度（マル優・特別マル優）	身体   知的   精神	147
ニュー福祉定期貯金	身体   知的   精神	147

## 15 選挙

選挙管理委員会	身体   知的   精神	148
期日前投票制度	身体   知的   精神	148
代理投票・点字投票制度	身体   知的   精神	148
病院、老人ホーム等の施設での不在者投票制度	身体   知的   精神	149
郵便等による不在者投票制度	身体	149

## 16 スポーツ・文化・レクリエーションなど

### (1) 社会参加活動の推進

障害者社会参加推進センター	身体   知的   精神	150
---------------	--------------	-----

### (2) スポーツ

障害者スポーツ協会	身体   知的   精神	150
川崎市障害者スポーツ大会	身体   知的   精神	150
障害者スポーツプログラム	身体   知的   精神	151

### (3) イベント・講習会など

障害者週間記念のつどい	身体   知的   精神	151
手をつなぐフェスティバル	身体   知的   精神	151
腎臓病講座・料理講習会		152

### (4) 公共施設の利用

公共施設利用料の障害者減免	身体   知的   精神	152
障害者手帳アプリ「ミライロID」による公共施設の減免	身体   知的   精神	156

## 1 7 障害者団体・ボランティア活動など

### (1) 障害児・者団体

川崎市内の主な障害児・者団体	身体   知的   精神	157
障害児・者団体の地域活動	身体   知的   精神	158

### (2) ボランティア活動

かわさき市民活動センター	身体   知的   精神	158
ボランティア活動振興センター（川崎市社会福祉協議会）	身体   知的   精神	159

### (3) その他

川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）	身体   知的   精神	159
サポートカード	身体   知的   精神	159
障害者に関するマーク	身体   知的   精神	160

## 1 8 介護保険制度

(1) 介護保険制度の特徴	163
(2) 介護保険のしくみ	163
(3) 保険料・利用料の減免等	164
(4) 介護サービスを利用するまでの流れ	165
(5) 介護サービスの内容	166
(6) 介護保険に関する問い合わせ先（相談・質問等）	167
(7) 介護保険のサービスと障害福祉サービスの取り扱いについて	167

## 1 9 参考資料

さくいん	169
------	-----

ウェルフェアイノベーションの取組	173
かわさき基準（K   S 認証事業）	174

※ 市内の障害福祉サービス事業所一覧はホームページに掲載しております。  
障害福祉サービス事業所 <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022092.html>  
グループホーム <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022106.html>

障害程度別該当事業一覧表 (注)この一覧はあくまでも目安です。対象となるかどうかなどの詳細は、各窓口でご相談ください。

(△は一部該当)

障害種別	等級	医療					補装具・生活用具		在宅サービス		住宅の確保		年金・手当									
		自立支援医療 (育成医療・更生医療・精神通院医療)	ひとり親家庭等医療費助成制度	重度障害者医療費助成制度	後期高齢者医療制度	精神障害者入院医療保護金	補装具費の支給	日常生活用具の給付	訪問入浴サービス事業	日常生活自立支援事業	やさしい住まい推進事業	公営住宅公募時の優遇・使用料減免	障害基礎年金	川崎市在宅重度重複障害者等手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	児童扶養手当	心身障害者扶養共済制度	災害遺児等福祉手当		
掲載ページ		113 114	116	116	116	115	64	64	51	27	81	78 79	121	127	129	129	130	131	126	133		
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	○	△	△	○	○	
		2	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	
		3	○	△	△	○		△	△		△	△	○	△	△	○	△	△	△	○		
		4	○					△	△		△		○				△	△	△			
		5	○					△	△		△						△	△	△			
		6	○					△	△		△						△	△	△			
	聴覚・平衡機能障害	2	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	△	○	○
		3	○	△	△	○		△	△		△	△	○	△	△	○	△	△	△	△	○	
		4	○			△		△	△		△		○				△	△	△			
		5	○					△	△		△						△	△	△			
		6	○					△	△		△						△	△	△			
		3	○	△	△	○		△	△		△	△	○	△	△	○			△	○		
	4	○			○		△	△		△		○				△						
	肢体不自由	1	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	○	△	△	○	○	
		2	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	
		3	○	△	△	○		△	△		△	△	○	△	△	○	△	△	△	○		
4		○			△		△	△		△		○				△	△	△				
5		○					△	△		△						△	△	△				
6		○					△	△		△						△	△	△				
内部障害	1	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○		
	2	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○		
	3	○	△	△			△	△		△	△	○	△	△	○	△	△	△	○			
	4	○					△	△		△		○				△	△	△				
療育手帳	A1(IQ20以下)	△	△	○	○			△	○	△	○	○	△	△	○	○	△	△	○			
	A2(IQ21-35)	△	△	○	○			△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○			
	B1(IQ36-50)	△	△	△						△	△	○	△	△	△	△	△	△	○			
	B2(IQ51-75)	△								△	△	△	△	△	△	△	△	△	○			
精神障害者保健福祉手帳	1	○	△	△	○	○		△		△		○	△	△	△	△	△	△	○			
	2	○	△		○	○		△		△		○	△	△	△	△	△	△	○			
	3	○				○		△		△		△	△	△	△	△	△	△	○			
所得による負担の有無		有	無	無	有	無	有	有	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	有	無		
所得制限の有無		有	有	無	無	有	有	有	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	無	無		
備考		△知的障害(精神遅滞)については、精神症状を伴い精神療法を要する場合に限る △身障手帳3級かつIQ50以下 △精神は通院のみ △65歳以上74歳以下の場合 △認定条件を満たせば手帳の有無は問わない △補装具の購入又は修理を必要と認められる者に限る △種目により対象範囲に含まれる △身障手帳3級かつIQ50以下 △公営住宅公募時の優遇のみ該当 △障害児福祉手当または特別障害者手当の受給資格を有する方は該当 △その他同程度の障害を有する方も該当する場合あり △その他同程度の障害を有する方も該当する場合あり △父または母が重度の障害の場合 △父または母が重度の障害の場合																				

障害程度別該当事業一覧表 (注)この一覧はあくまでも目安です。対象となるかどうかなどの詳細は、各窓口でご相談ください。

(△は一部該当)

障害種別	等級	税の控除など						公共料金の割引		交通						福祉資金の貸付		情報支援				
		所得税および住民税の控除	相続税の障害者控除	個人事業税の非課税・減免	自動車税(軽自動車税)別割の減免	軽自動車税(種別割)の減免	少額預金等利子非課税制度	水道料金・下水道使用料の減免	NHK放送受信料の減免	鉄道運賃の割引	航空運賃の割引	ふれあいフリーパスの交付	重度障害者福祉タクシー利用券の交付	バス(市バス・民営バス)運賃の割引	有料道路通行料金の割引	福祉キャブ(リフト付き自動車)	生活福祉資金貸付制度	身体障害者更生資金貸付事業	手話通訳者派遣事業	要約筆記者派遣事業		
掲載ページ		136	137	138	139	142	147	144	145		88	89	85	86	88	90	92	134	134	97	97	
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		
		4	○	○	○	△	△	○		○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○		
		5	○	○				○		○	○	△	△	△		○	○	○	○	○		
		6	○	○				○		○	○	△	△	△		○	○	○	○	○		
	聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	○		○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○			○		○	○	△	△	○		○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○		○	○	○		○	○	△	△	△		○	○	○	○	○		
		6	○	○				○		○	○	△	△	△		○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	△	○	○	△	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	音声・言語機能障害	4	○	○	○			○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○		
	肢体不自由	2	○	○	○	△	△	○	○	○	○	△	△	○	△	○	○	△	○	○		
		3	○	○	○	△	△	○	△	○		△	△	○	△	○	○		○	○		
		4	○	○	○	△	△	○		○		△	△	○		○	○		○	○		
		5	○	○		△	△	○		○		△	△	△		○	○		○	○		
		6	○	○		△	△	○		○		△	△	△		○	○		○	○		
		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		
内部障害	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			
	3	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	△	○	○		○	○			
	4	○	○	○	○	○	○		○		△	△	○		○	○		○	○			
	A1(IQ20以下)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
療育手帳	A2(IQ21-35)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	B1(IQ36-50)	○	○				○	△	○		△	△	○	△	○		○	○				
	B2(IQ51-75)	○	○				○		○		△	△	△		○		○	○				
	精神障害者保健福祉手帳	1	○	○		○	△	○	○	○		○	○	○				○	○			
2		○	○				○	△	○		○	○					○	○				
3		○	○				○		○		○	○					○	○				
所得による負担の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	
所得制限の有無		無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	
備考								△身障手帳3級、IQ50以下、精神障害者手帳2級のうちいずれか2つ以上	住民税(市民税)非課税世帯	世帯主かつ受信契約者			特別乗車証及びふれあいフリーパス受領者は除く	特別乗車証及び福祉タクシー利用券受領者は除く			外出時に車いすや介助を必要とする方					

## 1 相談窓口

## (1) 総合的な相談窓口

身 知 精

## 地域みまもり支援センター・健康福祉ステーション

地域の身近な相談窓口として、各区役所等において、地域みまもり支援センター・健康福祉ステーションを設置しています。相談窓口が御不明な場合にはこちらにご相談ください。

社会福祉職や保健師の専門職などが、生活する上での相談や福祉に関する相談を受け、必要に応じて他の専門機関と連携しながら、様々な支援を行います。

名称	郵便番号	所在地	高齢・障害課 障害者支援係/精神保健係		地域支援課		もよりの駅 ・バス停	
			身・知 精	電 話 FAX	電 話 FAX			
川崎区役所地域みまもり支援センター	210-8570	川崎区東田町8	身・知	201-3215	201-3291	201-3206	201-3293	JR線・京急線 川崎駅
			精	201-3213				
大師地区健康福祉ステーション	210-0812	川崎区東門前2-1-1	身・知	271-0162	271-0128	271-0145	271-0128	京急線 東門前駅
田島地区健康福祉ステーション	210-0852	川崎区鋼管通2-3-7	身・知	322-1984	322-1995	322-1978	322-1994	臨港バス 鋼管通2丁目
幸区役所地域みまもり支援センター	212-8570	幸区戸手本町1-11-1	身・知	556-6654	555-3192	556-6693	555-1336	市バス 幸区役所入口
			精	556-6695				
中原区役所地域みまもり支援センター	211-8570	中原区小杉町3-245	身・知	744-3296	744-3345	744-3268	744-3196	JR線・東急線 武蔵小杉駅
			精	744-3297				
高津区役所地域みまもり支援センター	213-8570	高津区下作延2-8-1	身・知	861-3252	861-3249	861-3259	861-3307	JR線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅
			精	861-3309				
宮前区役所地域みまもり支援センター	216-8570	宮前区宮前平2-20-5	身・知	856-3304	856-3163	856-3308	856-3237	東急線 宮前平駅
			精	856-3262				
多摩区役所地域みまもり支援センター	214-8570	多摩区登戸1775-1	身・知	935-3302	935-3396	935-3101	935-3276	JR線 登戸駅 小田急線 向ヶ丘遊園駅
			精	935-3324				
麻生区役所地域みまもり支援センター	215-8570	麻生区万福寺1-5-1	身・知	965-5159	965-5206	965-5160	965-5169	小田急線 新百合ヶ丘駅
			精	965-5259				

※介護保険・高齢者支援に関するお問い合わせは 167 ページをご覧ください。

## 身 知 精

## 障害者相談支援センター

障害者相談支援センターは、川崎市から委託を受けた法人が設置・運営する公的な相談窓口です。暮らし、福祉、健康、仕事など、障害のある方やその家族、地域にお住まいの方、関係機関の方などからの相談を受け付けます。

## 【地域相談支援センター】

障害種別、年齢、福祉サービスの利用などに関わらない総合相談を行います。

令和3年10月から地区担当制になりましたので、お住まいの地区を担当する地域相談支援センターにご相談ください。（区内の他の地域相談支援センターに相談することもできます。）

区	名称	所在地・連絡先	担当地区
川崎	いしじみ	川崎区大島1-8-6 TEL 233-9949 FAX 246-0941	池上新町、伊勢町、大島、大島上町、川中島、観音、大師駅前、大師公園、台町、中島、藤崎、富士見2丁目、四谷上町、四谷下町
	いっしょ	川崎区京町1-8-10 リアルピア京町101 TEL 201-6952 FAX 271-5776	浅田、池田、大川町、小川町、小田2~7丁目、貝塚、京町、下並木、白石町、田辺新田、堤根、日進町、南町、元木
	かわさき L i f e	川崎区新川通5-11 金子ビル701 TEL 201-7286 FAX 201-7266	旭町、砂子、駅前本町、榎町、小田1丁目、小田栄、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町、渡田、渡田山王町、渡田新町、渡田東町、渡田向町
	さらん	川崎区桜本1-9-9 TEL 270-2250 FAX 266-0030	浅野町、池上町、浮島町、江川、追分町、扇島、扇町、鋼管通、小島町、桜本、塩浜、昭和、田町、大師河原、大師町、大師本町、田島町、千鳥町、出来野、殿町、中瀬、浜町、東扇島、東門前、日ノ出、水江町、南渡田町、夜光
幸	ラルゴ	幸区北加瀬2-11-17 TEL 599-6075 FAX 599-6076	小倉（小倉1-1以外）、鹿島田、北加瀬、下平間、新塚越、古川町、南加瀬、矢上
	あんさんぶる	幸区小向西町4-61-101 TEL 223-8290 FAX 223-8432	河原町、小向、小向町、小向東芝町、小向仲野町、小向西町、戸手、東古市場、古市場
	つかごし	幸区塚越3-427 塚越ハイツ1階 TEL 400-2050 FAX 400-2050	遠藤町、大宮町、小倉1-1、紺屋町、幸町、新小倉、新川崎、神明町、塚越、戸手本町、中幸町、東小倉、堀川町、南幸町、都町、柳町
中原	いまい	中原区今井仲町15-19 TEL 299-9838 FAX 299-9839	市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井西町、今井南町、小杉御殿町、小杉陣屋町、小杉町、新丸子東、新丸子町
	すまいる	中原区北谷町12 グレースピアヤワタ102 TEL 201-1280 FAX 201-1280	上平間、上丸子、上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、北谷町、下沼部、田尻町、等々力、中丸子、丸子通、宮内
	もとすみ	中原区木月2-18-6 メゾン住吉203 TEL 863-6251 FAX 863-6744	井田、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、大倉町、苅宿、木月、木月伊勢町、木月大町、木月祇園町、木月住吉町、西加瀬
	ワルツ	中原区上小田中6-42-12 コーポ紙屋202 TEL 819-6657 FAX 819-6658	上小田中、上新城、下小田中、下新城、新城、新城中町
高津	ほあり	高津区千年924 小川ビル101 TEL 789-8421 FAX 789-8422	明津、蟹ヶ谷、北野川、子母口、子母口富士見台、千年、千年新町、東野川、久末
	まいうえい	高津区下作延6-4-3 TEL 400-7224 FAX 833-5887	宇奈根、梶ヶ谷、上作延、久地、下作延、新作、末長、向ヶ丘
	すいせん	高津区溝口2-17-8 ハイメルハウゼII 101 TEL 299-9167 FAX 299-9168	北見方、坂戸、下野毛、諏訪、瀬田、久本、二子、溝口

区	名称	所在地・連絡先	担当地区
宮前	ポポラス	宮前区宮崎2-13-35 モア宮崎101 TEL 870-5236 FAX 870-5237	犬蔵、けやき平、小台、鷺沼、神木、土橋、南平台、馬絹、宮崎、宮前平
	れもん	宮前区神木本町5-1-4 エスぺランサ宮前203 TEL 740-9043 FAX 740-9143	五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、初山、水沢
	シリウス	宮前区鷺沼1-2-1 安藤マンション403 TEL 920-9105 FAX 920-9106	有馬、梶ヶ谷、西野川、野川台、野川本町、東有馬、南野川
多摩	いろはに こんぺいとう	多摩区中野島4-19-14 プリメーラSS101 TEL 299-6510 FAX 299-7985	生田1~3丁目、和泉、菅、菅稲田堤、菅北浦、菅城下、菅野戸呂、菅馬場1・2丁目、中野島、布田
	ドルチェ	多摩区宿河原3-4-7 正地ビル201 TEL 819-4510 FAX 819-4511	生田4~8丁目、宿河原、菅仙谷、菅馬場3・4丁目、堰、寺尾台、長尾、登戸、登戸新町、枳形1~4丁目
	アベク	多摩区長沢1-19-1-101 TEL 948-9890 FAX 948-9892	栗谷、長沢、西生田、東生田、東三田、枳形5~7丁目、三田、南生田
麻生	柿生	麻生区五力田2-20-10 TEL 987-1794 FAX 987-1510	岡上、片平、金程、栗木、栗木台、栗平、黒川、五力田、白鳥、はるひ野、古沢、細山、南黒川、向原
	ひまわり	麻生区百合丘1-20-7 白井ビル2階 TEL 322-9591 FAX 322-9592	王禅寺、王禅寺西1~4丁目、王禅寺東、上麻生1~4丁目、下麻生、下麻生2~3丁目、高石4~6丁目、虹ヶ丘、早野、東百合丘、百合丘
	それいゆ	麻生区万福寺1-1-1 新百合ヶ丘シティビル304 TEL 969-7447 FAX 951-0071	王禅寺西5~8丁目、上麻生、上麻生5~7丁目、下麻生1丁目、高石1~3丁目、多摩美、千代ヶ丘、白山、万福寺

## 【基幹相談支援センター】

地域の相談支援機関への後方支援、広域調整、地域移行の取組等を行います。

名称	所在地・連絡先	担当区
川崎市南部基幹 相談支援センター	川崎区大島1-4-8 イーストブルー101 TEL 222-8281 FAX 589-5620	川崎区、幸区
川崎市中部基幹 相談支援センター	高津区坂戸3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟408-A TEL 328-5466 FAX 328-5467	中原区、高津区、宮前区
川崎市北部基幹 相談支援センター	麻生区万福寺2-4-7 アノンテラス新百合ヶ丘102 TEL 299-8895 FAX 299-8896	多摩区、麻生区





## 総合リハビリテーション推進センター

障害児・者や高齢者、医療的ケア児なども含めたサービスの質の向上やネットワーク化を推進する機能を併せ持つ機関であり、保健・医療・福祉に関する地域資源の全市的な連携拠点です。

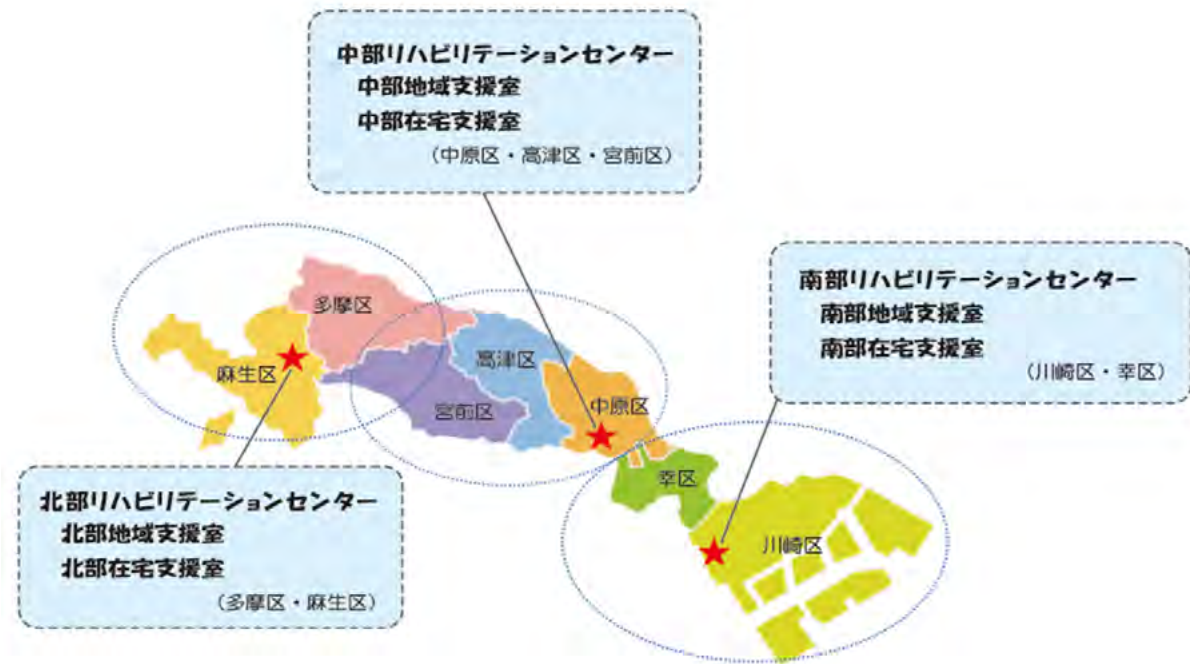
具体的には、市内3か所の地域リハビリテーションセンター（17 ページ参照）の統括を行うとともに、民間の施設・事業者も含めた全市的なサービスの質の向上を図るため、先進事例の情報収集や課題の検討（調査研究業務）、施設・事業者間連携の強化に向けたサポート（連携調整業務）、相談支援従事者に対する専門的な研修の計画・実施（人材育成業務）を行います。また、法令に定められた障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの機能を有しており、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の審査や、精神科に入院している方に対して法に基づく適切な医療が提供されているかどうかの審査を実施しています。

名 称		郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
総合リハビリテーション 推進センター 総務・判定課	身体障害 判定審査担当	210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく2階	223-6748	200-3974
	精神保健 判定審査担当			200-3195	
総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課				223-6953	
総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 こころの健康支援担当				201-3242	

地域リハビリテーションセンター

年齢や疾病、障害の有無を問わず、何らかの理由によって生活に支障が生じている方やリハビリテーション専門職の支援を必要としている方が、適切な支援を受けながら地域で生活していくことができるように総合的な支援を行います。

また、法令に定められた障害者更生相談所および精神保健福祉センターとしての機能も有しており、補装具や福祉用具の評価判定、療育手帳の判定、精神保健福祉に関する普及啓発及び様々な関係機関に対する専門的・技術的な支援などを行います。



※各リハビリテーションセンターには日中活動センターが併設されています。また中部及び北部には地域活動支援センター（A型）（26ページ参照）が併設されています。

※聴覚障害・補聴器に関しては、南部地域支援室が全市を担当しています。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
南部地域支援室	210-0024	川崎区日進町 5-1 ふくふく2階	200-0834	200-3974	京急線 八丁畷駅又は JR・京急線 川崎駅
南部在宅支援室			223-7387	223-7585	
中部地域支援室	211-0035	中原区井田 3-16-1	750-0686	750-0671	市営バス 中央療育センター前・ 中原老人福祉センター入口・ 井田・井田営業所・蟹ヶ谷 東急バス 蟹ヶ谷・さくらヶ丘
中部在宅支援室			750-1212	750-1220	
北部地域支援室	215-0011	麻生区百合丘 2-8-2	281-6621	966-0282	小田急線 百合ヶ丘駅 小田急バス 第1団地前
北部在宅支援室			281-5453	959-2815	



## 川崎市社会福祉協議会

誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の団体です。市および各区に設置しており、地域福祉活動の拠点施設として、福祉広報や各種福祉講座の開催、福祉の相談、情報提供、ボランティア活動の推進などの活動を行います。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
川崎市 社会福祉協議会	211-0053	中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター内	739-8710	739-8737	JR線 武蔵中原駅
川崎区 社会福祉協議会	210-0011	川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟6階 福祉パルかわさき内	246-5500	211-8741	JR線・京急線 川崎駅 市営・臨港バス 競輪場前
幸区 社会福祉協議会	212-0023	幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内	556-5500	556-5577	市営バス 幸区役所入口
中原区 社会福祉協議会	211-0067	中原区今井上町 1-34 和田ビル 1 階 福祉パルなかはら内	722-5500	711-1260	JR線・東急線 武蔵小杉駅
高津区 社会福祉協議会	213-0001	高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 福祉パルたかつ内	812-5500	812-3549	JR線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅
宮前区 社会福祉協議会	216-0033	宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガ-デンオフィス 4 階 福祉パルみやまえ内	856-5500	852-4955	東急線 宮崎台駅
多摩区 社会福祉協議会	214-0014	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内	935-5500	911-8119	JR線 登戸駅 小田急線 向ヶ丘遊園駅
麻生区 社会福祉協議会	215-0004	麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウェンティワン 1 階 福祉パルあさお内	952-5500	952-1424	小田急線 新百合ヶ丘駅



## 地域福祉情報バンク（川崎市社会福祉協議会）

川崎市社会福祉協議会が運営するもので、総合相談窓口として福祉全般の相談受付を行うほか、社会福祉・保健及びその他の関連分野の情報を収集し、市民の方や保健福祉関係機関等の方へ総合的な情報提供を行います。

### ①ふくし相談

利用できる方 … 福祉に関する諸問題を抱えている方

内 容 … 日常生活上の困りごとなど、福祉全般の相談に対し、助言や情報提供を行います。

窓 口 … 電話：739-8719

受付時間：月曜～金曜 午前9時～12時、午後1時～4時(祝日、年末年始を除く)

### ②専門相談

利用できる方 … 福祉に関する諸問題を抱えている方でより専門的な助言を望まれている方

内 容 … 弁護士・精神科医師・臨床心理士による専門的な助言を行います(要予約)。

窓 口 … 電話：739-8719(予約受付)

※事前に相談員が相談内容を伺い、内容によっては、他の適切な相談機関を紹介する場合があります。

## ③地域福祉情報の提供

利用できる方 … 保健福祉従事者、関係者ならびに福祉に関心のある方

内 容 … 社会福祉に関する図書・DVDの貸出、福祉情報の収集・提供・発信

かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」<https://k-fukumimi.com/>

かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」Facebook

窓 口 … 電話：739-8720

受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

名称	郵便番号	所在地	担当	電話	もよりの駅・バス停
地域福祉情報 バンク	211-0053	中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉 センター6階	ふくし相談	739-8719	JR線 武蔵中原駅
			専門相談（予約制）	739-8719	
			地域福祉情報	739-8720	

## (2) 子どもに関する相談窓口

身 知 精

### 児童相談所

18歳未満の児童のさまざまな問題について相談・援助活動を行う専門機関です。

#### 【主な内容】

- (1) 児童の心身の発達および障害についての相談・援助
- (2) 児童のしつけ、性格、遊び、教育についての相談・援助
- (3) いろいろな事情で児童を施設や里親に預けるための相談・援助

※ただし、保育所への入所については、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）で相談を受け付けています。

- (4) 障害のある児童に対する療育手帳および各種手当についての判定
- (5) 一時保護の実施

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
川崎市 こども家庭センター (中央児童相談所)	212-0058	幸区鹿島田 1-21-9	542-1234	542-1505	JR線 鹿島田駅 JR線 新川崎駅
川崎市 中部児童相談所	213-0011	高津区久本 1-4-1	877-8111	877-8733	JR線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅
川崎市 北部児童相談所	214-0038	多摩区生田 7-16-2	931-4300	931-4505	小田急線 生田駅



## 子ども発達・相談センター（きっずサポート）

児童の発達についての相談等を行う専門機関です。相談員が保護者と一緒に、子どもにあった対応方法や福祉サービスなどを考えます。必要に応じ、センター内併設の児童発達支援事業所等の利用を御案内する場合があります。また、保護者の同意を得た上で、当該児童が通っている保育所や幼稚園などに対し、対応方法についての助言・提案等を行います。

担当区域	施設名	郵便番号	所在地	電話	FAX
川崎区	きっずサポート かわさき	210-0012	川崎区宮前町 8-11 第5平沼ビル6階	589-4667	589-4668
幸区	きっずサポート さいわい	212-0011	幸区幸町 2-593 モリファーストビル5階	276-7127	276-8027
宮前区	きっずサポート みやまえ	216-0035	宮前区馬絹 6-6-9 フューモビル1階	863-7505	863-7506
多摩区	きっずサポート たま	214-0037	多摩区西生田 2-1-20	299-6818	299-6819

※その他の区については、下記の「地域療育センター」にて相談を受け付けています。電子申請（1ページ参照）

※一貫した支援の観点から、すでに地域療育センターへ相談されている方は、原則、地域療育センターで支援を継続します。

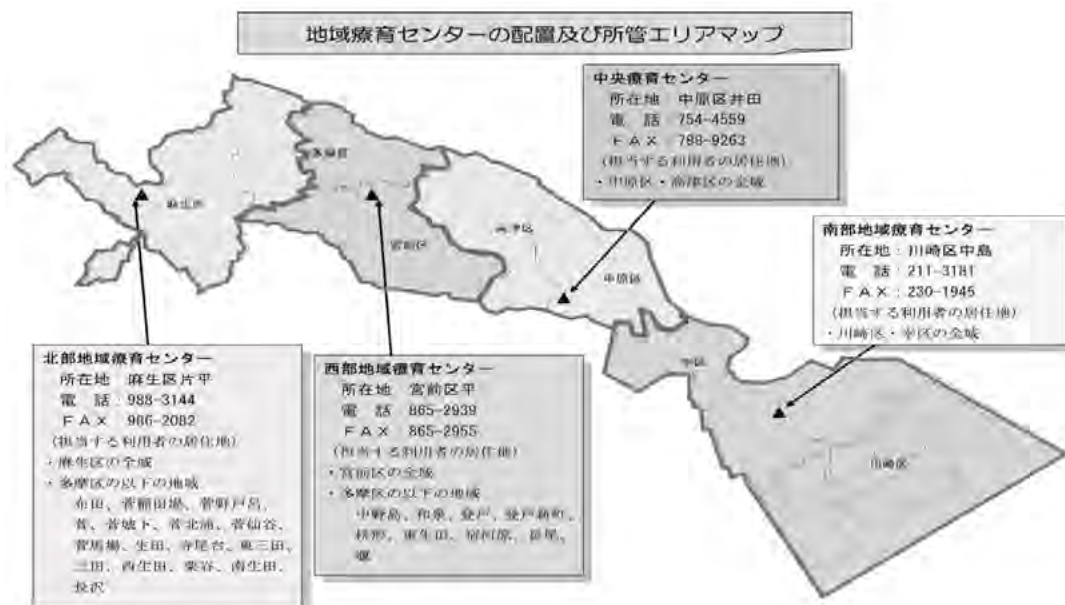
## 身 知 精

## 地域療育センター（児童発達支援センター）

情緒障害・言語障害・聴覚障害・視覚障害・肢体不自由などの障害がある児童、それらの疑いのある児童に対し、相談・診察・検査・評価・療育・訓練などを行う総合的な支援機関です。

児童福祉法上の「児童発達支援センター」に位置付けられており、児童発達支援（福祉型・医療型）（69ページ参照）などの支援を行うとともに、保育所・幼稚園・特別支援学校等の関係機関と連携して、保育所等訪問支援などの後方支援なども行います。

担当区域	施設名	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員
川崎区・幸区	南部地域療育センター	210-0806	川崎区中島 3-3-1	211-3181	230-1945	福祉型 40名 医療型 40名
中原区・高津区	中央療育センター	211-0035	中原区井田 3-16-1	754-4559	788-9263	福祉型 50名 医療型 50名
宮前区・多摩区の一部	川崎西部地域療育センター	216-0022	宮前区平 2-6-1	865-2939	865-2955	福祉型 50名 医療型 10名
麻生区・多摩区の一部	北部地域療育センター	215-0023	麻生区片平 5-26-1	988-3144	986-2082	福祉型 50名 医療型 10名



### (3) 専門分野ごとの相談窓口

#### 医療的ケア児・者等支援拠点

医療的ケア児・者等の専門相談窓口です。川崎市内の医療的ケアを必要とする方が地域で安心して暮らしていけるよう、本人やその家族などからの相談を受け、情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携しながら、地域における総合的な支援体制の整備を推進します。

担当区域	施設名	郵便番号	所在地	電話	FAX
川崎区・幸区・中原区	総合リハビリテーション 推進センター 企画・連携推進課	210-0024	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく2階	223-6973	200-3974
高津区・宮前区・多摩区・ 麻生区	地域相談支援センター それいゆ	215-0004	麻生区万福寺1-1-1 新百合ヶ丘シティビル 304	281-0037	951-0071

#### 発達相談支援センター

発達障害のある方に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、本人やその家族からの相談を受けて適切な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携しながら、地域における総合的な支援体制の整備を推進します。

##### 【利用できる方】

- ・市内在住で知的な遅れのない小学生以上の発達障害児・者（自閉(症)スペクトラム障害・学習障害、注意欠陥多動性障害等の診断を受けた方）、及びその疑いのある方
- ・家族や支援者、発達障害児・者を支援する関係職員

##### 【手続き方法】

事前の予約が必要です。お電話にてお申し込みください。

名称	運営主体	郵便番号	所在地	電話	FAX
発達相談支援センター	社会福祉法人青い鳥	210-0024	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく3階	246-0939 (新規相談専用)	200-0206

※多摩区・麻生区にお住まいの15歳以上の方の御相談は、下記の「発達障害地域活動支援センター ゆりの木」にてお受けします。

#### 発達障害地域活動支援センター

発達障害のある方の社会参加や生活状況の向上などを図るため、発達障害のある方やその家族などに対する相談支援や普及啓発等の事業を実施します。

名称	運営主体	郵便番号	所在地	電話	FAX
ゆりの木	社会福祉法人青い鳥	215-0021	麻生区上麻生1-7-11 クラウンビル301	969-7177	951-2177

対象者：【相談支援】麻生区・多摩区にお住まいの15歳以上の方  
【日中活動支援】市内にお住まいの18歳以上の方

**高次脳機能障害地域活動支援センター**

高次脳機能障害者の社会参加や生活状況の向上などを図るため、高次脳機能障害のある方やその家族などに対する相談支援や普及啓発等の事業を実施します。

名称	運営主体	郵便番号	所在地	電話	FAX
高次脳機能障害地域活動支援センター	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	213-0002	高津区二子4-4-7 TS.BLDG 4F	299-8201	299-8202

**神奈川県総合リハビリテーションセンター**

神奈川県内における高次脳機能障害のある方への支援拠点施設です。相談支援コーディネーターを配置しており、個別支援、地域支援、連携構築、普及啓発などを行います。

高次脳機能障害のある方やその家族、関係機関からの相談を受けており、関係機関と連携しながら、リハビリ、地域生活、社会資源等の情報提供など、ご本人の状況に応じた支援を行います。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
神奈川リハビリテーション病院 総合相談室	243-0121	厚木市七沢 516	046-249-2612	046-249-2515
地域リハビリテーション支援センター			046-249-2602	046-249-2601

**依存症などに関する相談**

内容 … アルコール等の依存症について、電話や来所での相談に応じます。家族セミナー毎月1回開催しています。

窓口 … 総合リハビリテーション推進センター ころの健康課 ころの健康支援担当  
電話：201-3242

受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～12時、午後1時～5時

（祝日、年末年始を除く）

※来所相談は予約制です。ころの相談所（川崎区東田町8：川崎区役所4階）にて実施しています。

**依存症地域活動支援センター**

依存症のある方の社会参加や生活状況の向上などを図るため、依存症のある方本人やその家族などに対する相談支援や回復支援、普及啓発等の事業を実施します。

名称	運営主体	郵便番号	所在地	電話	FAX
川崎マックアルコールケアセンター	NPO 法人 ジャパンマック	210-0812	川崎区東門前 2-2-10	266-6708	287-2516
川崎ダルク・デイケアセンター	NPO 法人 川崎ダルク支援会	211-0044	中原区新城 4-1-1 新城 NH ビル 2F	798-7608	798-7610
アルコールケアセンター たんぼぼ	NPO 法人 アルコール ケアセンター たんぼぼ	213-0001	高津区溝口 2-7-9 ツクバビル 2F	822-0699	FAX 兼用
K-GAP（ケーギャップ）	一般社団法人 Nesting	210-0806	川崎区中島 3-12-1 木村第2ビルコマホール1階	742-7162	742-7152

## ひきこもり地域支援センター

一次的な相談窓口として、ひきこもっている状態にある方やその周りの方々からひきこもりに関する相談を広く受け付けます。その上で、相談内容等に応じて、本センターでの継続的な相談や適切な専門機関への引き継ぎなど、切れ目のない対応を行います。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
ひきこもり地域支援センター	210-0024	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく3階	223-6826	223-7892	JR線・京急線 川崎駅 京急線 八丁畷駅

身

## かながわ難病相談・支援センター

難病の方やその家族からの療養相談や就労相談に応じるほか、患者会の情報提供や、医療講演会・交流会などを行います。相談には、難病相談支援員やピア相談員（患者、家族）が対応しています。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
かながわ難病相談・支援センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14階	045-321-2711	045-321-2651	横浜駅

身

## 視覚障害者情報文化センター

視覚障害者等に対する図書の貸出や製作、生活訓練や相談などを行います。

### 【主な事業】

- (1) 録音図書・点字図書の閲覧と貸出（99ページ参照）
- (2) 視覚障害者訓練事業（56ページ参照）

【利用できる方】市内在住・在学・在勤の視覚障害者等（手帳の所持不問）

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
視覚障害者情報文化センター	210-0026	川崎区堤根 34-15 ふれあいプラザかわさき 3階	222-1611	222-8105	JR線 川崎駅 京急線 八丁畷駅

視覚障害者情報文化センターホームページ：<http://www.kawasaki-icc.jp>

身

## 聴覚障害者情報文化センター

聴覚障害者等の家庭生活または社会生活における各種相談を受け付けるほか、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び養成、手話・字幕入りビデオ（DVD）の製作及び貸出、情報機器の貸出などを行います。

### 【主な事業】

- (1) ろうあ者相談事業、難聴者相談事業（24ページ参照）
- (2) 手話通訳者派遣事業（97ページ参照）
- (3) 要約筆記者派遣事業（97ページ参照）
- (4) 字幕（手話）付ビデオテープ等貸出事業（100ページ参照）
- (5) 聴覚障害者向け情報機器貸出事業（100ページ参照）

名称	郵便番号	所在地	事業	電話	FAX	もよりの駅・バス停
聴覚障害者情報文化センター	211-0037	中原区井田三舞町 14-16	相談(1)	798-8800	798-8804	東急線 元住吉駅
			派遣(2)(3)		798-8803	
			管理(4)(5)		798-8805	

聴覚障害者情報文化センターホームページ：<http://www.joubun.net>



**ろうあ者相談事業、難聴者相談事業**

内 容 … 聴覚障害者等及びその関係者からの家庭生活・社会生活における各種相談に応じます。  
窓 口 … 聴覚障害者情報文化センター（23 ページ参照）  
電話：798-8800 FAX：798-8804

※聴覚障害者情報文化センターでの相談には、事前に予約が必要です。

※また、次の区役所（まちづくり推進部地域振興課）においても相談を受け付けています。

（曜日・時間の指定あり。事前の予約は不要）

- ・川崎区：水曜 午後 2 時～4 時 30 分
- ・高津区：水曜 午前 9 時～12 時
- ・宮前区：金曜 午前 9 時～12 時
- ・多摩区：金曜 午後 2 時～4 時 30 分
- ・麻生区：第 1 水曜 午後 1 時 30 分～4 時

**神奈川県盲ろう者支援センター**

神奈川県内の盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害のある方）ご本人や、盲ろう者とのコミュニケーション・支援等にお困りの方（御家族や近隣の方、市町村福祉担当職員、介護事務所など）を対象とした相談受付窓口です。（面談相談は予約制です。）

相談方法	概 要
面接相談	【神奈川県聴覚障害者福祉センター内（藤沢市藤沢 933-2）】 実 施 日：火曜～土曜（予約制） 相談時間：9 時～11 時、13 時～15 時 【神奈川県横浜西合同庁舎 6 階（横浜市西区岡野 2-12-20）】 実 施 日：火曜～金曜（予約制） 相談時間：9 時～11 時、13 時～15 時
電話相談	電話番号：0466-90-5727 実 施 日：火曜～土曜 相談時間：9 時～11 時、13 時～15 時
FAX 相談	FAX 番号：0466-90-5727
メール相談	メールアドレス： <a href="mailto:moro-sodan@kanagawa-wad.jp">moro-sodan@kanagawa-wad.jp</a> ※上記アドレスからのメールを受信できるように設定の上、ご相談ください。

**身体障害者福祉センター**

在宅障害者の福祉の増進に関する各種相談・指導事業を行う地域利用施設です。

また、各種イベント・講習会等も行っていますので、内容・日時・料金などの詳細は、各福祉会館にお問い合わせください。

※各館とも駐車できる台数が限られているため、車での来館はご遠慮ください。

施設名	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
南部身体障害者福祉会館	210-0834	川崎区大島 1-8-6	244-3971	244-3885	臨港バス 野球場裏
中部身体障害者福祉会館	211-0068	中原区小杉御殿町 2-114-1	733-9675	733-9676	JR 線・東急線 武蔵小杉駅
北部身体障害者福祉会館	213-0001	高津区溝口 1-18-16	811-6631	811-6517	JR 線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝ノ口駅
多摩川の里身体障害者 福祉会館	214-0012	多摩区中野島 6-13-5	935-1359	935-1706	JR 線 中野島駅

## 身

## 障害者生活支援事業

- 内 容 … 在宅障害者の自立と社会参加の促進を図るため、在宅の身体障害者等及びその家族に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング等を行います。
- 窓 口 … れいんぼう川崎在宅支援室（宮前区東有馬 5-8-10）  
電話：888-8649（直通）

## 若年性認知症の相談

- 内 容 … 若年性認知症の方やその家族等に対し、若年性認知症支援コーディネーターが電話相談を行うほか、支援に携わるネットワークの調整を行います。
- 窓 口 … 川崎市若年性認知症サポートデスク NPO 法人マイ Way  
相談電話：400-7060  
受付時間：月曜～金曜 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く）  
相談室：高津区下作延6-4-3エムズヒル3F

## (4) こころに関する相談窓口

## こころの電話相談

- 内 容 … こころの健康や精神保健福祉について相談したい方からの相談について、相談員が電話での相談に応じます。  
※匿名での相談も可能です。  
※継続的な相談が必要な場合には、区役所等を案内することがあります。
- 窓 口 … 電話：246-6742  
受付時間：毎日 午前9時～午後9時  
年末年始（12月29日～1月3日）：午前9時～午後5時

## 精

## 心の健康相談事業

- 内 容 … 精神障害のある方やその家族等からの様々な相談について、川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会の会員が、家族の立場にたって相談に応じます。
- 窓 口 … 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会  
電話・FAX：813-4555  
場所：地域福祉施設ちどり内 あやめ会相談室  
日時：毎週月曜・金曜 午前10時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

## 精

## 女性のための依存症電話相談

内 容 … アルコールや薬物等、やめたくてもやめられなくて困っている、依存症に悩んでいる女性の方を対象に電話での相談を受け付けています。家族や友人の依存症かもしれない行動に困っている方からの相談も受け付けています。

窓 口 … 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 こころの健康支援担当  
電話：201-3242  
受付時間：毎週火曜日午後 1 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

## 精

## 地域活動支援センター（A型）

地域で活動する精神障害のある方に対し、面接や電話による相談・援助、自立生活への支援、生活情報の提供などを行います。利用にあたっては、登録が必要です。

その他の地域活動支援センターについては、54 ページをご覧ください。

施設名	運営主体	郵便番号	所在地	電話	FAX
地域生活支援センター（アダージオ）	NPO 法人 KAWASAKI 精神保健福祉事業団	210-0838	川崎区境町 15-21 境町マンション2階	223-5063	223-5065
地域生活支援センター（りっぶる）	社会福祉法人 幸ヒューマンネットワーク	212-0052	幸区古市場1808-1 N・エール1階	548-0189	FAX兼用
中部地域生活支援センター（はるかぜ）	社会福祉法人 川崎聖風福祉会	211-0035	中原区井田 3-16-1	750-8908	788-8831
たかつ生活支援センター（にこば）	NPO 法人 ピアたちばな	213-0033	高津区下作延4-3-12 上中村ビル1階	982-7872	272-8327
地域生活支援センター（オリオン）	社会福祉法人 アピエ	216-0005	宮前区土橋3-1-6 富士見プラザフォンテーヌ鷺沼1階	862-6267	862-6268
地域生活支援センター（ホルト・長沢）	社会福祉法人 弥生会	214-0035	多摩区長沢 1-5-14	976-4123	975-6690
北部地域生活支援センター（ゆりあす）	社会福祉法人 SKY かわさき	215-0011	麻生区百合丘2-8-2	281-6641	966-2612

## 精

## 精神科救急医療情報窓口

内 容 … 精神の病気の急激な発病や精神症状の悪化等で入院が必要な場合に、精神障害のある方本人やその家族等に対して、平日夜間・休日に専門の相談員が医療機関の紹介等を行います。（※必ず紹介することをお約束するものではありません。）

窓 口 … 電話：045-261-7070  
受付時間：平日夜間 午後 5 時～翌午前 8 時 30 分  
土日祝日 午前 8 時 30 分～翌午前 8 時 30 分

## 精

## 思春期精神保健電話相談

- 内 容 … 概ね 16 歳以上の思春期の精神保健に関する相談について、相談員が電話での相談に応じます。
- 窓 口 … 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 こころの健康支援担当  
電話：201-3242  
受付時間：月曜～金曜 午前 8 時 30 分～12 時、午後 1 時～5 時

## 自死遺族関連事業（ほっとライン）

- 内 容 … 身近な方を自死で亡くされた方からの相談について、相談員が専用の電話で相談に応じます。
- 窓 口 … 電話：966-9951  
受付時間：第 2・第 4 木曜日 12 時～午後 4 時

## 自死遺族関連事業（自死遺族の集い「かわさき こもれびの会」）

- 内 容 … 身近な方を自死で亡くされた方の交流や分かち合いの場です。  
初めて参加される方は、事前にご連絡をお願いします。
- 窓 口 … 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 こころの健康支援担当  
電話：201-3242  
※原則として奇数月の第 1 木曜日に開催していますが、変則月があるため、事前にお電話などで御確認ください。  
※会場は川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）です。

## （5）権利擁護に関する相談窓口

## 身 知 精

## 日常生活自立支援事業

川崎市社会福祉協議会が運営する「川崎市あんしんセンター」では、認知症などで判断能力が不十分な方などの権利を守り、地域で自立した日常生活を送ることができるようサービス提供を行います。

- 利用できる方 … 川崎市に在住し、次のすべての要件を満たしている方
- (1) 知的障害者・精神障害者・身体障害者・認知症・概ね 65 歳以上の高齢者などで、日常生活に支援の必要な方
  - (2) ご本人のみでは、福祉サービスの利用や金銭の支払い、重要書類の保管をすることなどが困難な方
  - (3) サービスの内容を理解し、ご本人の意思で利用の申し込みを決めることができる方
- 内 容 … (1) 専門員が初回相談から、関係機関等との連絡・調整、利用者に必要な支援計画の作成や契約締結に必要な援助を行います。
- (2) 福祉サービス利用援助サービスと日常的な金銭管理サービスについては、契約締結後に生活支援員が定期的に日常的な金銭管理や様々なサービス利用などの支援を行います。

- 提供する… (1) 福祉サービス利用援助サービス
- サービスの  
内 容
- ア 福祉サービスについての情報提供及び助言
  - イ 福祉サービスの利用手続き援助
  - ウ 苦情解決制度の利用援助
  - エ 福祉サービス利用料の支払い
  - オ 日常生活に必要な事務に関する手続き
- (2) 日常的金銭管理サービス
- ア 預貯金の払い戻し、預け入れの手続き
  - イ 家賃及び公共料金等の支払い手続き
  - ウ 医療費の支払い手続き
  - エ 年金等の受領に必要な手続き
- (3) 書類等預かりサービス
- ア 預貯金通帳・証書の預かり
  - イ 証書(保険証書、不動産等の登記済権利証、契約書類、年金証書)等の預かり
  - ウ 有価証券の預かり(株券を除く)
  - エ 印鑑の預かり

利用料… 相談は無料ですが、各サービスの利用には所定の費用がかかります。

- (1) 福祉サービス利用援助サービス・日常的金銭管理サービス  
→回数に係わらず月 2,500 円(基本料 500 円を含む)  
※概ね月 1~2 回の訪問を行います。
- (2) 書類等預かりサービス  
→年間 3,000 円又は 6,000 円(預かり物の内容及び金額によります)

手続方法… お住まいの区のあるしんセンターまで、お電話にてお問い合わせください。  
あるしんセンターの専門員が訪問等によりサービスの内容や手続き等について説明し、その後、利用申込みや関係機関との調整、契約手続きなどを行います。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅
川崎市あるしんセンター (川崎市社会福祉協議会)	210-0011	川崎市富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビルB-1 棟 6 階 福祉パルかわさき内	245-1144	211-8741	JR線・京急線 川崎駅
幸区あるしんセンター (幸区社会福祉協議会)	212-0023	幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内	556-5082	556-5577	市営バス 幸区役所入口
中原区あるしんセンター (中原区社会福祉協議会)	211-0067	中原区今井上町 1-34 和田ビル 1 階 福祉パルなかはら内	722-6122	711-1260	JR線・東急線 武蔵小杉駅
高津区あるしんセンター (高津区社会福祉協議会)	213-0001	高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 福祉パルたかつ内	812-5833	812-3549	JR線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅
宮前区あるしんセンター (宮前区社会福祉協議会)	216-0033	宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス 4 階 福祉パルみやまえ内	856-5788	852-4955	東急線 宮崎台駅
多摩区あるしんセンター (多摩区社会福祉協議会)	214-0014	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内	933-2411	911-8119	JR線 登戸駅 小田急線 向ヶ丘遊園駅
麻生区あるしんセンター (麻生区社会福祉協議会)	215-0004	麻生区万福寺 1-2-2 新百合トゥエンティワン 1 階 福祉パルあさお内	952-5711	952-1424	小田急線 新百合ヶ丘駅
川崎市あるしんセンター	211-0053	中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター6階	739-8727	739-8738	JR線 武蔵中原駅

※生活保護を受給している方は、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション保護課へお問い合わせください。

## 身 知 精

## 法人後見事業

内 容 … 法定後見人（成年後見人、保佐人、補助人）の業務を行います。

利用できる方 … 川崎市に在住し、川崎市社会福祉協議会が必要と認めた高齢者・障害者

利 用 料 … 本人の財産や後見等業務の内容により、家庭裁判所が決定します。  
なお、後見等業務に要する交通費、通信費等は本人負担となります。

手 続 方 法 … 川崎市あんしんセンターまでご連絡ください。

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	もよりの駅・バス停
川崎市あんしんセンター	211-0053	中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター6階	739-8727	739-8738	J R 線 武蔵中原駅

## 身 知 精

## 成年後見支援センター事業

内 容 … 認知症や知的・精神障害などにより、財産の管理や契約行為などをご自身で判断することが困難な方に、成年後見制度の利用に向けた相談など、安心して地域で生活できるよう、必要な支援を行います。

利用できる方 … 川崎市に在住する高齢者・障害者、またはその関係者

利 用 料 … 無料

窓 口 … 川崎市あんしんセンター、各区あんしんセンター（28 ページ参照）

## 身 知 精

## 障害者虐待に関する通報・届出窓口

内 容 … 障害者に対する虐待（疑いも含む）に気づいた方には、市区町村の担当窓口への通報義務があります。川崎市では、そうした障害者虐待に関する通報、届出等を受け付ける専用電話を設置しています。

※対象となる障害者には、障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

※障害者に対する虐待は「養護者」、「障害者福祉施設従事者等」、「使用者」の3種類が定義されています。

※障害者の生命に危険が生じている場合には、まず警察に連絡し、障害者の安全を確保してください。

窓 口 … 【川崎市障害者虐待通報・届出受付ダイヤル】

電話：200-0193（24 時間 365 日連絡可能）

※聴覚障害のある方などは、F A X での通報・届出も受け付けしています。

F A X：200-3610

## 身 知 精

## 障害者差別解消に関する相談

障害者差別解消法では、行政機関と事業者を対象に、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」をすることの禁止と、「合理的配慮」の提供を求めており、下記のとおり、障害者差別に関する相談を受け付けています。

「合理的配慮」は行政機関については法的義務、事業者についても令和6年4月から義務化されます。

## 【市職員の対応に関する相談】

当該事務・事業を行っている担当部署に直接ご相談ください。

## 【民間事業者の対応に関する相談】

まずは当該事業者の相談受付窓口にご相談いただき、解決が図られないときなどは、当該事業者に対する監督権限を持つ公的窓口等にご相談ください。

※障害者差別解消法に関するチラシやパンフレット、障害者差別解消に関する相談の流れや、事業者に対する監督権限を持つ川崎市の所管部署一覧等については、下記ホームページをご覧ください。  
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000076080.html>

※相談先が分からない場合は、各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（13ページ参照）までお問い合わせください。

## 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」について

## 【不当な差別的取扱いとは】

障害を理由として、正当な理由が無く、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為のことです。

たとえば…

- 車いすを使っていることを理由にお店に入ることを断る。
- 介助犬がお店に入ることを認めない。
- 障害を理由にカルチャースクールや、スポーツクラブの入会を断る。



## 【合理的配慮とは】

障害がある人からお願いをされた時に、負担になりすぎない範囲で障害がある人が困っていることをなくすための対応をすることです。

たとえば…

- 車いすで入りやすい席に優先的に案内した。
- 知的障害がある人が参加する会議で、資料にフリガナをふり、内容を分かりやすくした。



## (6) 事業所の運営などに関する相談窓口

身(知)精

### 事業所・施設の苦情受付窓口

川崎市内で障害児・者の支援を行う施設・事業所について、各事業所・設置法人における苦情受付窓口以外に、川崎市でも苦情や施設運営上の問題等を受け付けています。サービスの種類ごとに、下記の受付窓口まで電話・FAXでご連絡ください。(相談いただいた内容については、守秘義務を遵守します。)

サービスの種類	受付窓口	電話	FAX(共通)
地域活動支援センター (A型、依存症、発達障害、高次脳機能障害)	精神保健課	200-3608	200-3932
地域活動支援センター(B・C・D型)	障害者社会参加・就労支援課	200-2676	
移動支援、日中一時支援	障害福祉課(障害福祉担当)	200-2653	
上記以外の施設、事業所	障害者施設指導課(事業者指導担当)	200-0082	

身(知)精

### 苦情解決支援事業(第三者委員会)

内 容 … 第三者委員または協力員が加盟施設を巡回します。主に利用者及びその家族等からの相談や苦情等を受け、解決に必要な支援を行います。

利用できる方 … 事業に加盟する施設・事業所の利用者及びその家族等  
※利用する施設・事業者が事業に加盟しているかどうかは、施設・事業所または下記窓口へお問合せください。

窓 口 … 特定非営利活動法人 川崎市障害福祉施設事業協会(157ページ参照)  
電話：819-8450 FAX：829-6620  
ホームページ <https://shoshikyou.or.jp/>

## (7) その他の相談窓口

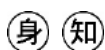
身(知)精

### 民生委員児童委員

社会奉仕の精神で、生活に困っている方や、子ども・高齢者・障害のある方などの相談を地域で受け、必要に応じて関係行政機関を紹介します。担当地区の民生委員児童委員の氏名や連絡先などは、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションへお問い合わせください。

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
川崎区役所地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	210-8570	川崎区東田町 8	201-3228	201-3293
大師地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	210-0812	川崎区東門前 2-1-1	271-0156	271-0128
田島地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	210-0852	川崎区綱管通 2-3-7	322-1986	322-1994
幸区役所地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	212-8570	幸区戸手本町 1-11-1	556-6643	556-6659
中原区役所地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	211-8570	中原区小杉町 3-245	744-3252	744-3196
高津区役所地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	213-8570	高津区下作延 2-8-1	861-3302	861-3307
宮前区役所地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	216-8570	宮前区宮前平 2-20-5	856-3254	856-3237
多摩区役所地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	214-8570	多摩区登戸 1775-1	935-3285	935-3276
麻生区役所地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	215-8570	麻生区万福寺 1-5-1	965-5156	965-5169





## 障害者相談員

身体及び知的障害児・者本人やその家族などから、家庭などにおける生活・養育などに関する相談や、福祉制度利用・就学・就労などに関する関係機関との連絡などに関する相談・指導を行います。民間の協力者が相談員となりますが、原則として身体障害者本人もしくは障害児・者の保護者の中から推薦されます。任期は2年（令和4・5年度）です。

### 身体障害者相談員

担当	氏名	所在地	電話	FAX	メールアドレス
肢体	菅野 とき	川崎市大島	222-2853	222-2853	
肢体	和田 かよ子	幸区河原町	522-2359	522-2359	
肢体	嶋田 龍興	高津区蟹ヶ谷	788-2644		
肢体	石山 春平	宮前区東有馬	888-1029	888-1029	
肢体	小林 守	麻生区高石	952-1240	952-1240	
視覚	高木 繁子	川崎市大島	080-2390-0885		
視覚	松本 健一	幸区戸手	533-4453		
視覚	佐々木 成幸	高津区末長	814-2852		
視覚	船橋 光俊	宮前区土橋	854-1312		funabashi@u06.itscom.net
視覚	関山 進	多摩区宿河原	933-7511		
視覚	金子 広明	麻生区百合丘	090-8435-4748		kanegon1960@jcom.home.ne.jp
聴覚	酒井 郁	中原区井田			stray.cat.ikunyan@gmail.com
聴覚	田中 友子	中原区北谷町		544-6716	tantom.kwd@gmail.com
聴覚	望月 桂子	高津区下作延		571-5476	
難聴	野村 八重子	幸区塚越		533-5690	
難聴	伊藤 雅子	中原区宮内		751-1381	machan@guitar.ocn.ne.jp
難聴	本吉 順子	高津区溝口		567-2661	
難聴	大谷 カル子	多摩区宿河原		900-3148	
人工 肛門	大塚 正陽	川崎市田町	266-3781	266-3781	
人工 肛門	中込 義昌	多摩区菅馬場	945-1682	945-1682	y.nakagome@mx1.ttcn.ne.jp
人工 肛門	田中 秀子	麻生区白山	987-5928		
人工 膀胱	吉松 恵子	麻生区千代ヶ丘	712-5037	712-5037	
背損	北島 総美	川崎市観音	090-1665-7976	387-0136	
背損	澤藤 充教	幸区小向町	511-7009		sij_sawafuji@bj.wakwak.com
腎臓	小野塚 暢章	幸区南加瀬	090-2467-4313		
腎臓	伊海 としこ	高津区久本	888-0351		

## 身体障害児相談員

担当	氏名	所在地	電話	FAX	メールアドレス
肢体	川崎 志津子	川崎区本町	200-7045	200-7045	
肢体	小田島 いく子	幸区新塚越	544-3180	544-3180	
肢体	野呂 眞実子	中原区木月住吉町	701-7963	701-7963	
肢体	藤井 礼子	中原区今井西町	711-6337	711-6337	takarei@nc.jful.jp
肢体	森 恵	高津区久末	766-8669	766-8669	
肢体	高橋 純子	宮前区梶ヶ谷	857-6478	857-6478	
肢体	石橋 吉章	多摩区登戸	900-2786	900-2786	bashi-yoshiaki@hotmail.com
肢体	横山 千代美	多摩区菅北浦	945-2184	945-2184	
肢体	佐野 幸子	麻生区千代ヶ丘	965-1014	965-1014	
心臓	桜井 仁奈子	多摩区菅仙谷	944-4913	944-4913	mamoru-2384-kawasaki@docomo.ne.jp

## 知的障害児・者相談員

担当	氏名	所在地	電話	FAX	メールアドレス
知的	伊東 早苗	川崎区大島	222-2531	222-2531	
知的	加藤 敦子	川崎区藤崎	211-4724	211-4724	
知的	板垣 ひとみ	川崎区小田	355-3302	355-3302	
知的	三浦 ひろみ	幸区南加瀬	599-8470		
知的	吉野 明美	中原区市ノ坪	433-7303	433-7303	
知的	三浦 ルイ子	高津区新作	856-4065	856-4065	
知的	梅田 順子	宮前区初山	975-7074	975-7074	
知的	美和 とよみ	多摩区宿河原	922-3015	922-3015	
知的	黒瀬 晶子	麻生区片平	986-9869	986-9869	ksho0108@ezweb.ne.jp
自閉症	飯塚 千佳子	川崎区京町	366-3696	366-3696	
自閉症	後藤 智子	多摩区堰	844-4181	844-4181	
自閉症	小泉 佳世	麻生区片平	987-5022	987-5022	

## 2 手帳の交付

手帳は、障害の程度などが記載され、様々な制度を受けやすくすることを目的としたものです。障害によって3種類あります。

①身

### 身体障害者手帳の交付

内 容 … 身体障害のある方が様々な福祉制度や支援制度を利用するために必要な手帳です。

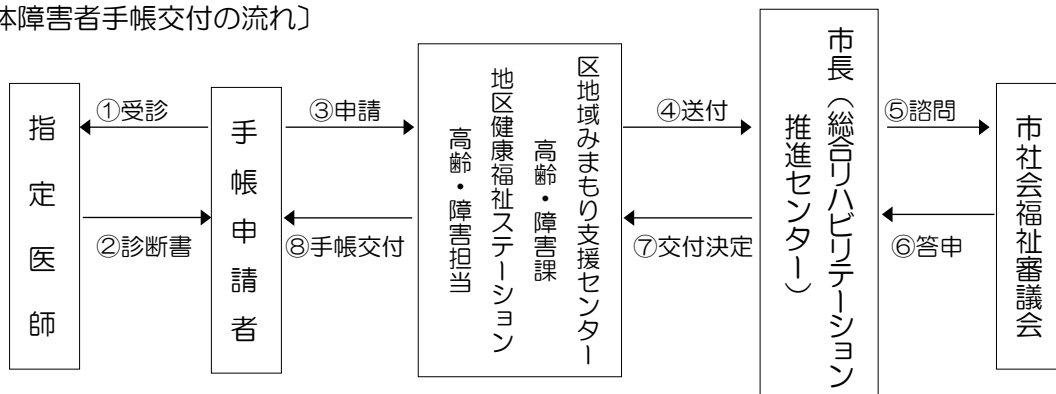
利用できる方 … 身体に永続的な障害があり、その障害程度が障害程度等級に該当する方  
年齢による制限はありません。

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（13ページ参照）

必要書類 … 診断書・意見書（指定医師の診断した指定のもの）、写真  
マイナンバーの確認に必要な書類等

身体障害程度 … 等級表のとおり（37ページ参照）

〔身体障害者手帳交付の流れ〕



②知



### 療育手帳の交付

内 容 … 知的障害のある方が様々な福祉制度や支援制度を利用するために必要な手帳です。

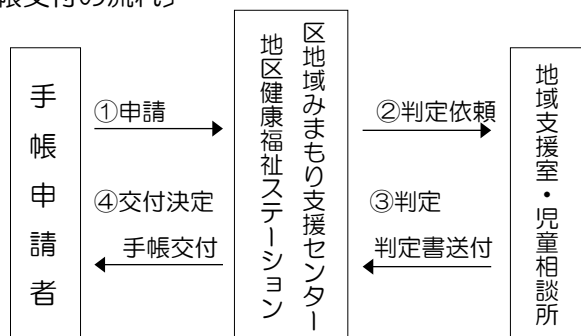
利用できる方 … 児童相談所または地域支援室で知的障害と判定された方

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（13ページ参照）電子申請（1ページ参照）

必要書類 … 写真等

障害程度	療育手帳の表		説 明
最重度	A	A1	著しい発達遅滞があって、標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「知能指数」といいます。）が、おおむね20以下の場合
重 度		A2	発達遅滞があって、知能指数がおおむね21以上35以下で上記A1に該当しない場合
中 度	B	B1	発達遅滞があって、知能指数がおおむね36以上50以下で上記A2に該当しない場合
軽 度		B2	発達遅滞があって、知能指数がおおむね51以上75以下で上記B1に該当しない場合

〔療育手帳交付の流れ〕



精

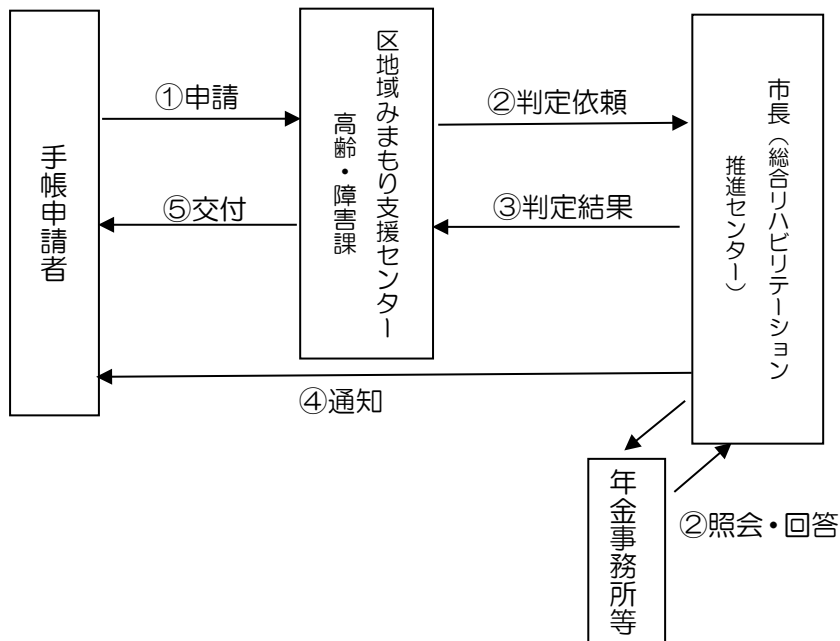
**精神障害者保健福祉手帳の交付**

- 内 容 … 精神障害のある方が様々な福祉制度や支援制度を利用するために必要な手帳です。
- 利用できる方 … 初診日より6か月以上、精神障害の状態にあり、日常生活または社会生活に何らかの制約のある方で、手帳の交付を希望する方
- 窓 口 … 各区役所 地域みまもり支援センター 高齢・障害課（13ページ参照）
- 手続方法 … 申請書に手帳用診断書または精神障害による障害年金の証書等（特別障害給付金受給資格者証も含む）の写しと照会同意書及びマイナンバーの確認に必要な書類等を添えて、居住地の地域みまもり支援センターに提出します。
- 手帳の有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請が可能です。なお、手帳交付時には本人の写真（縦4cm×横3cm）が必要です。
- ※自立支援医療（精神通院医療）（114ページ参照）と同時に申請する場合で、手帳用診断書で手続きする場合には、自立支援医療の診断書も兼ねることが出来ますので、主治医に診断書の作成を依頼する前に、各区役所へご相談ください。

精神障害程度

1 級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

〔精神障害者保健福祉手帳交付の流れ〕



## カード型障害者手帳の交付

- 内 容 … カード型の障害者手帳の交付を希望できます。
- 利用できる方 … すでに障害者手帳を交付されている方で、申請しようとする日から6か月以内に手帳の再認定・再判定・更新がない方
- 窓 口 … 各区役所 地域みまもり支援センター 高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション  
高齢・障害担当（13 ページ参照）
- 電子申請（1 ページ参照）
- 必 要 書 類 … 申請書、本人の写真（縦4cm×横3cm）

身体障害者障害程度等級表 ①

※ 太線より左は旅客運賃割引の第1種、右は第2種となります。

障害別		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
	聴覚又は平衡機能の障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能障害		平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

身体障害者障害程度等級表 ②

※ 太線より左は旅客運賃割引の第1種、右は第2種となります。

障害別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの  3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショバ一関節以上で欠くもの  2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢のリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、肘関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹機能障害により歩行が困難なもの			体幹の機能の著しい障害		
	脳病変による運動機能障害	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	移動機能 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	移動機能 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	上肢機能 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	移動機能 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	移動機能 下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※ 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。  
 ※ 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。  
 ※ 「指の機能障害」とは、中指指骨関節以下の障害をいい、おや指については、対立運動障害をも含むものとする。  
 ※ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。  
 ※ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。  
 ※ 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。  
 ※ 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。  
 ※ 2つ以上の重複する障害がある場合は、種別が第2種から第1種になる場合があります。

## 3 障害者総合支援法に基づくサービス

### (1) 障害者総合支援法の概要

平成25年4月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。この法律は、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために障害者自立支援法を改正したもので、障害福祉サービスの内容や、給付費の支給、障害支援区分の認定、サービス提供事業者の指定など、様々な支援サービスを一元的に提供するための仕組みを定めたものです。

#### 障害者総合支援法のポイント

この法律では、自立と共生の社会を実現し、障害のある方が地域の中で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

- ① 障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病患者等）に関わらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ② 障害のある方に身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③ サービスの利用者もサービス利用量や所得に応じた負担を負うとともに、国と地方公共団体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④ 就労支援を抜本的に強化
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化・明確化

### (2) 利用できる方

- ① 身体障害者手帳を持っている方
- ② 療育手帳を持っている方又は地域支援室や児童相談所で知的障害の判定や評価を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を持っている方又は診断書等により精神障害の診断を受けている方
- ④ 難病という診断を受けている方又は特定疾患医療受給者証を持っている方で、障害支援区分が1以上に該当する方（対象となる疾患は次の一覧のとおりです。）

#### 障害者総合支援法の対象疾患一覧

1	アイカルディ症候群	11	アラジール症候群	21	遺伝性ジストニア	31	ウルリッヒ病
2	アイザックス症候群	12	アルポート症候群	22	遺伝性周期性四肢麻痺	32	HTLV-1 関連脊髄症
3	IgA腎症	13	アレキサンダー病	23	遺伝性膵炎	33	ATR-X症候群
4	IgG4 関連疾患	14	アンジェルマン症候群	24	遺伝性鉄芽球性貧血	34	ADH分泌異常症
5	亜急性硬化性全脳炎	15	アントレー・ピクスラー症候群	25	ウィーバー症候群	35	エーラス・ダンロス症候群
6	アジソン病	16	イソ吉草酸血症	26	ウィリアムズ症候群	36	エプスタイン症候群
7	アッシャー症候群	17	一次性ネフローゼ症候群	27	ウィルソン病	37	エプスタイン病
8	アトピー性脊髄炎	18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	28	ウエスト症候群	38	エマヌエル症候群
9	アペール症候群	19	1p36 欠失症候群	29	ウェルナー症候群	39	遠位型ミオパチー
10	アミロイドーシス	20	遺伝性自己炎症疾患	30	ウォルフラム症候群	40	円錐角膜

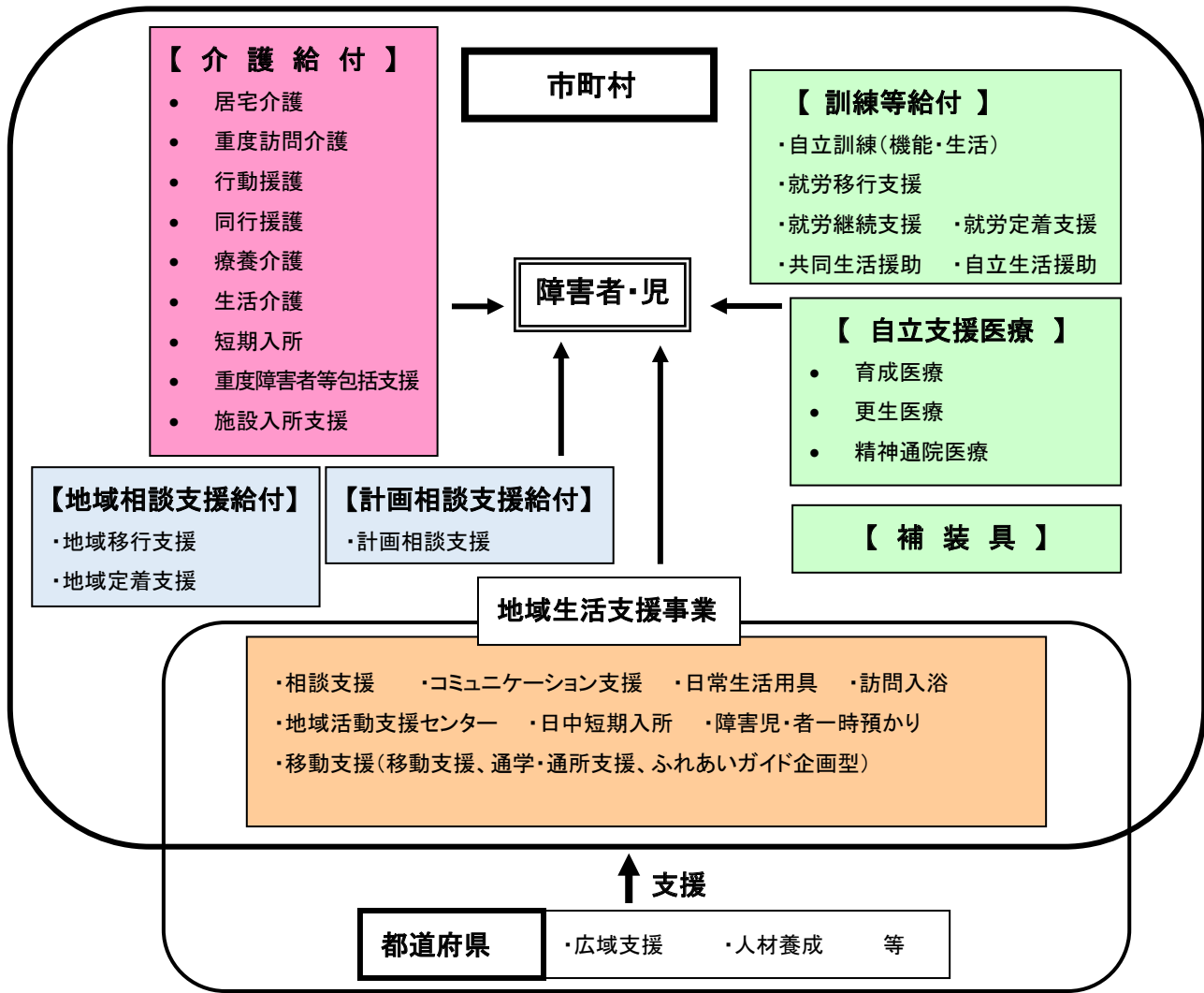


41	黄色靱帯骨化症	71	強直性脊椎炎	101	顕微鏡的大腸炎	131	再発性多発軟骨炎
42	黄斑ジストロフィー	72	巨細胞性動脈炎	102	顕微鏡的多発血管炎	132	左心低形成症候群
43	大田原症候群	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	103	高IgD症候群	133	サルコイドーシス
44	オクシピタル・ホーン症候群	74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	104	好酸球性消化管疾患	134	三尖弁閉鎖症
45	オスラー病	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	135	三頭酵素欠損症
46	カーニー複合	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	106	好酸球性副鼻腔炎	136	CFC 症候群
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	77	筋萎縮性側索硬化症	107	抗糸球体基底膜腎炎	137	シェーグレン症候群
48	潰瘍性大腸炎	78	筋型糖原病	108	後縦靱帯骨化症	138	色素性乾皮症
49	下垂体前葉機能低下症	79	筋ジストロフィー	109	甲状腺ホルモン不応症	139	自己食空胞性ミオパチー
50	家族性地中海熱	80	クッシング病	110	拘束型心筋症	140	自己免疫性肝炎
51	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)	81	クリオピリン関連周期熱症候群	111	高チロシン血症 1 型	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
52	家族性良性慢性天疱瘡	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	112	高チロシン血症 2 型	142	自己免疫性溶血性貧血
53	カナバン病	83	クルーゾン症候群	113	高チロシン血症 3 型	143	四肢形成不全
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	84	グルコーストランスポーター1 欠損症	114	後天性赤芽球癆	144	シトステロール血症
55	歌舞伎症候群	85	グルタル酸血症 1 型	115	広範脊柱管狭窄症	145	シトリン欠損症
56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	86	グルタル酸血症 2 型	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	146	紫斑病性腎炎
57	カルニチン回路異常症	87	クロウ・深瀬症候群	117	抗リン脂質抗体症候群	147	脂肪萎縮症
58	加齢黄斑変性	88	クローン病	118	コケイン症候群	148	若年性特発性関節炎
59	肝型糖原病	89	クロンカイト・カナダ症候群	119	コステロ症候群	149	若年性肺気腫
60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	120	骨形成不全症	150	シャルコー・マリー・トゥース病
61	環状 20 番染色体症候群	91	結節性硬化症	121	骨髄異形成症候群	151	重症筋無力症
62	関節リウマチ	92	結節性多発動脈炎	122	骨髄線維症	152	修正大血管転位症
63	完全大血管転位症	93	血栓性血小板減少性紫斑病	123	ゴナドトロピン分泌亢進症	153	ジュバル症候群関連疾患
64	眼皮膚白皮症	94	限局性皮質異形成	124	5p 欠失症候群	154	シュワルツ・ヤンベル症候群
65	偽性副甲状腺機能低下症	95	原発性局所多汗症	125	コフィン・シリス症候群	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
66	ギャロウェイ・モフト症候群	96	原発性硬化性胆管炎	126	コフィン・ローリー症候群	156	神経細胞移動異常症
67	急性壊死性脳症	97	原発性高脂血症	127	混合性結合組織病	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
68	急性網膜壊死	98	原発性側索硬化症	128	鰓耳腎症候群	158	神経線維腫症
69	球脊髄性筋萎縮症	99	原発性胆汁性胆管炎	129	再生不良性貧血	159	神経フェリチン症
70	急速進行性糸球体腎炎	100	原発性免疫不全症候群	130	サイトメガロウイルス角膜内皮炎	160	神経有棘赤血球症

161	進行性核上性麻痺	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	221	多発性嚢胞腎	251	那須・ハコラ病
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	192	先天性三尖弁狭窄症	222	多脾症候群	252	軟骨無形成症
163	進行性骨化性線維異形成症	193	先天性腎性尿崩症	223	タンジール病	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
164	進行性多巣性白質脳症	194	先天性赤血球形成異常性貧血	224	単心室症	254	22q11.2欠失症候群
165	進行性白質脳症	195	先天性僧帽弁狭窄症	225	弾性線維性仮性黄色腫	255	乳幼児肝巨大血管腫
166	進行性ミオクローヌステんかん	196	先天性大脳白質形成不全症	226	短腸症候群	256	尿素サイクル異常症
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	197	先天性肺静脈狭窄症	227	胆道閉鎖症	257	ヌーナン症候群
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	198	先天性風疹症候群	228	遅発性内リンパ水腫	258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
169	スタージ・ウェーバー症候群	199	先天性副腎低形成症	229	チャージ症候群	259	ネフロン癆
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	260	脳クレアチン欠乏症候群
171	スミス・マギニス症候群	201	先天性ミオパチー	231	中毒性表皮壊死症	261	脳髄黄色腫症
172	スモン	202	先天性無痛無汗症	232	腸管神経節細胞僅少症	262	脳表ヘモジテリン沈着症
173	脆弱X症候群	203	先天性葉酸吸収不全	233	TSH分泌亢進症	263	膿疱性乾癬
174	脆弱X症候群関連疾患	204	前頭側頭葉変性症	234	TNF受容体関連周期性症候群	264	嚢胞性線維症
175	成人スチル病	205	早期ミオクロニー脳症	235	低ホスファターゼ症	265	パーキンソン病
176	成長ホルモン分泌亢進症	206	総動脈幹遺残症	236	天疱瘡	266	バージャー病
177	脊髄空洞症	207	総排泄腔遺残	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	208	総排泄腔外反症	238	特発性拡張型心筋症	268	肺動脈性肺高血圧症
179	脊髄髄膜瘤	209	ソトス症候群	239	特発性間質性肺炎	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
180	脊髄性筋萎縮症	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	240	特発性基底核石灰化症	270	肺動脈低換気症候群
181	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	241	特発性血小板減少性紫斑病	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
182	前眼部形成異常	212	大脳皮質基底核変性症	242	突発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	272	バッド・キアリ症候群
183	全身性エリテマトーデス	213	大理石骨病	243	特発性後天性全身性無汗症	273	ハンチントン病
184	全身性強皮症	214	ダウン症候群	244	特発性大腿骨頭壊死症	274	汎発性特発性骨増殖症
185	先天異常症候群	215	高安動脈炎	245	特発性多中心性キャスルマン病	275	PCDH19関連症候群
186	先天性横隔膜ヘルニア	216	多系統萎縮症	246	特発性門脈圧亢進症	276	非クトーシス型高グリシン血症
187	先天性核上性球麻痺	217	タナトフォリック骨異形成症	247	特発性両側性感音難聴	277	肥厚性皮膚骨膜炎
188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	218	多発血管炎性肉芽腫症	248	突発性難聴	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
189	先天性魚鱗癬	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	249	ドラベ症候群	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
190	先天性筋無力症候群	220	多発性軟骨性外骨腫症	250	中條・西村症候群	280	肥大型心筋症

281	左肺動脈右肺動脈 起始症	311	バスレムミオパチー	341	網膜色素変性症
282	ビタミンD依存性 くる病/骨軟化症	312	ヘパリン起因性 血小板減少症	342	もやもや病
283	ビタミンD抵抗性 くる病/骨軟化症	313	ヘモクロマトーシス	343	モワット・ウイルソン 症候群
284	ピッカースタッフ 脳幹脳炎	314	バリー症候群	344	薬剤性過敏症症候群
285	非典型型溶血性 尿毒症症候群	315	バルーシド角膜辺縁変 性症	345	ヤング・シンブソン 症候群
286	非特異性多発性 小腸潰瘍症	316	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフ ィーを除く。)	346	優性遺伝形式をとる 遺伝性難聴
287	皮膚筋炎/多発性筋炎	317	片側巨脳症	347	遊走性焦点発作を伴う 乳児てんかん
288	びまん性汎細気管支炎	318	片側痙攣・片麻痺・ てんかん症候群	348	4p欠失症候群
289	肥満低換気症候群	319	芳香族L-アミノ酸 脱炭酸酵素欠損症	349	ライソゾーム病
290	表皮水疱症	320	発作性夜間ヘモグロピ ン尿症	350	ラスマッセン脳炎
291	ヒルシエスブルグ病 (全結腸型又は小腸 型)	321	ホモシスチン尿症	351	ランゲルハンス細胞 組織球症
292	VATER 症候群	322	ポルフィリン症	352	ランドウ・クレフナー 症候群
293	ファイファー症候群	323	マリネスコ・ シェーグレン症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症
294	ファロー四徴症	324	マルファン症候群	354	両側性小耳症・外耳道 閉鎖症
295	ファンコニ貧血	325	慢性炎症性脱髄性多発 神経炎/多巣性運動ニ ューロパチー	355	両大血管右室起始症
296	封入体筋炎	326	慢性血栓性 肺高血圧症	356	リンパ管腫症/ ゴーハム病
297	フェニルケトン尿症	327	慢性再発性多発性 骨髄炎	357	リンパ脈管筋腫症
298	フォンタン術後症候群	328	慢性膀胱炎	358	類天疱瘡(後天性表皮 水疱症を含む。)
299	複合カルボキシラーゼ 欠損症	329	慢性特発性偽性 腸閉塞症	359	ルビンシュタイン・ テイビ症候群
300	副甲状腺機能低下症	330	ミオクロニー 欠神てんかん	360	レーベル遺伝性 視神経症
301	副腎白質 ジストロフィー	331	ミオクロニー脱力発作 を伴うてんかん	361	レシチンコレステロー ルアシルトランスフェ ラーゼ欠損症
302	副腎皮質刺激ホルモン 不応症	332	ミトコンドリア病	362	劣性遺伝形式をとる 遺伝性難聴
303	ブラウ症候群	333	無虹彩症	363	レット症候群
304	ブラダー・ウィリ 症候群	334	無脾症候群	364	レノックス・ ガスター症候群
305	プリオン病	335	無βリポタンパク血症	365	ロスマンド・ トムソン症候群
306	プロピオン酸血症	336	メーブルシロップ尿症	366	肋骨異常を伴う 先天性側弯症
307	PRL 分泌亢進症(高 プロラクチン血症)	337	メチルグルタコン 酸尿症		
308	閉塞性細気管支炎	338	メチルマロン酸血症		
309	β-ケトチオラーゼ 欠損症	339	メビウス症候群		
310	パーチェット病	340	メンクス病		

(3) サービス・事業の全体像



(4) 各サービス・事業の概要

訪問系サービス	居宅介護 (P51 参照) (ホームヘルプサービス)	入浴、排せつ、食事の介護など、在宅生活における介護サービスなどを行います。
	重度訪問介護 (P51 参照)	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、著しい行動障害を有する知的障害者・精神障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。
	行動援護 (P83 参照)	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある方で、常に介護を必要とする方に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
	同行援護 (P83 参照)	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある方に対し、外出時において移動の援護を行い、移動に必要な情報を提供するなど、外出の際に必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方であって、その必要度が著しく高い方に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。(必要なサービス提供事業者の確保・調整等を利用者が行わなくても事業者によって行われる仕組みで、緊急のニーズに際して、臨機応変に対応が可能です。)

日中活動系サービス	生活介護 (P53 参照)	常に介護を必要とする方に対し、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動、生産活動などの支援を行います。
	自立訓練 〔機能訓練・生活訓練 (通所型・宿泊型)〕 (P53・54 参照)	自立した日常生活または社会生活も営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
	就労移行支援 (P102 参照)	一般企業への雇用が見込まれる方であって、就労を希望する方に対し、生産活動などを通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います。
	就労継続支援 (P102 参照)	通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、就労の機会を提供し、生産活動などを通じて必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援 (P103 参照)	就労移行支援、就労継続支援等のサービスを利用して新たに一般就労した方に対し、雇用先での就労の継続を図るために事業主や、関連機関との連絡調整等を行います。
	短期入所 (ショートステイ) (P57 参照)	居宅において介護を行う方の疾病などの理由により、短期間の入所を必要とする方に対し、障害福祉施設等において短期間、必要な介護などの支援を行います。
	療養介護 (P119 参照)	医療と常に介護を必要とする方に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム) (P76 参照)	地域での共同生活の場において、入浴・排せつ・食事等の介護及び相談その他の日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援 (P76 参照)	障害者支援施設（入所施設）などに入所する方に対し、主に夜間に、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
	自立生活援助 (P77 参照)	施設入所支援や共同生活援助等を利用していた方が単身生活等に移行した場合に、その方の居宅へ定期的に訪問等を行い、相談や情報提供等を行います。
相談支援サービス	計画相談支援	障害福祉サービスなどの申請時にサービス利用等に関する計画を作成して関係機関との調整を行い、一定期間ごとにサービスの利用状況などを検証し、作成した計画の見直しを行うなどの支援を行います。
	地域移行支援 (P77 参照)	障害者支援施設等に入所している障害のある方、または、精神科病院に入院していて退院可能な病状の障害のある方などに対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域定着支援 (P78 参照)	居宅において単身などで生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保して、障害特性に起因して生じた緊急事態などが発生した場合に、相談や必要な支援等を行います。

地域生活支援事業	移動支援事業	移動支援 (P83・84 参照)	屋外での移動が困難な障害者・児に対し、安全かつ円滑に外出できるよう、移動についての支援を行います。	社会生活上必要な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出が対象
		通学・通所支援 (P83・84 参照)		学校への通学、通所施設などへの通所（やむをえない事情がある場合に限る）
	日中一時支援事業	日中短期入所 (P59 参照)	介護者の一時的な休息を目的とし、日中の活動の場を提供します。	
		障害児・者一時預かり (P60 参照)	日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、訓練・指導を行います。	
	福祉ホーム (P77 参照)	住居が必要な障害者に対し、居室及びその他の設備などを供与することで、地域生活を支援します。		
	地域活動支援センター (P26・54 参照)	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います。		
	訪問入浴サービス事業 (P51 参照)	家庭で入浴することが困難な重度の身体障害者及び知的障害者の入浴の機会を確保するため、自宅での訪問入浴サービスを提供します。		
	日常生活用具給付事業 (P64 参照)	自立生活支援用具などの日常生活用具を給付・貸与します。		
	コミュニケーション支援事業 (P97・98 参照)	手話通訳、要約筆記者、コミュニケーション支援員の派遣などを行います。		

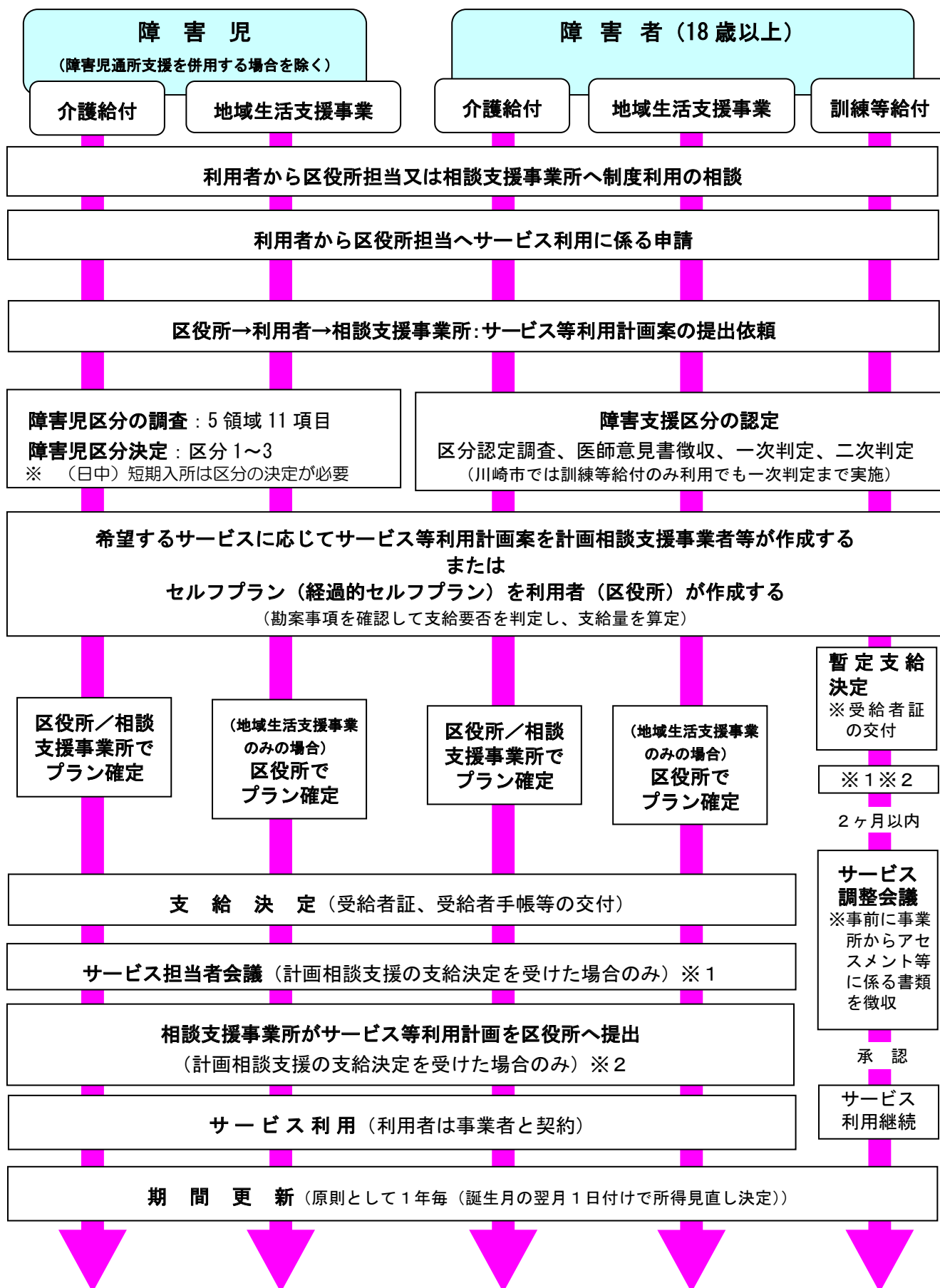
## (5) 利用手続き

サービスの利用にあたっては、各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（13 ページ参照）へ申請を行い、サービスの支給決定及び受給者証の交付を受ける必要があります。また、利用するサービスによっては、支給決定の際に障害支援区分（47 ページ参照）の認定を必要とする場合もあります。

なお、サービス利用申請の際は、計画相談支援事業所等が作るサービス等利用計画または利用者自身が作成するセルフプランの提出が必要となります（地域生活支援事業のみ利用する場合は除く）。

サービスの利用に向けた手続きの流れについては、次ページの図を御確認ください。

# サービス利用手続きの流れ



## (6) 障害支援区分

- 障害支援区分は区分1～6に分かれており、支援の必要度について客観的な基準で判定されます。
- 第三者によって、障害支援区分認定調査（80項目）を実施し、公平な判断が行われます。
- 障害の特性など個別に配慮すべきことについては、障害支援区分認定審査会で考慮されます。

## (7) 障害支援区分と利用できるサービス

障害支援区分と利用できるサービスは次の表のとおりです。利用できる量については、サービスごと、障害支援区分ごとに基準がありますので、詳細については、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにお尋ねください。（13ページ参照）

【障害支援区分ごとに、○：利用できるサービス、×：利用できないサービス】

サービス名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護（通院介助を除く）	×	○	○	○	○	○	○
通院介助（介護有り）	×	×	○（但し、要件あり）				
通院介助（介護無し）	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○（但し、要件あり）		
行動援護	×	×	×	○（但し、要件あり）			
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○ （要件有）
生活介護	×	×	○（★）	○	○	○	○
自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（B型） 就労定着支援 共同生活援助（グループホーム） 自立生活援助	○	○	○	○	○	○	○
短期入所（ショートステイ）	×	○	○	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	○（但し、要件あり）	
施設入所支援		○（◆）		○（◆）（★）	○	○	○
地域移行支援		認定調査のみ必要（区分認定は要さない）					
地域定着支援							
移動支援	×	○	○	○	○	○	○
日中短期入所	×	○	○	○	○	○	○
障害児・者一時預かり	○	○	○	○	○	○	○

（★）… 50歳以上の場合 （◆）… 自立訓練、就労移行支援併用の場合

※ 同行援護はアセスメント票の点数に基づき利用対象を決定します（場合により、障害支援区分認定を行います）。



## (8) 利用者負担のしくみ

原則として、障害福祉サービスの提供に要する費用の1割を利用者が負担しますが、世帯の所得等に  
 応じて1か月あたりの負担上限額が定められています。

また、施設利用に伴う食費や光熱水費、施設入所支援に伴う医療費、日用品費、グループホーム利用  
 に伴う家賃などについては、原則として利用者が実費を負担することになります。なお、費用の負担が  
 重くなりすぎないように、川崎市独自の負担軽減を行うとともに、自己負担分の軽減措置や給付措置を受  
 けることができる場合があります。

詳細については、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにご相談くださ  
 い。(13ページ参照)

対象サービス	対象となる方			負担上限月額
居宅・通所	市民税課税世帯	障害者	所得割額 16万円未満 所得割額 16万円以上	9,300円 37,200円
		障害児	所得割額 28万円未満 所得割額 28万円以上	4,600円 37,200円
入所	市民税課税世帯	障害児と 18・19歳の 施設入所者	所得割額 28万円未満 所得割額 28万円以上	9,300円 37,200円

\*1 生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、いずれのサービスを受けられる場合も、  
 利用者負担はありません。

\*2 本人収入については、障害児の場合、保護者の収入となります。

\*3 グループホーム利用の場合は市民税課税であれば、16万円未満でも37,200円

### 【川崎市独自の負担軽減後の利用料等】

サービス名	利用料
就労移行支援	無料
就労継続支援（B型）	無料

### 【移動支援事業、日中一時支援事業の費用負担】

内容	費用
移動支援 (社会生活上必要な外出余暇活動 などの社会参加のための外出)	10%負担 外出時に身体介護を受けた場合は、別に負担があります。
通学・通所支援	10%負担 ※保護者の疾病・障害・就労など、社会的にやむをえない事情により当該障害児・者の 通学通所に付添うことができない場合に限る。
日中短期入所	10%負担
障害児・者一時預かり	10%負担

\*1 生活保護及び市民税非課税世帯の方は、無料となります。

\*2 通学・通所支援についてのみ、月額負担額が10,000円を超えるときは10,000円を負担限度額とします。

## 4 児童福祉法に基づくサービス

### (1) 児童福祉法の概要

平成 24 年 4 月に児童福祉法が改正され、これまでは施設種別で分かれていた障害児施設について、「通所による支援」と「入所による支援」にそれぞれ体系化されるとともに、新たなサービスについても創設されました。

#### 児童福祉法のポイント

この法律では、障害のある方やその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、次のようなことなどが定められています。

- ①通所による支援（障害児通所支援）と、入所による支援（障害児入所支援）に体系化する。
- ②18 歳以上の障害児入所者に対しては、年齢に応じた適切な支援を実施するため、原則として障害者総合支援法に基づくサービス（39 ページ～48 ページ）を提供する。
- ③利用料については、原則として保護者等の負担能力に応じた利用料を負担する。

### (2) 利用できる方

- ① 身体障害者手帳を持っている方
- ② 療育手帳を持っている方又は地域支援室や児童相談所で知的障害の判定や評価を受けている方
- ③ 精神保健福祉手帳を持っている方
- ④ その他、サービスの利用等が必要と認められた方

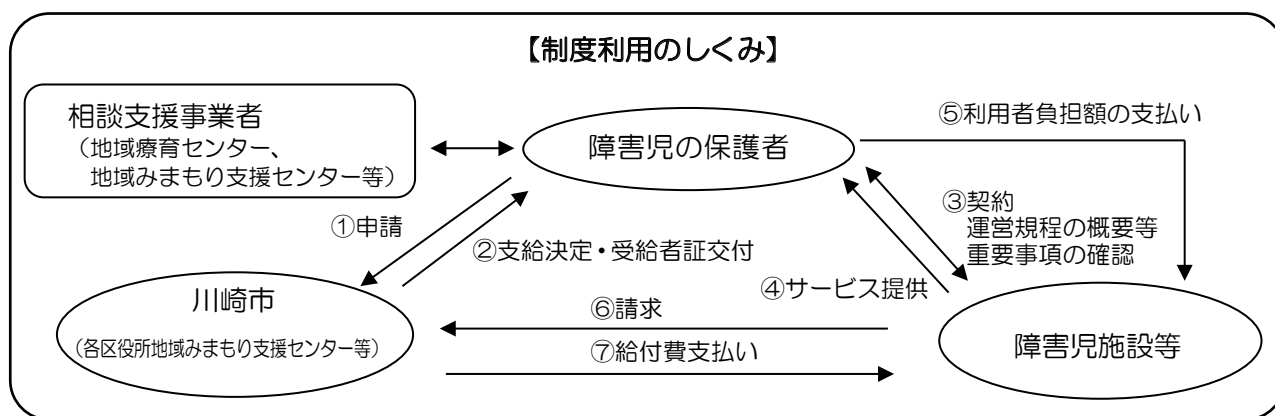
### (3) サービス・事業の概要

相 障 談 支 援 児	障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援 (P69 参照)	未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与、集団生活に適應するための訓練などの支援を行います。
	医療型児童発達支援 (P69 参照)	未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与、集団生活に適應するための訓練などの支援や治療を行います。
	放課後等デイサービス (P69 参照)	学齢障害児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援 (P69 参照)	障害児施設の専門機能を活用して、その職員等が保育所等を訪問し、障害児が集団生活に適應できるよう専門的な助言・支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 (P70 参照)	重度の障害等で、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

障害児入所支援	福祉型障害児入所施設 (P70 参照)	入所した児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与などを行います。
	医療型障害児入所施設 (P70 参照)	入所した児童に対し、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識・技能の付与などを行うとともに、治療を行います。

#### (4) 利用手続き

サービス等の利用にあたっては、各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（13 ページ参照）へ事前に申請し、サービスの支給決定や受給者証の交付などの手続きを行う必要があります。その上で、障害児の保護者等（利用者が18歳以上の場合は本人）が障害児施設と直接契約を結び、これに基づきサービスの提供を受けることになります。



#### (5) 障害児支援利用計画の作成（障害児相談支援・セルフプラン）

障害児通所支援を新規で利用する場合や更新・変更をする際には、「障害児支援利用計画」の提出が必要です。

「障害児支援利用計画」は、障害児の心身の状況、その他おかれている環境、障害児又は保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載するなどして作成するもので、指定障害児支援事業者が作成するものと、保護者・支援者等が作成する「セルフプラン」の2種類があります。

なお、「セルフプラン」の提出先は各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）になります。

#### (6) 利用者負担のしくみ

原則としてサービスの提供に要する費用の1割が利用者負担となりますが、世帯の所得等に応じて、1か月あたりの負担上限額が定められています。

また、食費や光熱水費などについては、原則として利用者が実費を負担することになります。

なお、費用の負担が重くなりすぎないような軽減措置を受けることができる場合があります。

詳細については、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにご相談ください。（13 ページ参照）

## 5 在宅生活の支援

### (1) 在宅で受けられる支援

身 知 精

#### 居宅介護（ホームヘルプサービス）

- 内 容 … 排せつや入浴等の介助である身体介護、食事づくり・洗濯・掃除などを行う家事援助、病院への通院や官公庁への相談・手続きの際の外出を支援する通院等介助などを行います。
- 利用できる方 … (1) 障害支援区分1以上の方  
(2) 障害児は身体障害者手帳3級以上、知的・精神障害児等
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
(定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります。)
- 窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

身 知 精

#### 重度訪問介護

- 内 容 … 重度障害のある方が在宅で生活する際の身体介護や見守り及び外出の際の支援を行います。
- 利用できる方 … (1) 重度の肢体不自由者（障害支援区分4以上、二肢以上の麻痺等）  
(2) 知的・精神障害者（障害支援区分4以上等）
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
(定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります。)
- 窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

身 知 

#### 訪問入浴サービス事業

- 内 容 … 月に6回（ただし6～10月は月に8回可能）、巡回入浴車が障害のある方の家庭を訪問し、浴そうを部屋へ持ち込み、入浴サービスを行います。
- 利用できる方 … 12歳以上65歳未満の方で、家庭において入浴することが困難な重度の障害者  
(1) 身体障害者手帳1・2級の所持者  
(2) 最重度（A1）又は重度（A2）の知的障害者  
※ただし、12歳未満の方でも、体格等の身体的要件などにより、対象者として認められる場合があります。
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて、費用の負担があります。
- 窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)  
電子申請（1ページ参照）  
※介護保険制度や、他の制度での給付が優先となりますので、詳しくはご相談ください。

障害児・者生活サポート事業

内 容 … 在宅で生活する障害のある方を支援するため、介護給付の支給決定を受けていない方を主な対象とし、以下の事業を行います。

- (1) あんしんサポート：相談や話し相手、声かけ、見守りなどの生活支援
- (2) 障害児ファミリーサポート：障害児の保護者に対する養育支援
- (3) 障害児重度訪問支援：重度障害児への介護、見守り支援

利用できる方 … 市内に居住している障害児・者で、以下の条件を満たす方です。

- (1) あんしんサポート（生活支援）

原則として、学齢児以上です。中学 3 年生までは保護者を伴うことを原則としますが、次のいずれかに該当するときは、保護者の付添いを要せず、サービスを受けることができます。

- ① 保護者等の就労により当該障害児を養育できない時間帯であって、放課後等デイサービス事業等を利用できないとき。
- ② 保護者等の疾病等により当該障害児に付き添ってサービスを利用することができないとき。

- (2) 障害児ファミリーサポート（家庭支援）

小学校入学後 6 か月以内の障害児を持つ保護者で、継続的な支援が必要な場合

- (3) 障害児重度訪問支援

12 歳から 15 歳までの重度障害児であって、常に介護を必要とする方

費 用 … (1) あんしんサポートは 5%負担で、(2) 障害児ファミリーサポート（家庭支援）、(3) 障害児重度訪問支援は 10%負担です。

※生活保護及び市民税非課税世帯の方は、無料となります。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

**ふれあい収集**

内 容 … 収集日に職員が自宅前などから資源物やごみを収集します。

利用できる方 … 自分でごみを持ち出すことができない高齢者（65 歳以上）や障害のある方で、同居者や身近な人の協力も困難な場合に対象となります。

※利用するためには事前調査が必要なため、下記窓口にお問い合わせください。

※本人や同居者、身近な人の状況によっては、サービスを利用できない場合があります。

窓 口 … 地域を所管する生活環境事業所へお問い合わせください。

担 当地域	問い合わせ窓口	電 話
川崎区	川崎生活環境事業所	266-5747
幸区・中原区	中原生活環境事業所	411-9220
高津区・宮前区	宮前生活環境事業所	866-9131
多摩区・麻生区	多摩生活環境事業所	933-4111

**(2) 日中活動、訓練などの支援**

**生活介護**

内 容 … 食事や入浴・排せつ等の介助や、日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。

利用できる方 … (1) 障害支援区分3以上（「施設入所支援」併用の場合は区分4以上）  
(2) 年齢50歳以上で障害支援区分2以上（「施設入所支援」併用の場合は区分3以上）

費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
(定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります。)

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

**自立訓練（機能訓練）**

内 容 … 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施します。

利用できる方 … 障害のある方で、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等のために一定の支援を必要とする方

費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
(定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります。)

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

身 知 精

自立訓練（生活訓練）

- 内 容 … 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。
- 利用できる方 … 障害のある方で、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等のために一定の支援を必要とする方
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
（定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。）
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

身 知 精

宿泊型自立訓練

- 内 容 … 夜間に居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を提供します。
- 利用できる方 … 日中、一般就労や障害福祉サービス等を利用している障害のある方で、地域移行に向けて日中活動先からの帰宅後に生活能力等の維持・向上のための支援を必要とする方
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
（定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。）
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

【川崎市内施設一覧】

施設名	運営主体	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員
桜の風 （もみの木ユニット）	社会福祉法人 川崎聖風福祉会	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9006	788-7968	20名 （ショート5名） （体験宿泊2名）
川崎ラシクル	社会福祉法人 三篠会	210-0024	川崎区日進町 5-1	589-3880	589-3890	20名 （ショート4名） （体験宿泊2名）

※上記 2 施設は、どちらも精神障害者の支援を主とした施設です。

身 知 精

地域活動支援センター

- 内 容 … 障害のある方が社会参加の機会を得られるよう、原則として市内に居住する在宅障害者が、生活指導および作業訓練等を受けられます。
- 窓 口 … 各地域活動支援センターもしくは、各区役所地域みまもり支援センター・地区健康福祉ステーション（身体・知的障害の方）、各区役所地域みまもり支援センター（精神障害の方）（区役所等については 13 ページ参照）
- 手 続 方 法 … 直接、各地域活動支援センターへお問い合わせください。

主たる 対象者	名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
知的	なのはな	210-0834	川崎区大島 4-7-12	222-2852	FAX 兼用
知的	あおぞらハウス	210-0846	川崎区小田 1-1-21	366-8578	FAX 兼用
知的	ブルチェロ	210-0845	川崎区京町 1-8-6 京町ビル 1 階	366-2291	FAX 兼用
知的	スペースほっと&ほっとカフェ	210-0833	川崎区桜本 1-8-22	266-8093	266-8093
知的	ほっとカフェテリアパン工房	210-0833	川崎区桜本 2-3-19 越川ビル 1F	223-8608	FAX 兼用
知的	フォーラム幸	212-0005	幸区戸手 2-2-2 ハイコーポ幸 103	555-1150	223-7006
知的	くまのへや	211-0062	中原区小杉陣屋町 1-18-2	571-5074	FAX 兼用
知的	夢屋	211-0063	中原区小杉町 1-403-10 サニーウェル小杉 102	733-6231	FAX 兼用
知的	わとわ	211-0044	中原区新城 3-15-12 ふじともビル 104	948-5002	FAX 兼用
知的	ふれんど	211-0053	中原区上小田中 6-10-4 1F	050-1011-0970	FAX 兼用
知的	和工房 ゆいまーる	211-0025	中原区木月 3-52-3 第一ベルメゾン 101	750-7340	FAX 兼用
知的	若草の家	213-0034	高津区上作延 1125	877-1324	FAX 兼用
知的	つばさ	213-0026	高津区久末 1694	755-6522	FAX 兼用
知的	アトリエ言の葉	216-0015	宮前区平 1-1-17 ミタテビル平 202	948-5983	948-5984
知的	工房和丘	214-0021	多摩区宿河原 2-32-8	911-8114	FAX 兼用
知的	クラフト ヌブリトック	214-0013	多摩区登戸新町 347-2 ブランドール登戸新町 103	935-2678	819-8080
知的	アルデンテ	215-0022	麻生区下麻生 1-31-3	281-4524	FAX 兼用
身体	糸ぐるま	210-0834	川崎区大島 1-3-6 Mレジデンス 1 階	222-0669	FAX 兼用
身体	なかまの家	210-0014	川崎区貝塚 2-12-2	245-2130	FAX 兼用
身体	あかつき第二作業所	210-0015	川崎区南町 22-6 ライオンズマンション 川崎第 3 106 号室	567-1230	571-9948
身体	手作り工房ウィンドウ	210-0832	川崎区池上新町 2-8-5 コーポキド 1 階	277-3113	FAX 兼用
身体	大師ワークショップ	210-0817	川崎区大師本町 8-15 只隅ビル 1 階	287-9409	FAX 兼用
身体	ひょうたん	210-0846	川崎区小田 6-2-16	344-4264	FAX 兼用
身体	もくれん工房	210-0853	川崎区田島町 22-12 打矢ビル 1 階	355-6123	FAX 兼用
身体	すずらんの家	212-0007	幸区河原町 1-2	533-3232	FAX 兼用
身体	でんでん	211-0051	中原区宮内 4-21-1 ローズハイツ 103	948-8515	FAX 兼用
身体	あかね	213-0022	高津区千年 818 サンライフ橋	799-2234	FAX 兼用
身体	あかつき作業所	213-0026	高津区久末 1899 アネックス久末 103	751-6800	751-5802
身体	宮前ふれあいの家	216-0002	宮前区東有馬 1-2-26 コーポ清樹Ⅲ	865-8229	FAX 兼用
身体	いっぽ舎	214-0014	多摩区登戸 369 第 1 ふじたけマンション 103	299-8483	FAX 兼用
身体	多摩ワークショップ	214-0014	多摩区登戸 374 メゾン・ド・フォーレ 101	911-0488	911-0458
身体	GDP かわさき	214-0014	多摩区登戸 2981 サポートセンター Rond 1F	455-7495	455-7498
身体	映像工房ペリ	215-0011	麻生区百合丘 1-18-15 百合サロン	966-5015	FAX 兼用
身体	ひびき工房	215-0011	麻生区百合丘 1-5-5	966-5017	FAX 兼用
精神	サボン草	210-0826	川崎区塩浜 2-21-3	288-5159	FAX 兼用
精神	がんばるぞ大師	210-0804	川崎区藤崎 4-17-20	589-5480	FAX 兼用



主たる対象者	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
精神	みなみ	210-0828	川崎区四谷上町 12-25 エスポフジヨシ 102	276-5049	276-6678
精神	かもめ	210-0847	川崎区浅田 3-8-3	333-7545	FAX 兼用
精神	ほっとスペース マナ	210-0833	川崎区桜本 1-8-22	589-3108	FAX 兼用
精神	みゆき作業所	212-0052	幸区古市場 1808-1	511-5001	FAX 兼用
精神	かもみいる	212-0055	幸区南加瀬 3-4-5 シャルムフカセ 301	201-4439	FAX 兼用
精神	オアシス井田	211-0034	中原区井田中ノ町 41-7	789-9743	789-9749
精神	すろーすてっぷ	211-0062	中原区小杉陣屋町 1-13-6-401	819-7836	FAX 兼用
精神	窓の会	211-0044	中原区新城 3-9-19 荒井ビル 101	777-6255	FAX 兼用
精神	サボン草Ⅱ	213-0015	高津区梶ヶ谷 3-1-13	740-9186	865-5185
精神	喫茶ほっと	213-0001	高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 2 階	812-1147	FAX 兼用
精神	ワーキングサポート新城	213-0014	高津区新作 6-9-7-101	863-7730	863-7763
精神	ハンブーハウス	213-0014	高津区新作 6-16-23 フォーブル新城 1 階	852-0660	FAX 兼用
精神	宮前フレンズ	216-0042	宮前区南野川 1-6-26 メゾン・ド・フレア 201	777-7080	863-4121
精神	トゥーランプラン宮前	216-0033	宮前区宮崎 5-14-29 グレース宮崎台 101・102	854-1156	854-1262
精神	紙ひこうき	214-0014	多摩区登戸 2341-1	922-3686	FAX 兼用
精神	きたのぼ	214-0014	多摩区登戸 2341-1	922-6628	FAX 兼用
精神	さくらスタジオ	215-0022	麻生区片平 2-29-1 B1	455-6722	FAX 兼用
精神	日だまり工房	215-0011	麻生区百合丘 1-16-14 クレスト百合丘 4 階	965-4311	FAX 兼用
精神	はみんぐば〜ど	215-0004	麻生区万福寺 2-10-3JC ハイム 102	567-7208	FAX 兼用

身

視覚障害者訓練事業

内 容 … 障害のある方の相談内容に応じ、その方の視覚能力や視覚以外の代替機能を有効に活用することで様々な可能性を切り開く事ができるよう、各種訓練などを行います。

- (1) コミュニケーション訓練（点字、パソコンなど）
- (2) 歩行訓練（白杖、誘導法など）
- (3) 日常生活訓練（調理、身辺処理など）
- (4) その他相談（スマートフォンや録音図書再生機の操作、ロービジョン相談、生活全般に関する相談など）

利用できる方 … 市内在住・在学・在勤の視覚障害者（手帳の所持不問）で、訓練を必要とする方

窓 口 … 視覚障害者情報文化センター

※視覚障害に関する各種相談などで来所する場合、事前に、視覚障害者情報文化センター（訓練担当）に電話の上、必ず予約をしてください。（予約は随時受け付け）

名称	郵便番号	所在地	電話	もよりの駅・バス停
視覚障害者情報文化センター（訓練担当）	210-0026	川崎区堤根 34-15 ふれあいプラザかわさき 3 階	222-1611	JR線 川崎駅 京急線 八丁畷駅

※視覚障害者情報文化センター 訓練担当ホームページ：<http://www.kawasaki-icc.jp>

## 自閉症者短期支援事業

- 内 容 … (1) 短期支援事業  
 環境の変化等の理由で日常生活リズムを乱した自閉症者に対し、安定した日常生活習慣を習得できるよう、必要な支援・訓練を行います。
- (2) 相談事業  
 支援を希望する自閉症者の家族・支援者を対象に、在宅療育に関する相談を受け付け、必要な助言を行います。
- 利 用 期 間 … 原則 2 週間以内
- 費 用 … 無料（昼食利用者は 1 食 400 円）
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）  
 くさぶえの家（高津区末長 3-25-8 電話：888-6692）  
 ※面接後に、日程調整を含めて詳しく説明します。

### (3) 施設の一時利用

身 知 精

#### 短期入所（ショートステイ）

- 内 容 … 介護を行う方の疾病などの理由により、短期間、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関などにおいて、介護等の支援を行います。
- 費 用 … 費用の 1 割負担及び食費等の実費  
 ※世帯の所得等により、上限額が定められています。

##### (1) 福祉型短期入所

- 利用できる方 … 障害支援区分又は障害児区分が 1 以上の方で、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションで行う短期入所の支給決定を受けている方
- 利 用 方 法 … 市内事業所における利用者登録制度を実施していますので、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションで配付する登録申込書を（地域みまもり支援センター等経由で）事業所に提出してください。登録後、直接事業所と契約の上で利用してください。（利用契約に際して面接を行う施設もあります。）
- 問 合 せ 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

事業所名称	主たる障害	郵便番号	所在地	電話	FAX	法人名
川崎ラシクル短期入所事業所	身体・知的・精神	210-0024	川崎市日進町 5-1	589-3880	589-3890	社会福祉法人三篠会
ライプリー	知的・児童（※）	210-0837	川崎市渡田 1-15-5	344-6085	344-6087	社会福祉法人ともかわさき
かわさき地域生活支援拠点 たじま短期入所	身体・知的・精神	210-0853	川崎市田島町 20-10	276-9638	276-9694	社会福祉法人川崎聖風福祉会
短期入所事業所ひらま	知的	211-0013	中原区上平間 1564-12	540-0907	540-0908	社会福祉法人ともかわさき

事業所名称	主たる障害	郵便番号	所在地	電話	FAX	法人名
桜の風(さくら)	身体・知的	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9301	788-7967	社会福祉法人育桜福祉会
桜の風(もみの木)	精神	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9006	788-7968	社会福祉法人川崎聖風福祉会
中央療育センター	児童	211-0035	中原区井田 3-16-1	754-4563	766-3463	社会福祉法人同愛会
障害ショートステイ桜の丘	知的	211-0035	中原区井田 3-16-1	948-6350	948-6351	社会福祉法人白山福祉会
ことのは短期入所	身体	211-0041	中原区下小田中 3-17-10 HM Comfort 1階	948-5188	948-5198	HMカンパニー株式会社
短期入所 クライス川崎神木	身体・知的・精神	216-0032	宮前区神木 2-9-5	948-6218	948-6228	ミナノワ株式会社
れいんぼう川崎	身体	216-0002	宮前区東有馬 5-8-10	888-8601	888-8849	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
こころん	知的	216-0035	宮前区馬絹 6-10-33 まじわーる宮前内	855-2011	855-0781	社会福祉法人みのり会
みずさわ短期入所事業所	知的	216-0012	宮前区水沢 3-6-50	978-3238	977-5184	社会福祉法人三篠会
短期入所 クライス川崎初山	身体・知的・精神	216-0026	宮前区初山 1-36-48	750-0446	750-0447	ミナノワ株式会社
ひまわり荘102	身体・児童	214-0014	多摩区登戸 2980	930-0160	930-0128	特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
サポートセンター ロンド2号館	身体・児童	214-0014	多摩区登戸 2954-3	930-0160	930-0128	特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
パーク101	知的	214-0014	多摩区登戸 2979 パークメゾン 21	930-0160	930-0128	特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
つむぎ	身体・知的	214-0036	多摩区南生田 5-23-4	819-5315	819-5316	株式会社つむぎ
つばき寮	知的・児童(※)	215-0001	麻生区細山 1209	954-5011	954-6463	社会福祉法人セイワ
つつじ工房	知的・児童(※)	215-0001	麻生区細山 1209	954-5011	954-6463	社会福祉法人セイワ
柿生学園	知的	215-0025	麻生区五カ田 2-20-10	987-1511	987-1510	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
ワクドキ	知的	215-0007	麻生区向原 3-17-11	281-0331	281-0331	一般社団法人てんとうむし

※ライブラリー、つばき寮、つつじ工房は、15歳以上(中学校卒業)から、利用の相談を受付しています。

## (2) 医療型短期入所

利用できる方 … 人工呼吸器による呼吸管理を要する方、進行性筋萎縮症に罹患している方、重症心身障害児・者(身体障害者手帳(肢体不自由)1級又は2級、かつ、療育手帳A1又はA2)、遷延性意識障害のある方などで、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションで行う短期入所の支給決定を受けている方。

利用方法 … 原則、直接事業所にお申し込みください。

	事業所名称	対象		郵便番号	所在地	電話	FAX	法人名
		児童 ~17歳	成人 18歳~					
1	ソレイユ川崎	○	○	215-0001	麻生区細山 1203	959-3003	954-5581	社会福祉法人三篠会
2	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院	○	○	210-0833	川崎区桜本 2-1-5	299-4781	299-4788	川崎医療生活協同組合

問合せ窓口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

※川崎協同病院は「日中のみの利用」となります。

## (3) 日中一時支援事業【日中短期入所】

利用できる方 … 障害支援区分又は障害児区分が 1 以上の方で、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションで行う日中短期入所の支給決定を受けている方。

利用方法 … 直接事業所にお申し込みください。

問合せ窓口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

	事業所名称	主たる障害	郵便番号	所在地	電話	FAX	法人名
1	ライブラリー	知的・児童(※)	210-0837	川崎区渡田 1-15-5	344-6085	344-6087	社会福祉法人ともかわさき
2	中央療育センター	児童	211-0035	中原区井田 3-16-1	754-4563	766-3463	社会福祉法人同愛会
3	川崎市柿生学園	知的	215-0025	麻生区五カ田 2-20-10	987-1511	987-1510	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
4	ひまわり荘 102	身体	214-0014	多摩区登戸 2980 ひまわり荘 102	930-0160	930-0128	特定非営利活動法人療育なっとわーく川崎

※ライブラリーは、15 歳以上（中学校卒業）から利用の相談を受け付けています。

市外施設については、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）、児童相談所（19 ページ参照）にお問い合わせください。

### 障害のある方の地域生活を支える「拠点型施設」について

障害の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、複数の機能（生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援、市独自の取組である障害者生活支援・地域交流事業）を併せ持つ「拠点型施設」を整備し、障害のある方が共に地域で安心して生活していくための様々な支援を実施しています。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
宮前区障害福祉拠点施設	216-0035	宮前区馬絹 6-10-33 まじわーる宮前内	855-0780	855-0781
かわさき地域生活支援拠点たじま	210-0853	川崎区田島町 20-10	276-9689	276-9619
なかはら障害者福祉施設ひらま	211-0013	中原区上平間 1564-12	540-0909	540-0910

**障害者（児）緊急短期入所ベッド確保事業**

内 容 … 緊急に短期入所を必要とする場合に、緊急短期入所用のベッドを確保している施設において、対象者の受入れと入所期間中の介護支援を行います。

利用できる方 … 市内に居住し、障害者総合支援法に基づく短期入所の支給決定を受け、事前に実施施設に利用者登録をしている方のうち、次の要件を満たす方。

- (1) 介護者の急な病気等により、他に介護する方がいない場合
  - (2) 葬祭等、緊急でやむをえない介護者の事情があり、他に介護する方がいない場合
- ※上記の要件が、原則、利用予定日の3日前から当日にかけて発生した場合が対象となります。

	事業所名称	主たる障害	ベッド数	郵便番号	所在地	電話	FAX	法人名
1	ライプリー	知的	2床	210-0837	川崎区渡田 1-15-5	344-6085	344-6087	社会福祉法人ともかわさき
2	障がい者支援施設みずさわ	知的	1床	216-0012	宮前区水沢 3-6-50	978-3238	977-5184	社会福祉法人三篠会
3	桜の風（さくら）	身体知的	4床	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9300	788-7967	社会福祉法人育桜福祉会
4	桜の風（もみの木）	精神	1床	211-0035	中原区井田 3-16-1	920-9006	788-7968	社会福祉法人川崎聖風福祉会
5	障害者支援施設川崎ラシクル	身体知的精神	5床	210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター（ふくふく）内	589-3880	589-3890	社会福祉法人三篠会

**障害児・者一時預かり**

内 容 … 障害のある方が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切な指導及び訓練を行うとともに、一時的な預かりを行います。

利用できる方 … 市内に在住する障害児・者

費 用 … 費用の1割負担。その他、送迎費用やおやつ代等の実費。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）

## (4) 医療・リハビリなどに関する支援

身 知

### あんしん見守り一時入院事業

内 容 … 医療依存度の高い在宅で療養中の方が、居宅において療養が困難となった場合に、医療機関への入院により療養を継続するための制度です。

(1) 利用期間

原則同一月内1ヶ月のうち7日間まで。

(2) 費用負担

登録の際の「診療情報提供書」作成費用及び入院に関わる社会保険各法の定めによる一部負担金は利用者の負担となります。

また、日常生活上の便宜に要する費用及び入院または退院時の移送に要する費用も利用者の負担となります。

(3) 実施機関

病院協会にあらかじめ登録された市内の医療機関となります。

利用できる方 … 市内に居住する在宅で療養中の方で、高度な医療的ケア（人工呼吸器常時管理、頻回吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等）を必要とする方で、以下のいずれかに該当する方。

(1) 要介護認定を受けている方

(2) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方

(3) 重症心身障害児者

(4) 医療的ケア児

※ベッドに空きがない場合など、利用できない場合があります。

※詳細は下記窓口までお問い合わせください。

利用方法 … 事前登録制となります。各窓口へご相談ください。

相談窓口 … <18歳未満>

川崎区・幸区・中原区にお住まいの方

総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 電話：223-6973

高津区・宮前区・多摩区・麻生区にお住まいの方

地域相談支援センターそれいゆ 電話：281-0037

<18歳以上>

総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 電話：223-6953

**重度障害者訪問看護サービス等支援事業**

内 容 … 医療保険に基づく訪問看護に加え、1回 240分を限度（30分単位）とした訪問看護サービスの提供を行います。（期間内の利用上限時間は 80 時間）

利用できる方 … 訪問看護ステーションまたは医療機関の訪問看護を利用している方で以下のいずれかに該当する方。

- (1) 重度の障害者であり、運動機能が座位まででかつ、レスピレーター（人工呼吸器）管理が必要など、判定基準に定められた判定スコアの合計が 20 点以上の方  
 (例) 気管内挿管・気管切開 8 点、IVH（中心静脈栄養法）10 点 等
- (2) 日常生活を営むための医療を要する状態にある児童  
 (例) 人工呼吸器管理、酸素吸入 等

費 用 … 以下のとおり

利用時間	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 120分未満	120分以上 150分未満	150分以上 180分未満	180分以上 210分未満	210分以上 240分	
区 分	利用者負担額（1回あたり）								
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	無 料								
市民税非課税世帯	無 料								
市民税課税世帯	（障害児） 所得割 28万円未満	50円	90円	130円	170円	210円	250円	290円	330円
	（障害者） 所得割 16万円未満	100円	180円	260円	340円	420円	500円	580円	660円
	上記以外	500円	900円	1,300円	1,700円	2,100円	2,500円	2,900円	3,300円

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）  
 電子申請（1 ページ参照）

身

**在宅人工呼吸器使用患者支援事業**

内 容 … 医療で実施する訪問看護に加え、1日につき 4 回目以降の訪問看護について、1人あたり年間 260 回を限度とした訪問看護サービスの提供を行います。

利用できる方 … 次の全ての要件を満たす方

- (1) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方
- (2) 指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方
- (3) 訪問看護が必要と医師が認める方

費 用 … 無料

手 続 方 法 … 在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書を主治医に提出  
 （主治医と訪問看護ステーション等を通じて、川崎市に申請されます。）

問 合 せ 窓 口 … 各区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 管理運営係

**在宅リハビリテーションサービス事業**

内 容 … 医師等の専門スタッフが訪問し、在宅生活の質の改善（安全性の確保、自立度の向上、介助量の軽減、社会参加など）に向けて、総合評価の上、福祉用具の活用、住環境の整備、介護方法の指導など、各種相談・助言を行います。

利用できる方 … 障害ある方及びその介護者

実施する機関 … (1) 各地域リハビリテーションセンター（17 ページ参照）  
 (2) れいんぼう川崎 在宅支援室（電話：888-8649）

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）  
 又は、上記「実施する機関」にお問い合わせください。

**精神科デイケア**

精神障害のある方の社会生活への適応を図るとともに社会参加を促進するため、精神科医療の一環として、1日6時間、週4～6日程度、料理、話し合い、スポーツ、創作活動、レクリエーション、社会見学等、様々なプログラムが行われています。

活動内容は、各実施医療機関によって異なりますので、詳しくは、各医療機関にご相談ください。

種 別	医療機関名	郵便番号	所 在 地	電 話
精神科 デイケア	かわさきデイケア・クリニック	210-0015	川崎区南町 1-8 林ビル川崎 1 階	221-0101
	栗田病院	212-0054	幸区小倉 2-30-13	599-2441
	ハートフル川崎病院	213-0006	高津区下野毛 2-1-3	833-7151
	東横患愛病院	216-0003	宮前区有馬 4-17-23	877-5522
	武田病院	214-0014	多摩区登戸 3193	911-4050
	生田病院	214-0037	多摩区西生田 5-24-1	966-2151
	しんゆりメンタルヘルス クリニック	215-0024	麻生区白鳥 2-7-36	969-5380
老人性認知症 デイケア	かわさき記念病院	216-0013	宮前区潮見台 20-1	977-8877
復職支援 デイケア	かわさきデイケア・クリニック	210-0015	川崎区南町 1-8 林ビル川崎 1 階	221-0101
	武田病院	214-0014	多摩区登戸 3193	911-4050

※上記の他、各区役所（地域みまもり支援センター）で、月2回～3回程度、料理、手工芸、スポーツ、話し合いなどのグループ活動を行っています。内容や実施日などは各センターにより異なりますので、詳細は各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課（13 ページ参照）にお問い合わせください。



## (5) 福祉用具の支援

身

### 補装具費の支給

内 容 … 次の補装具の購入・修理・借受が必要と認められる場合、費用の支給を行います。

(※対象者の身体状況、障害名等により費用の支給が認められない場合があります)

- (1) 義肢 (2) 装具 (3) 座位保持装置 (4) 視覚障害者安全つえ  
 (5) 義眼 (6) 眼鏡 (7) 補聴器 (8) 人工内耳(修理のみ)  
 (9) 車いす<sup>①</sup> (10) 電動車いす<sup>①</sup> (11) 歩行器<sup>①</sup> (12) 歩行補助つえ<sup>①</sup>  
 (13) 座位保持いす (14) 起立保持具 (15) 頭部保持具 (16) 排便補助具  
 (17) 重度障害者用意思伝達装置

※(13)～(16)は児童のみ対象です。

※介護保険対象の福祉用具(9)、(10)、(11)、(12)は、介護保険制度の福祉用具貸与が優先となり、支給が受けられない場合があります。

※医療機関において医師が行う治療の一環として、健康保険などから支給される医療用装具や労働者災害補償保険法等により交付される場合は、他制度が優先となり、支給が受けられない場合があります。

利用できる方 … 身体障害者手帳のある方、身体障害児及び障害者総合支援法で定める疾病(39 ページ参照)に罹患する難病患者等

費用 … 費用の1割負担。ただし、所得区分に応じて上限額の設定があります。

必要書類 … 身体障害者手帳、難病患者等であることが確認できる書類、マイナンバーの確認に必要な書類、その他必要書類

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

身 知 精

### 日常生活用具の給付

内 容 … 障害のある方が別表の日常生活用具の給付を受けることができます。

※対象者の障害の程度や年齢により、給付の要件が異なります。

※別表のうち、介護保険対象の福祉用具(種目に<sup>①</sup>がついているもの)の購入は、介護保険制度の給付が優先となり、給付が受けられない場合があります。

費用 … 費用の1割負担。ただし、用具・所得区分等に応じて上限額の設定があります。

必要書類 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者等であることが確認できる書類、見積書、その他必要書類

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
肢 体	特殊便器	学齢児以上	1・2級	訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な方
	浴槽・湯沸器	学齢児以上		
	<sup>①</sup> 腰掛便器	5歳以上		肢体不自由の方

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
肢 体	㊦ 特殊寝台（給付）	学齢児以上	1・2級	日常的に起き上がり、床からの立ち上がり、寝返りがいずれも困難な肢体不自由の方
	㊦ 体位変換器	学齢児以上		体位の変換が独力で困難な肢体不自由の方
	㊦ 移動用リフト	学齢児以上		肢体不自由の方
	㊦ 移動・移乗支援用具	3歳以上		家庭内の移動等で介助を必要とする肢体不自由の方
	*居宅生活動作補助用具 （介護保険制度の住宅改修が優先となります。）	学齢児以上	3級以上	肢体不自由又は平衡機能障害の方
	訓練椅子	3歳以上	1・2級	肢体不自由の方
	㊦ 特殊尿器	学齢児以上	1級	常時排出に介護を要する肢体不自由の方
	㊦ 特殊マット	なし	1・2級	常時介護を要する肢体不自由の方
	入浴担架	3歳以上		入浴にあたって家族等他人の介護を要する肢体不自由の方
	㊦ 入浴補助用具	3歳以上		
	歩行補助つえ（1本つえのみ）	3歳以上		肢体不自由及び平行機能障害で、歩行などに必要と認められる方
	頭部保護帽	3歳以上		平行機能又は下肢、もしくは体幹機能障害の方
	㊦ シャワーキャリー	学齢児以上	1・2級	肢体不自由の方で移動に支障をきたし、入浴にあたり当該用具が必要な方
	携帯用会話補助装置	学齢児以上		音声言語機能障害又は肢体不自由の方で、発声・発語に著しい障害がある方
	情報・通信支援用具	学齢児以上	1・2級	上肢障害の方
	障害者用切替装置（スイッチ）	3歳以上	1・2級	肢体不自由の方で、発声・発語が困難な方
視 覚	視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上		視覚障害1・2級の方又は3級以下で視覚障害者用ポータブルレコーダーチェックシートにより必要と認められた方
	点字タイプライター	学齢児以上	1・2級	視覚障害の方
	視覚障害者用時計	学齢児以上		
	電磁調理器	なし	1・2級	視覚障害の方のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	視覚障害者用体重計	学齢児以上	1・2級	視覚障害の方
	視覚障害者用電卓	学齢児以上		
	視覚障害者用音声式体温計	学齢児以上		
	情報・通信支援用具	学齢児以上		
拡大読書器	学齢児以上		本装置により文字等を読むこと等が可能となる視覚障害の方	

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
視 覚	歩行時間延長信号機用 小型送信機	学齢児以上	1・2級	視覚障害の方
	点字図書	3歳以上		主に情報の入手を点字によって行っている方
	点字ディスプレイ	学齢児以上	1・2級	視覚障害の方
	視覚障害者用活字文書読上げ 装置	学齢児以上		
	点字器	学齢児以上		視覚障害の方
聴 覚	聴覚障害者用屋内信号装置 (バイムルーム、パトライト、 サウンドマスター等)	学齢児以上	3級以上	聴覚障害の方(聴覚障害者のみの世帯又はこれに 準ずる世帯)
	聴覚障害者用通信装置 (FAX等)	学齢児以上		聴覚障害の方又は発音・発語に著しい障害を有す る方で、コミュニケーション・緊急連絡の手段とし て必要と認められる方
	聴覚障害者用情報受信装置	学齢児以上		聴覚障害の方
知 的	電磁調理器	18歳以上	A1・A2	重度又は最重度の知的障害の方で当該用具が認め られた世帯
	頭部保護帽	3歳以上		知的障害又は精神障害の方で、てんかん発作や自 傷行為等により頭部を強打する危険性のある方
	① 特殊マット	なし	A1・A2	常時介護を要する重度又は最重度の知的障害の方
	① シャワーキャリー	学齢児以上		重度又は最重度の知的障害の方で移動に支障をか きたし、入浴にあたり当該用具が必要な方
	① 腰掛便器	5歳以上		重度又は最重度の知的障害の方
	訓練椅子	3歳以上		
	バギー	3歳以上		重度又は最重度の知的障害の方で、医師等により 必要と認められた方
難 病	① 特殊寝台	なし		難病患者等の方で、寝たきりの状態であり、医師及 び福祉事務所により必要と認められた方
	① 特殊マット	なし		
	① 体位変換器	学齢児以上		
	① 特殊尿器	学齢児以上		難病患者等の方で、自力で排尿できない状態であ って、医師及び福祉事務所により必要と認められ た方
	① 移動用リフト	学齢児以上		難病患者等の方で、下肢又は体幹機能に障害のある 状態であって、医師及び福祉事務所により認め られた方
	① 居宅生活動作補助用具 (介護保険制度の住宅改修 が優先となります。)	学齢児以上		
	① 入浴補助用具	3歳以上		難病患者等の方で、入浴に介助を要する状態であ って、医師及び福祉事務所により必要と認められ た方
	① 腰掛便器	5歳以上		難病患者等の方で、常時介護を要する状態であ って、医師及び福祉事務所により必要と認められ た方

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
難病	㊦ 移動・移乗支援用具	3 歳以上		難病患者等の方で、下肢が不自由な状態であって、医師及び福祉事務所により必要と認められた方
	㊦ 特殊便器	学齢児以上		難病患者等の方で、上肢機能に障害のある状態で、医師及び福祉事務所により必要と認められた方
	自動消火器	なし		難病患者等の方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難である状態で、医師及び福祉事務所により必要と認められた方
	ネブライザー（吸入器）	なし		難病患者等の方で、呼吸器機能に障害のある状態であり、医師及び福祉事務所により必要と認められた方
	電気式たん吸引器	なし		
	酸素飽和度測定装置	なし		難病患者等の方で、人工呼吸器を常時必要とする状態であり、医師及び福祉事務所により必要と認められた方
その他	透析液加温器	なし	3 級以上	腎臓機能障害 3 級以上の障害の方で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析を受けている方
	火災警報器	なし	1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で火災発生の感知及び避難が著しく困難な、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
	自動消火器	なし		障害種別に関わらず火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者世帯
	酸素ポンプ運搬車	なし		医療保険における在宅酸素療法を行っている方
	ネブライザー（吸入器）	なし	3 級以上	呼吸器機能障害の方
			1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、医師等により必要と認められた方で、使用法について指導を受けられる方
	電気式たん吸引器	なし	3 級以上	呼吸器機能障害の方
			1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、医師等により必要と認められた方で、使用法について指導を受けられる方
				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害の方で嚥下機能に障害があり、医師等により必要と認められた方で、使用法について指導を受けられる方
	㊦ 褥瘡防止用マットレス	学齢児以上	1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、常時介護を要し、福祉事務所において必要と認められた方のうち、医師等により必要と認められた方
	酸素飽和度測定装置	なし		呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する方であって、医療保険における在宅酸素療法を行うか、若しくは人工呼吸器を常時必要とする方、又は同程度の障害を有する重度の重複障害等がある方であって必要と認められる方
	障害者用テーブル	学齢児以上		当該用具が必要と認められた身体障害及び知的障害の方
自助具（食事用具セット等）	学齢児以上		当該用具が必要と認められた身体障害の方	
カーシート	3 歳以上	1・2 級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、医師等により必要と認められた方	

	種 目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
そ の 他	情報・通信支援用具	学齢児以上	1・2級	視覚障害又は上肢障害の方
	移動・移乗支援用具	3歳以上		家庭内の移動等で介助を必要とする平衡機能障害の方
	携帯用会話補助装置	学齢児以上		音声言語機能障害の方で発声・発語に著しい障害がある方
	人工喉頭 (笛式、電動式、埋込式)	学齢児以上		喉頭摘出等の音声機能障害により発音が困難な身体障害の方
	難聴児用補聴器	18歳以下		地域療育センターに訓練等で係わる18歳までの身体障害者手帳に該当しない聴力程度の障害児で、教育的・言語獲得上において、補聴器の装用が、地域療育センターの評価により適当と認められた方
	難聴児用補聴援助システム	18歳以下		原則として地域療育センターにて訓練等を受けている難聴児で、次のすべてを満たすと認められるもの。 (1)本事業を申請する年度内に満5歳以上に達すること。 (2)未就学児の場合は、補聴器の常时装用が1年以上経過していることが地域療育センター等の言語聴覚士によって確認できていること。また、学齢児以上の場合には、補聴器の常时装用が半年以上経過していることが地域療育センター等の言語聴覚士によって確認できていること。 (3)補聴援助システムの試聴を経ており、その効果、有用性が地域療育センター等の言語聴覚士によって確認できていること。 (4)本事業以外の方法によって、補聴援助システムをすでに所有又は常時貸し出されている事実がないこと。
	頭部保護帽	3歳以上		平衡機能障害の方
	歩行補助つえ(1本杖のみ)	3歳以上		平衡機能障害で、歩行などに必要な方
	紙おむつ(経過的)	3歳以上	1・2級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、常時介護を要する状態の方で、福祉事務所において特に必要と認められた方のうち医師等により必要と認められた方
	紙おむつ	3歳以上		①治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない方 ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある方及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 ③脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な方のうち医師等により必要と認められた方 *いずれも3歳以上の方
	ストーマ装具(消化器系)	なし		直腸機能障害の方
	ストーマ装具(尿路系)	なし		ぼうこう機能障害の方
	収尿器	なし		頸髄損傷及び脊髄損傷による高度の排尿機能障害により排尿の調節が自由にできない方
	洗腸装具	なし		紙おむつ・ストーマ装具が使用困難で当該用具が必要な方
その他市長が認めたもの	なし	1・2級 A1・A2	重度の身体障害又は重度の知的障害の方で、医師等により必要と認められた方 (利用は1人につき1回です。)	

## 6 障害のある子どもへの支援

### (1) 障害児通所支援

① ② ③

#### 児童発達支援

- 内 容 … 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活に適應するための訓練などの支援を行います。
- 利用できる方 … 個別療育・集団療育を行う必要があると認められる就学前の障害児
- 費 用 … 市民税額による負担額と、おやつ代等の実費
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

①

#### 医療型児童発達支援

- 内 容 … 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活に適應するための訓練などの支援に加え、必要な治療を行います。  
市内においては地域療育センター(20 ページ参照)で行っています。
- 利用できる方 … 個別療育・集団療育に加え、必要な治療も行う必要があると認められる就学前の障害児
- 費 用 … 市民税額による負担額と、おやつ代等の実費
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

① ② ③

#### 放課後等デイサービス

- 内 容 … 学校に就学している児童の授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
- 利用できる方 … 個別療育・集団療育を行う必要が認められる就学している障害児
- 費 用 … 市民税額による負担額と、おやつ代等の実費
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

① ② ③

#### 保育所等訪問支援

- 内 容 … 障害児が通所する保育所などの施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な助言や支援を行います。
- 利用できる方 … 保育所、幼稚園、小学校などに在籍し、集団生活の適應等について支援が必要と認められる障害児
- 費 用 … 市民税額による負担額
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

身 知 精

### 居宅訪問型児童発達支援

- 内 容 … 児童発達支援や放課後等デイサービスに通所する代わりに、支援員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
- 利用できる方 … 重度の障害又は医療的ケアが必要なため、外出することが著しく困難な障害児
- 費 用 … 市民税額による負担額とおやつ代等の実費
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

## (2) 障害児入所支援

身 知 精

### 福祉型障害児入所施設

障害児向けの入所施設です。入所した児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与など、必要な支援を行います。

施設名	運営主体	郵便番号	所在地	電 話	F A X	定員
中央療育センター	社会福祉法人同愛会	211-0035	中原区井田3-16-1	754-4563	766-3463	50名

身 知 精

### 医療型障害児入所施設

障害児入所施設に入所した児童、又は指定医療機関に入院する児童に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し治療を行うことを目的とした施設です。

施設名	運営主体	郵便番号	所在地	電 話	定員
ソレイユ川崎	社会福祉法人三篠会	215-0001	川崎市麻生区細山1203	959-3003	100名

### (3) その他の生活支援

① ②

#### 障害児家庭支援員派遣事業

- 内 容 … 家庭支援員（ボランティア）が、ハンディのある児童に対して学習および遊戯指導、身の回りの世話等を行うとともに、必要な福祉に関する相談・助言なども行います。
- 利用できる方 … 心身障害児を養育している家庭であって、家族がその児童に対する学習・遊戯指導等を希望する場合
- 費 用 … 無料
- 窓 口 … 地域療育センター（20 ページ参照）

① ② ③

#### 障害（児）者家族等介護者援助事業

- 内 容 … 日中の一時介護、宿泊による一時介護、送迎、外出介助などの必要な支援を行います。
- 利用できる方 … 市内に居住する障害のある方で、下記の実施設にて事前に利用登録をした方

施設名	郵便番号	所在地	電 話
ファミリーサポート「ほると・ほぬーる」	215-0012	麻生区東百合丘 4-9-1	976-2866

※費用・手続方法等の詳細については、上記の実施設へお問い合わせください。

### (4) 教育

① ② ③

#### 川崎市総合教育センター

調査研究・教職員研修等を行うほか、様々な教育に関する相談を受け付けています。

##### 【主な相談内容】

- (1) 学習面、生活、行動、性格面、対人関係面で気になること
- (2) 障害のある子の就学、進学、特別支援学級への入級・転入・編入学に関することなど

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	もよりの駅・バス停
川崎市総合教育センター 特別支援教育センター (溝口相談室)	213-0001	高津区溝口 6-9-3	844-3700	844-3604	J R 線 武蔵溝ノ口駅 東急線 二子新地駅
川崎市総合教育センター 特別支援教育センター (塚越相談室)	212-0024	幸区塚越 1-60	541-3633	511-3156	J R 線 鹿島田駅



身 知 精

**教育相談**

- 内 容 … 特別な教育的ニーズのある児童・生徒やその保護者からの相談を受け付け、困り感に寄り添いながら必要な支援を共に考えるなど、その解消や軽減を図ります。
- 利用できる方 … 市内在住の特別な教育的ニーズのある小学生、中学生、18歳までの高校生とその保護者
- 窓 口 … 川崎市総合教育センター（特別支援教育センター）（71 ページ参照）  
※相談にあたっては、事前に電話予約が必要です。

身 知 精

**就学相談**

- 内 容 … 次年度の就学に向けて、子どもの教育的ニーズと必要な教育的支援について明らかにし、より適切な学びの場について相談できます。
- 利用できる方 … 特別な教育的ニーズのある次年度就学予定の幼児とその保護者
- 窓 口 … 川崎市総合教育センター（特別支援教育センター）（71 ページ参照）  
※相談にあたっては、事前に郵送での申し込みが必要です。

身 精

**通級指導教室**

- 内 容 … 通級による指導は、通常の学級に在籍している児童・生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、困難さの改善に向けた指導を受ける教育形態です。
- 利用できる方 … 市立小中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒
- 窓 口 … 在籍している小中学校と相談の上、各通級指導教室に申し込んでください。

	困難さ	設置校
通級指導教室 （難聴）	補聴相談、聞こえにくいことに起因する対人関係面や学習面の遅れがあるなどの心配	聾学校
通級指導教室 （言語）	発音に誤りがある、話すときに言葉がつまったり同じ音を繰り返したりする、知的な遅れはないが読み書きが苦手、理解や表現に偏りがあるなどの心配	川崎小学校、御幸小学校、東住吉小学校、久本小学校、宮前平小学校、三田小学校、はるひ野小学校
通級指導教室 （情緒関連）	コミュニケーションの取り方に困っている、場面の切り替えが苦手、集団に入りにくい、感情のコントロールがしにくいなどの心配	川崎小学校、御幸小学校、東住吉小学校、久本小学校、富士見台小学校、東生田小学校、はるひ野小学校 御幸中学校、玉川中学校、生田中学校

身 知 精

**特別支援学級**

- 内 容 … 障害などにより学習面や生活面等で支援が必要な児童・生徒に対して、教育的ニーズに応じた特別な教育課程による教育を行います。
- 利用できる方 … 障害等のある小学生、中学生
- 窓 口 … 川崎市総合教育センター（特別支援教育センター）（71 ページ参照）  
※相談にあたっては、事前に郵送での申し込みが必要です。転入・編入学の場合は、まず電話でご相談ください。

**市内特別支援学校**

内 容 … 健康面や生活面、行動面等で非常に多くの支援が必要な幼児・児童・生徒に対する教育を行います。学校により異なりますが、幼稚部、小学部、中学部、高等部、訪問部があります。また、分教室を設置している学校があります。

利用できる方 … 障害のある小学生、中学生、高校生。（聾学校は3歳児～5歳児を含みます）

窓 口 … 川崎市総合教育センター（特別支援教育センター）（71 ページ参照）

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
市立聾学校 幼小中高等部 (聴覚障害)	211-0053	中原区上小田中 3-10-5	766-6500	766-5174
市立田島支援学校 高等部 (知的障害・肢体不自由)	210-0853	川崎区田島町 20-5	355-1240	333-6103
桜校 小中学部 (知的障害・肢体不自由)	210-0832	川崎区池上新町 1-1-3	299-2861	299-2874
さくら分教室 小学部 (知的障害・肢体不自由)	210-0833	川崎区桜本 1-9-15 (市立さくら小学校内)	266-4601	287-4067
市立中央支援学校 中高等部 (知的障害・病弱教育)	213-0011	高津区久本 3-7-1	844-1275	822-7072
分教室 高等部 (知的障害)	211-0053	中原区上小田中 3-10-5 (市立聾学校内)	755-5666	755-5666
大戸分教室 小学部 (知的障害・肢体不自由)	211-0041	中原区下小田中 1-4-1 (市立大戸小学校内)	766-3868	766-3868
稲田分教室 小学部 (知的障害・肢体不自由)	214-0021	多摩区宿河原 3-18-1 (市立稲田小学校内)	922-5735	922-5735
県立中原支援学校 小中学部 (肢体不自由) 高等部 (知的障害・肢体不自由)	211-0035	中原区井田 3-13-1	755-1632	752-7786
住吉分教室 高等部 (知的障害)	211-0021	中原区木月住吉町 34-1 (住吉高校内)	430-1016	430-1017
県立高津支援学校 小中高等部 (知的障害)	213-0035	高津区向ヶ丘 16	865-0477	877-2626
生田東分教室 高等部 (知的障害)	214-0038	多摩区生田 4-32-1 (生田東高校内)	931-1020	931-1020
川崎北分教室 高等部 (知的障害)	216-0003	宮前区有馬 3-22-1 (川崎北高校内)	870-1040	870-1041
県立麻生支援学校 小中高等部 (知的障害・肢体不自由)	215-0013	麻生区王禅寺 303-1	980-4850	986-2517
元石川分教室 高等部 (知的障害)	225-0004	横浜市青葉区元石川町 4116 (元石川高校内)	045-905-0037	045-905-0038

県内特別支援学校

	学 校 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
視 覚	県立平塚盲学校	254-0047	平塚市追分 10-1	0463-31-0948	0463-31-5996
	横浜市立盲特別支援学校	221-0005	横浜市神奈川区松見町 1-26	045-431-1629	045-423-0284
	(学) 横浜訓盲学院	231-0847	横浜市中区竹之丸 181	045-641-2626	045-641-2627
聴 覚	県立平塚ろう学校	254-0074	平塚市大原 2-1	0463-32-0129	0463-32-1646
	横浜市立ろう特別支援学校	240-0067	横浜市保土ヶ谷区常盤台 81-1	045-335-0411	045-333-4807
	横須賀市立ろう学校	238-0023	横須賀市森崎 5-13-1	046-834-1172	046-834-0096
知 的 障 害	県立鶴見支援学校	230-0071	横浜市鶴見区駒岡 4-40-1	045-573-4787	045-584-8502
	// 岸根分教室	222-0034	横浜市港北区岸根町 370	045-439-3050	045-401-0138
	県立瀬谷支援学校	246-0005	横浜市瀬谷区竹村町 28-1	045-302-1616	045-304-2950
	// 大和東分教室	242-0011	大和市深見 1760	046-264-2061	046-264-2062
	// 大和南分教室	242-0014	大和市上和田 2557	046-279-6577	046-279-6578
	県立相模原支援学校	252-0336	相模原市南区当麻 814	042-778-0331	042-778-4957
	// 橋本分教室	252-0143	相模原市緑区橋本 8-8-1	042-700-1621	042-774-0870
	県立保土ヶ谷支援学校	240-0026	横浜市保土ヶ谷区権太坂 1-8-1	045-714-0126	045-742-9716
	// 舞岡分教室	244-0814	横浜市戸塚区南舞岡 3-36-1	045-823-9654	045-825-5412
	// 横浜平沼分教室	220-0073	横浜市西区岡野 1-5-8	045-328-2010	045-328-2011
	県立藤沢支援学校	252-0813	藤沢市亀井野 2547-19	0466-82-8101	0466-83-3520
	// 鎌倉分教室	248-0026	鎌倉市七里力浜 2-21-1	0467-32-8721	0467-32-8722
	県立みどり支援学校	226-0002	横浜市緑区東本郷 5-18-1	045-471-7941	045-474-4707
	// 新栄分教室	224-0035	横浜市都筑区新栄町 1-1	045-591-6443	045-591-6472
	県立秦野支援学校	257-0025	秦野市落合 500	0463-81-0948	0463-83-4118
	// 末広校舎	257-0037	秦野市末広町 6-6	0463-82-3551	0463-80-2700
	県立伊勢原支援学校	259-1116	伊勢原市石田 1390	0463-93-7916	0463-96-2457
	// 伊志田分教室	259-1116	伊勢原市石田 1356-1	0463-93-0082	0463-93-0083
	県立湘南支援学校	254-0061	平塚市御殿 4-14-1	0463-34-7212	0463-34-8707
	県立横浜ひなたやま 支援学校	246-0034	横浜市瀬谷区南瀬谷 2-20	045-300-5611	045-303-2330
	横浜市立港南台ひの 特別支援学校	234-0054	横浜市港南区港南台 5-3-2	045-830-5826	045-830-5753
	横浜市立本郷 特別支援学校	247-0007	横浜市栄区小菅ヶ谷 3-37-12	045-894-2952	045-894-2954
	横浜市立日野中央 高等特別支援学校	234-0053	横浜市港南区日野中央 2-25-3	045-844-3015	045-846-8448
	横浜市立二つ橋 高等特別支援学校	246-0021	横浜市瀬谷区二つ橋町 470	045-391-2131	045-391-2193
	(学) 聖坂養護学校	231-0862	横浜市中区山手町 140	045-622-2974	045-622-2923
	藤沢市立白浜養護学校	251-0046	藤沢市辻堂西海岸 1-2-2	0466-33-1500	0466-37-1066
	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	239-0841	横須賀市野比 5-1-2	046-848-3441	046-848-3740
	横浜国立大学教育学部附属 特別支援学校	232-0061	横浜市南区大岡 2-31-3	045-742-2291	045-743-4746

	学 校 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
肢体不自由	横浜市立上菅田特別支援学校	240-0051	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 462	045-382-0420	045-382-0413
	横浜市立中村特別支援学校	232-0033	横浜市南区中村町 4-269-1	045-261-9863	045-261-9872
	// 港南分教室	234-0054	横浜市港南区港南台 4-6-20	045-831-7351	045-831-7352
	横浜市立北綱島特別支援学校	223-0053	横浜市港北区綱島西 5-14-54	045-545-0126	045-545-0146
	横浜市立東俣野特別支援学校	245-0065	横浜市戸塚区東俣野町 1103-1	045-851-9631	045-851-9632
	横浜市立左近山特別支援学校	241-0831	横浜市旭区左近山 1011	045-352-1580	045-352-1582
	横須賀市立養護学校	239-0844	横須賀市岩戸 5-6-4	046-849-6465	046-849-6559
病弱	県立横浜南支援学校	232-0066	横浜市南区六ツ川 2-138-4	045-712-4046	045-742-9710
	県立秦野支援学校	257-0025	秦野市落合 500	0463-81-0948	0463-83-4118
	横浜市立浦舟特別支援学校	232-0024	横浜市南区浦舟町 3-46	045-243-2624	045-243-2625
	横浜市立北綱島特別支援学校 サルビア分教室	230-0012	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	045-581-3353	045-581-3353
知的・ 肢体不自由	県立三ツ境支援学校	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町 468	045-365-3711	045-361-9695
	// 横浜緑園分教室	245-0003	横浜市泉区岡津町 2667	045-811-5231	045-811-5232
	県立金沢支援学校	236-0051	横浜市金沢区富岡東 2-6-1	045-770-0456	045-775-4121
	// 水取沢分教室	235-0043	横浜市磯子区水取沢 938-2	045-778-1065	045-778-1066
	県立茅ヶ崎支援学校	253-0083	茅ヶ崎市西久保 29-1	0467-57-5379	0467-57-5371
	県立武山支援学校	238-0313	横須賀市武 3-35-1	046-856-5800	046-857-6367
	// 津久井浜分教室	239-0843	横須賀市津久井 4-4-1	046-848-2137	046-848-2147
	県立津久井支援学校	252-0175	相模原市緑区若柳 44	042-684-4860	042-684-4861
	県立平塚支援学校	259-1215	平塚市寺田縄 590	0463-58-0456	0463-59-4248
	県立鎌倉支援学校	247-0075	鎌倉市関谷 566	0467-45-1482	0467-43-4804
	// 金井分教室	244-0845	横浜市栄区金井町 100	045-852-4722	045-852-4738
	県立岩戸支援学校	239-0844	横須賀市岩戸 5-6-5	046-839-4500	046-849-3200
	県立小田原支援学校	250-0865	小田原市蓮正寺 1021	0465-37-2755	0465-37-5356
	// 大井分教室	258-0017	足柄上郡大井町西大井 984-1	0465-86-0040	0465-86-0041
	// 湯河原校舎	259-0301	足柄下郡湯河原町中央 2-21-3	0465-60-1800	0465-60-1805
	県立座間支援学校	252-0029	座間市入谷西 5-10-1	046-255-2253	046-252-5379
	// 有馬分教室	243-0424	海老名市社家 5-27-1	046-238-1349	046-238-1359
	// 相模向陽館分教室	252-0003	座間市ひばりが丘 3-58-1	046-298-0038	046-298-0039
	県立えびな支援学校	243-0422	海老名市中新田 4-5-1	046-292-5612	046-292-5620
	県立あおば支援学校	227-0041	横浜市青葉区上谷本町 109	045-978-1161	045-978-1160
横浜市立若葉台特別支援学校 (通称：横浜わかば学園)	241-0801	横浜市旭区若葉台 2-1-1	045-923-1300	045-923-1305	
知的・ 聴覚 ・ 視覚 ・ 肢体	県立相模原中央支援学校	252-0221	相模原市中央区高根 1-5-36	042-768-8510	042-768-8519

## 7 住まいに関する支援

### (1) グループホーム・入所施設

① ② ③

#### 共同生活援助（グループホーム）

内 容 … 地域での共同生活の場において、相談、入浴・排せつ・食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

利用できる方 … 原則として 18 歳以上の障害のある方

※15 歳以上 18 歳未満の方については、児童相談所の確認が必要です。

※65 歳以上の身体障害のある方は、65 歳以前に障害福祉サービス等を利用していただくことが要件となります。

費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
（定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。）  
その他、食費や家賃等の実費負担があります。

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

① ② ③

#### 施設入所支援（入所施設）

内 容 … 障害者支援施設等に入所する方に対し、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

利用できる方 … (1) 生活介護を利用しており、障害支援区分 4 以上の方

（50 歳以上の場合は、障害支援区分 3 以上の方）

(2) 自立訓練又は就労移行支援を利用しており、入所しながら訓練等を実施することが必要と認められる方、または、通所により訓練等を受けることが困難な方

費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
（定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。）

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

施設名	所在地	電話	施設入所支援	生活介護	自立訓練	運営法人
桜の風（さくら）	中原区井田3-16-1	920-9300	○	○		社会福祉法人育桜福祉会
桜の風（もみの木）	中原区井田3-16-1	920-9006			○	社会福祉法人川崎聖風福祉会
れいんぼう川崎	宮前区東有馬5-8-10	888-8601	○	○		社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
障がい者支援施設みずさわ	宮前区水沢3-6-50	978-3238	○	○		社会福祉法人三篠会
川崎市柿生学園	麻生区五力田2-20-10	987-1511	○	○		社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
社会福祉法人セイワ障害者支援施設（入所）つばき寮	麻生区細山1209	954-5011	○	○		社会福祉法人セイワ
障害者支援施設川崎ラシクル	川崎区日進町5-1	589-3880	○	○	○	社会福祉法人三篠会

知

### 福祉ホーム（三田福祉ホーム）

- 内 容 … 住居が必要な障害のある方に居室・その他の設備等を供与し、地域生活を支援します。
- 利用できる方 … 次の全ての要件を満たす方
  - (1) 家庭環境、住宅事情等の理由により家族との同居が困難であるため、現に住居を求めている方
  - (2) 知的障害のある方
  - (3) 就業等（福祉的就労や地域活動支援センター等での日中活動も含む）をしている方
- 費 用 … 無料。ただし、食費、光熱水費等の実費負担があります。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX
三田福祉ホーム	214-0034	多摩区三田 2-3256	933-0866	FAX 兼用

## （2）自立生活への移行に向けた支援

身 知 精

### 自立生活援助

- 内 容 … 施設入所支援や共同生活援助等を利用していた方が単身生活等に移行した場合に、その方の居宅へ定期的に訪問等を行い、相談や情報提供等を行います。
- 利用できる方 … (1) 障害者支援施設、共同生活援助事業所、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害のある方で、助言や訪問による生活の支援が必要な方  
(2) 単身等により、自立生活援助の支援が必要な方
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
(定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。)
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

身 知 精

### 地域移行支援

- 内 容 … 障害者支援施設等に入所している障害のある方、または、精神科病院に入院していて退院可能な病状の障害のある方などに対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
- 利用できる方 … (1) 障害者支援施設又は児童福祉施設・保護施設・矯正施設等に入所している障害のある方  
(2) 精神科病院に入院している精神障害のある方
- 費 用 … 利用者負担はありません。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

7 住まいに関する支援

地域定着支援

- 内 容 … 居宅において単身などで生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保して、障害特性に起因して生じた緊急事態などが発生した場合に、相談や必要な支援等を行います。
- 利用できる方 … 障害のある方のうち、居宅において単身で生活する方、または、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない方
- 費 用 … 利用者負担はありません。
- 窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

(3) 公営住宅

公営住宅(市・県営住宅)公募時の優遇

【市営住宅の場合】

- 利用できる方 … 市営住宅入居資格(川崎市内在住か市内の同一勤務先に引き続き1年以上勤務していること、月収が214,000円以下等)があり、申込者または同居あるいは同居しようとする家族に、次のいずれかに該当する方がいる場合
- (1) 身体障害者手帳(1級~4級)の交付を受けている方
  - (2) 精神障害者保健福祉手帳(1級~3級)の交付を受けている、または、交付を受けていなくても1級~3級の精神障害を事由とする障害年金証書を提出できる方
  - (3) 知的障害者(最重度~軽度)と判定され川崎市の療育手帳(A1~B2)の交付を受けている、または、交付を受けていなくても児童相談所または障害者更生相談所の総合判定において最重度から軽度(川崎市判定A1~B2)と認定を受けた方
  - (4) 戦傷病者で障害の程度が、恩給法別表第1号表ノ2(特別項症~第6項症)、表ノ3(第1款症)の方
- 内 容 … 新築募集時のみ当選率の優遇制度(5倍)があります。
- 窓 □ … 川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課 電話:244-7578

【県営住宅の場合】

- 利用できる方 … 県営住宅の入居申込資格があり、申込者または同居あるいは同居しようとする家族に、次のいずれかに該当する方がいる場合
- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている、1級から4級までの身体障害者の方
  - (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、1級、2級、3級の精神障害者の方、または、A1・A2・B1の判定を受けた知的障害者の方
  - (3) 戦傷病者手帳、恩給法別表第1号表ノ2(特別項症~第6項症)、表ノ3(第1款症)の方
- ※単身者向け住宅には障害者の優遇制度はありません。
- 内 容 … 当選率の優遇制度があります。(新築募集時は5倍、空家募集時は3倍)
- 窓 □ … (一社)かながわ土地建物保全協会  
電話:045-201-3673

**公営住宅（市・県営住宅）使用料の減免**

【市営住宅の場合】

利用できる方 … 次のいずれかに該当する世帯

- (1) 収入が著しく低額である世帯
- (2) 市営住宅入居資格（川崎市内在住か市内の同一勤務先に引き続き一年以上勤務していること、月収が214,000円以下等）があり、申込者または同居あるいは同居しようとする家族に、次のいずれかに該当する方がいる世帯
  - ①身体障害者手帳の交付を受けている、1級から4級までの身体障害者の方
  - ②精神障害の程度が日常生活が不能と診断された精神障害者、又は日常生活もしくは労働に著しい制限を受けると診断された精神障害者の方
  - ③児童相談所、又は地域支援室において重度、又は中度の知的障害者と判定された方
  - ④所得税法上の特別障害者に該当し、障害者控除を受けている方
  - ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症又は表ノ3の第1款症に該当する方
  - ⑥公害医療手帳の交付を受けている、特級又は1級に該当する方

内 容 … 使用料の支払いが困難になった場合、収入や障害の程度により、使用料を減額または免除します。

窓 □ … （市営住宅）川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課 電話：244-2060  
 川崎市住宅供給公社 溝ノ口事務所 電話：811-1137

【県営住宅の場合】

利用できる方 … (1) 収入が著しく低額である世帯  
 (2) 障害者、高齢者、母子・父子世帯（障害の程度、世帯の収入月額による）

内 容 … 家賃について、一般減免（収入が著しく低額である方）、特別減免（障害者・老人世帯・母子家庭等）の制度があります。

窓 □ … 株式会社東急コミュニティー 川崎サービスセンター  
 電話：511-9529

**公営住宅（市・県営住宅）駐車場使用料の減免**

公営住宅（市・県営住宅）入居者で駐車場を利用する場合、使用料の減免制度があります。

利用できる方や内容等の詳細については、下記の窓口にお問い合わせください。

窓 □ … 【市営住宅】川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課（電話：244-2060）  
 【県営住宅】株式会社東急コミュニティー 川崎サービスセンター  
 （電話：511-9529）



身

### 車いす利用者向け市営住宅

- 内 容 … 市営住宅入居資格（川崎市内に在住か市内の同一勤務先に引き続き1年以上勤務していること、月収が214,000円以下等）があり、申込者本人を含め同居または同居しようとする親族に、身体障害者手帳1級から3級までの交付を受けている車いす使用者がいる場合、車いす利用者向け住宅（登録制）を提供します。
- 窓 口 … 川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課（電話：244-7578）

## （4）住宅の相談窓口

身 知 精

### すまいの相談窓口

- 内 容 … 障害のある方、高齢者、外国人、子育て世帯など、自身で住まいを探すことが困難な方の住まい探しを支援します。
- 窓 口 … 川崎市住宅供給公社 すまいの相談窓口  
電話：244-7590 FAX：244-7509  
受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～12時、午後1時～5時  
（祝日・年末年始を除く）

身 知 精

### 住宅のバリアフリー化相談窓口

- 内 容 … 住宅のバリアフリー化など住宅全般に関する相談（バリアフリー化、リフォームの方法、見積の見方、助成制度の活用など）に一級建築士などの専門家が無料で応じます。また、必要に応じてアドバイザー派遣による現地相談（1回を限度に無料）も行います。相談は予約制のため、必ず事前に下記窓口へ電話し、予約してください。
- 窓 口 … 川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン  
電話：822-9380 FAX：819-4320（令和5年9月30日まで）  
電話：874-0180 FAX：874-0181（令和5年10月3日から）  
予約受付時間：火曜日～土曜日 午前9時～12時・午後1時～4時  
（祝日・年末年始を除く）  
窓口・電話相談時間：火曜日及び土曜日 午後1時～4時（祝日・年末年始を除く）

## (5) 住宅の確保・改造に関する支援



### 在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

内 容 … 在宅で生活する重度障害のある方が、現に居住している市内の既存住宅をその障害の状況に適するように改良する工事を行い、自らの生活環境の改善を図る場合に、その工事に要する費用を給付します。また、在宅生活における必要な動作に制限を受けている障害のある方に自立促進用具を交付します。

※給付決定前に工事着手した場合や工事着手後に申請した場合は、給付を受けることができません。

※申請を受け付けた後、訪問調査などにより身体状況、生活環境、工事内容などを十分に確認したうえで、給付決定（又は却下決定）を行います。

費 用 … 費用世帯の所得状況（最多課税者の市民税額による）に応じて自己負担が発生します。  
世帯の範囲・・・18歳以上の場合：本人と配偶者

18歳未満の場合：住民基本台帳の同一世帯に属する方

階層区分	自己負担率
生活保護から市民税（所得割）3万3千円未満	0
市民税（所得割）3万3千円以上23万5千円未満	所要額の1/4
市民税（所得割）23万5千円以上46万円未満	所要額の1/2
市民税（所得割）46万円以上	全額自己負担

※下記「②自立促進用具」の「修理」の場合は、自己負担が発生しません。

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、市民税額等を証明するもの、見積書、工事図面、工事計画書等

介護保険との関係 … 介護保険対象の住宅改修は、介護保険制度が優先となります。

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）  
電子申請（1ページ参照）

#### 【①住宅設備改良の詳細】

既存住宅（浴室・便所・玄関・台所など）を障害の状態に応じて改良するために必要な費用を給付します。

利用できる方 … ア 身体障害者手帳があり、障害の程度が1級又は2級の方

イ 知能指数が35以下との判定を受けている方

ウ 身体障害者手帳があり、その障害の程度が3級かつ知能指数が50以下と判定を受けている方

限 度 額 … 100万円

対 象 外 工 事 … ・日常生活用具及び介護保険制度の住宅改修対象工事

・新築、増築に係る工事、日常生活用具などで代替が可能と判断される工事

・単に家屋の老朽化や故障に伴う工事、本事業の給付目的に合わない工事

・本来の目的と比較して必要以上に付加機能若しくは調度品が含まれたもので高額であると判断した工事

・高齢者住宅改造費助成制度事業の給付を受けている方

## 【②自立促進用具の詳細】

在宅生活における必要な動作に制限を受けている方の自立促進や介護者の負担軽減のために、自立促進用具を交付します。

(新規の場合)

用具の種類	利用できる方	給付上限額	その他
①ホームエレベーター ②段差解消機 ③階段昇降機 ④リフト ⑤昇降補助機器	下肢又は体幹機能障害 3 級以上及び内部障害 1 級にて在宅での日常生活をする上で、必要な移動が困難な方 ・下肢機能障害 3 級以上 ・体幹機能障害 3 級以上 ・内部障害 1 級で、在宅での日常生活をする上で必要な移動が困難	100 万円	地域リハビリテーションセンター、地域療育センター等の専門機関により、用具の交付が必要と認められた方
環境制御装置	四肢機能障害 1 級又は 2 級で、補助機器を使用しないと日常生活動作が極度に制限される方	70 万円	

※各用具の給付上限額は、消費税及び地方消費税を含みます。

※上記①～⑤の移動機器を設置する場合は、設置工事の内容や移動機器の価格等により住宅設備改良の給付額と合算して給付できる場合がありますので、事前にご相談ください。

(修理の場合)

用具の種類	利用できる方	給付上限額	その他
①ホームエレベーター ②段差解消機 ③階段昇降機 ④リフト ⑤昇降補助機器	下肢又は体幹機能障害 3 級以上及び内部障害 1 級にて、在宅での日常生活をする上で、必要な移動が困難な方	10 万円	対象となる修理の給付は、上記 1【新規】で給付を受けた用具の修理に限ります。
環境制御装置	四肢機能障害 1 級又は 2 級で、補助機器を使用しないと日常生活動作が極度に制限される方	7 万円	

※各用具の給付上限額は、消費税及び地方消費税を含みます。



## 居住支援制度

内 容 … アパートなどの民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにも関わらず保証人が見つからない高齢者や障害者、外国人、ひとり親世帯の方などに対して、入居機会を確保し、安定的に居住を継続できるよう、以下の支援を行います。

- (1) 保証会社が家賃、原状回復費用等を保証します。(上限あり)
- (2) 入居者は特約付火災保険に加入し、損害を与えたときは賠償します。
- (3) 関係者が連携して、入居者のトラブル解消に努めます。

利用できる方 … 次の条件に該当する障害者手帳をお持ちの方

- (1) 家賃等の支払いができる見込みのある方
- (2) 自立した生活ができる方
- (3) 市内に住んでおり、障害者団体の紹介を得られる方

利用の条件 … (1) 2年間の契約で、(月額家賃＋共益費)×35%の保証料を一括前払いしていただきます。

(2) 2年間の特約付火災保険を付けていただきます。

(3) 原則として、親族など緊急時の連絡人(日本国内居住)を付けていただきます。

窓 口 … まちづくり局 住宅整備推進課

電話：200-2997 FAX：200-3970

## 8 移動・外出に関する支援

### (1) 移動・外出を支援するサービス・制度

知(精)

#### 行動援護

- 内容 … 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある方で、常に介護を必要とする方に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
- 利用できる方 … 知的障害や精神障害のある方（障害支援区分3以上で行動上著しい困難がある方）
- 費用 … 原則1割負担ですが、市民税額による負担上限額があります。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

身

#### 同行援護

- 内容 … 視覚障害がある方に対し、移動中に必要な視覚的支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事等の必要な介助を行います。
- 利用できる方 … (1) 移動に支援が必要な視覚障害のある方  
(2) 移動時に視覚的支援が必要であり、聴覚障害6級以上の身体障害のある方  
(3) 障害児は上記の状態に準ずる場合
- 費用 … 原則1割負担ですが、市民税額による負担上限額があります。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

身(知(精))

#### 移動支援/通学・通所支援

- 内容 … 屋外での移動が困難な障害のある方に対し、安全かつ円滑に外出できるよう、移動についての支援を行います。
- 移動支援：社会生活上必要な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出が対象  
通学・通所支援：学校への通学や、通所施設などへの通所（やむをえない事情がある場合に限る）が対象
- 利用できる方 … 市内に居住する障害のある方で、原則として、学齢児以上が利用できます。  
なお、移動支援については、中学3年生までは、保護者を伴うことを原則としますが、次のいずれかに該当するときは、保護者の付き添いを要せず、サービスを受けることができます。
- (1) 保護者等の就労により当該障害児を養育できない時間帯であって、放課後等デイサービス事業等を利用できないとき  
(2) 保護者等の疾病等により当該障害児に付き添ってサービスを利用することができないとき

費用 … 下記のとおり

内 容	費 用
移動支援 ・ 社会生活上必要な外出 ・ 余暇活動などの社会参加のための外出	10%負担 ※外出時に身体介護を受けた場合は、別に負担があります。
通学、通所支援 ・ 学校への通学 ・ 通所施設などへの通所	10%負担 ※保護者の疾病・障害・就労など、社会的にやむをえない事情により、当該障害児・者の通学通所に付添うことができない場合に限り。

※ 生活保護及び市民税非課税世帯の方は、無料となります。

※ 通学・通所支援についてのみ、月額負担が 10,000 円を超えるときは 10,000 円を負担限度額とします。

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

身

**身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の給付**

内 容 … (1) 盲導犬：在宅で生活する 18 歳以上の方で、視覚障害により日常生活に著しい支障がある方に、行動範囲拡大のための誘導を行う盲導犬を給付します。  
 (2) 介助犬：18 歳以上の肢体不自由により日常生活に著しい支障がある方に、物の拾い上げ、運搬、着脱衣の補助などを行う介助犬を給付します。  
 (3) 聴導犬：18 歳以上の聴覚障害により日常生活に著しい支障がある方に、ブザー音・電話の呼出音等を聞き分けてその方へ必要な情報を伝えるほか、必要に応じて音源への誘導などを行う聴導犬を給付します。

※希望者が多数の場合は、給付が翌年度以降になる場合があります。

費 用 … 給付は無料です。ただし、訓練に要する交通費等の費用や、健康管理・飼育に要する費用等は自己負担となります。

窓 □ … 神奈川県 福祉子どもみらい局 障害福祉課 社会参加推進グループ  
 電話：045-210-1111 (代表) FAX：045-201-2051

身

**身体障害者補助犬の同伴・使用に関する相談窓口**

内 容 … 公共機関のみならず、飲食店や旅館、病院など、不特定多数の方が利用する施設についても、原則として自由に、身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を同伴することができます。

身体障害者補助犬法が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から補助犬の同伴又は使用に関する相談窓口が設置されました。補助犬を同伴して施設を利用した際に受け入れを拒否された場合など、利用者からの様々な相談に応じるとともに、施設管理者が注意する点などについても必要な助言などを行っています。また、必要に応じて関係行政機関の紹介も行います。

窓 □ … 健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課(電話：200-2928 FAX：200-3932)

**バリアフリーマップ/かわさきパラムーブメント実践店**

内 容 … 主要駅周辺で多くの方の利用が想定される施設や市の施設などのバリアフリー情報について、「バリアフリーマップ」として公開しています。  
 また、障害者、外国人、高齢者をはじめとした利用者に対して気づかいのある接遇を実施しているなどの「ソフト面のバリアフリーに対応している店舗」、または店舗の入り口に段差が無いなどの「ハード面のバリアフリーに対応している店舗」である「かわさきパラムーブメント実践店」もバリアフリーマップ上に表示しています。  
 インターネット上で公開していますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。  
<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=41-47&>

窓 口 … ・バリアフリーマップについて  
 まちづくり局指導部建築管理課 電話：200-3088  
 ・かわさきパラムーブメント実践店について  
 市民文化局パラムーブメント推進担当 電話：200-0529



**(2) 交通手段の割引など**

**ふれあいフリーパスの交付**

内 容 … 川崎市内の路線バスを無料で利用できます。  
 ※ 乗車する停留所又は降車する停留所が川崎市区域内である場合は、市外をまたぐ運行系統の路線バスも利用できます。また、一部利用できない路線バス等があります。  
 ※ 70歳以上の方や、「福祉タクシー利用券」や「市バス特別乗車証」が交付されている方は、利用できません。  
 ※ 毎年3月下旬頃から、新年度分のフリーパスを交付します。  
 (交付開始日が決まり次第、市政だよりや市ホームページなどでお知らせします)

利用できる方 … 下記のとおり

	本人のみのフリーパス	介助者付のフリーパス (本人と同乗する介助者1名も無料で乗車できるフリーパス)
身体障害者手帳をお持ちの方	1級～4級	12歳未満で1級～4級 (小学生以下)
	5級、6級で社会福祉施設等に通所されている方(※)	
療育手帳をお持ちの方	A1、A2、B1	12歳未満でA1、A2、B1 (小学生以下)
	B2で社会福祉施設等に通所している方(※)	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(手帳の有効期限が切れている方は交付できません。更新後の交付となります。)	1級～3級	12歳未満で1級～3級 (小学生以下)

(※) 社会福祉施設に通所している方とは、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所又は地域生活支援センター等に通所している方です。交付申請の手続きを行う際、「川崎市ふれあいフリーパスの交付に関する通所証明書」の提出が必要となります。

手続方法 … 印鑑（朱肉印 ※スタンプ印不可、交付対象者本人が署名する場合は持参不要）と身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（2つ以上の障害者手帳をお持ちの方は、すべての障害者手帳を持参してください。）を持参してください。なお、継続の申請手続には、既に交付を受けているふれあいフリーパスを持参してください。また、身体障害者手帳5級もしくは6級をお持ちの方、または、療育手帳B2をお持ちの方で社会福祉施設等に通所している方は「川崎市ふれあいフリーパスの交付に関する通所証明書」を持参してください。

※ 「川崎市ふれあいフリーパスの交付に関する通所証明書」については、申請手続を行う際に毎回提出が必要となります。

窓口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）  
※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの川崎区にお住まいの方は、川崎区地域みまもり支援センターが窓口となります。

## 身 知 精

### 重度障害者福祉タクシー利用券の交付

内 容 … 歩行困難な重度障害者に対し、タクシー料金の一部（運賃・迎車料）を助成します。  
※ 交付枚数は、1人あたり月7枚です。  
なお、対象者の要件を満たす方のうち、週3回以上、人工透析で通院している腎臓機能障害の方には、1人あたり月14枚を交付します。  
※ 毎年3月下旬頃から、新年度分のタクシー利用券を交付します。  
（交付開始日が決まり次第、市政だよりや市ホームページなどでお知らせします）

#### 【利用上の注意事項】

- タクシーの乗車1回につき複数枚の利用が可能です。
- 福祉タクシー利用券1枚につき、500円までを助成します。
- 複数枚を利用する場合を含め、500円に満たない場合にはお釣りは出ません。
- 利用券1枚の助成上限額を超える金額は自己負担となりますので、現金等でお支払いください。
- 福祉タクシー利用券を使用する場合、必ず乗車前に福祉タクシー利用券が使用できるか乗務員に確認し、障害者手帳を乗務員に提示してください。また、券面に障害者手帳番号を記載してください（障害者手帳番号の記載がない福祉タクシー利用券は使用することができません。）
- 福祉タクシー利用券が利用できるタクシーは「神奈川県タクシー協会」に加盟する会社のタクシー、「神奈川県個人タクシー事業連合会」に加盟する個人タクシー、その他、川崎市が利用券取扱協力機関として認めたタクシーとなります。（NPO法人等による福祉有償運送事業者も一部含まれます。）
- 障害者手帳の提示による障害者割引（1割引）については、乗車前に乗務員に確認してください。

#### 【事例】障害者割引（1割引）適用後の乗車運賃が1,200円の場合

- ・ 福祉タクシー利用券を2枚使用した場合  
→ 福祉タクシー利用券の助成額は1,000円です。残りの200円は現金等でお支払ください。
- ・ 福祉タクシー利用券を3枚使用した場合  
→ 福祉タクシー利用券の助成額は1,200円です。この場合、おつりは出ません。

利用できる方 … 本市に住所地を有する方で、次の各号に該当する方が利用できます。

ただし、川崎市ふれあいフリーパス、市バス特別乗車証の交付、高齢者フリーパスの無料交付（福祉パス）を受けている方は、対象となりません。

- (1) 障害程度が1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方（下肢・体幹・視覚および内部障害のいずれかを含む方に限る）
- (2) 障害程度がA1またはA2と判定された療育手帳をお持ちの方
- (3) 障害程度が3級の身体障害者手帳をお持ちの方（下肢・体幹・視覚および内部障害のいずれかを含む方に限る）で、かつ、障害程度がB1と判定された療育手帳をお持ちの方
- (4) 障害程度が1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続方法 … 印鑑（朱肉印 ※スタンプ印不可、交付対象者本人が署名する場合は持参不要）と身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（2つ以上の障害者手帳をお持ちの方は、すべての障害者手帳）を持参してください。

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）  
※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの川崎区にお住まいの方は、川崎区地域みまもり支援センターが窓口となります。

## 身 知 精

### タクシー料金の割引

内 容 … 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗車前に乗務員に提示し、割引適用となるタクシーである場合には、運賃が1割引きとなります。  
（10円未満切り捨て、他の都道府県でも適用）

問い合わせ先 … （社）神奈川県タクシー協会 電話：045-241-3577  
神奈川県個人タクシー事業連合会 電話：045-401-8896

## 身

### 難病患者タクシー料金の割引

内 容 … 特定医療費（指定難病）受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証を乗車前に乗務員に提示し、割引適用となるタクシーである場合には、運賃が1割引きとなります。（10円未満切り捨て、迎車料金等は対象外）

問い合わせ先 … 一般社団法人 神奈川県タクシー協会 川崎支部  
電話：244-5505 FAX：244-5506



**バス（市バス・民営バス）運賃の割引**

内 容 … バス運賃が 5 割引（定期乗車券は 3 割引）になります。  
 普通乗車用と定期券用の割引証に、それぞれ単独用（本人のみ割引）と介護付用（本人と介護者の割引）があります。  
 ※割引証は、神奈川県外では利用できません。  
 ※身体障害者手帳、療育手帳の提示でも割引が受けられます。ただし、定期券を購入する場合は、定期券用の割引証が必要です。  
 ※介護者が割引を受けるには、介護付用の割引証の提示、または、介護を受ける者の身体障害者手帳、療育手帳の提示（定期券の場合は提出）が必要です。  
 ※各手帳の提示のみでも割引は受けられますが、バス乗車時のスムーズな確認のため、割引証をご利用ください。

利用できる方 … (1) 身体障害者手帳をお持ちの方  
 (2) 児童相談所において知的障害児・者と判定を受けている方  
 (3) (1)の方で、第 1 種の身体障害者手帳（37～38 ページ参照）をお持ちの方の介護者、または、12 歳未満の方の介護者  
 (4) (2)の方で、知能指数 35 以下、または、12 歳未満の方の介護者

手 続 方 法 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションで割引証の交付をあらかじめ受けて、普通乗車用はバス乗車時に提示、また、定期券用は定期券購入時に提出してください。

窓 口 … 「割引証」については、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにお問い合わせください。（13 ページ参照）  
 「定期券」については、各バス会社の乗車券販売窓口にお問い合わせください。

**鉄道運賃の割引**

内 容 … 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方及び介護者について、運賃の 5 割が割引となります。なお、市内の民営鉄道は JR の運賃割引制度に準じています。

乗車券等の種類	利用の形態 区分 対象	本人が介護者とともに乗車船とする場合				本人が単独で乗車船する場合		備 考
		第 1 種		第 2 種		第 1 種	第 2 種	
		本 人	介 護 者	本 人	介 護 者	本 人	本 人	
普通乗車券	(片道 100km 以内)	○	○	—	—	—	—	JRバスは距離に関係なく割引
	(片道 100km 超)	○	○	—	—	○	○	
定期乗車券	(12 歳以上)	○	○	—	—	—	—	JRバスは 30% 割引(12 歳未満の小児定期乗車券は割引なし)
	(12 歳未満)	—	○	—	○	—	—	
回数乗車券	(特急回数券を除く)	○	○	—	—	—	—	
急行券	(特急券を除く)	○	○	—	—	—	—	

※○印が割引対象。なお、横浜市営地下鉄は、(片道 100 km以内) 本人単独乗車でも割引対象です。

第1種、第2種の区分はおおむね次のとおりです。

■ 1種障害者  
■ 2種障害者

【身体障害者手帳の場合】

障害		手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視	覚		■				■		
聴	覚			■		■		■	
平	衝				■		■		
音声・言語・そしゃく					■		■		
肢 体 不 自 由	上肢		■		■				
	下肢		■			■			
	体幹		■			■		■	
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢 機能	(1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)						
移動 機能		(1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)							
内 部	心臓機能		■		■		■		
	じん臓機能		■		■		■		
	呼吸器機能		■		■		■		
	ぼうこう又は直腸		■		■		■		
	小腸機能		■		■		■		
	免疫機能		■		■		■		
	肝臓機能		■		■		■		

【療育手帳の場合】

第1種：(1)療育手帳に「A1」「A2」と記載されている方

(2)療育手帳に「B1」かつ身体障害者手帳に「1級」、「2級」、又は「3級」と記載されている方

第2種：療育手帳に「B1」「B2」と記載されている方

※2つ以上の重複する障害がある場合は、第2種から第1種になる場合があります

手続方法…乗車券購入のときに、身体障害者手帳、療育手帳（身体障害者手帳と療育手帳を重複してお持ちの方は両方）を提示してください。

窓 □ … JR乗車券販売窓口・各鉄道窓口

身 知 精

航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの12歳以上の方および介護者1名まで割引が適用されます。割引率については航空会社により異なりますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください。なお、適用区間は国内線の全区間です（LCC等一部の航空会社を除く）。

航空券の購入および搭乗手続きをするときに手帳を提示してください。

8 移動・外出に関する支援

**有料道路通行料金の割引**

令和5年3月27日から、これまで事前登録された自家用車に限り割引が適用されていましたが、知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも割引適用となりました。併せて、これまでお住まいの区役所地域みまもり支援センターまたは地区健康福祉ステーションのみで行っていた登録手続きについて、自家用車を登録のうえ ETC を利用される方を対象に、窓口に出向くことなく申請ができるようになりました。

内 容 … 身体障害者手帳または療育手帳の提示で割引が受けられます。また、ETCノンストップ走行においても割引が適用となります。割引を受けるためには、事前に申請手続きが必要です。

対象車	<p>障害者 1 人につき 1 台のみ対象となります。※1</p> <p>【本人が運転する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人またはその親族等が所有する乗用車、貨物自動車（ライトバン等に限る）※2、特種用途自動車または二輪自動車（総排気量が 125 cc を超えるもの。以下同じ。）</li> <li>・レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等</li> </ul> <p>【障害者本人以外が運転し、本人が乗車する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人またはその親族等が所有する乗用車、貨物自動車（ライトバン等に限る）、特種用途自動車または二輪自動車。</li> <li>・当該重度障害者を継続して日常的に介護している方が所有する乗用車、貨物自動車（ライトバン等に限る）、特種用途自動車または二輪自動車（営業車は除く）</li> <li>・レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等、タクシー（介護タクシー含む）や福祉有償運送車両</li> </ul> <p>※1 レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等、タクシー（介護タクシー含む）や福祉有償運送車両の事前登録はできません。</p> <p>※2 貨物自動車の場合は、乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められるライトバン等が対象となります。また、特種用途自動車の場合は、乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められる身体障害者輸送車が対象となります（自動車検査証などで御確認ください）。</p>
割引率	<p>有料道路通行料金の 50% が割引されます。</p> <p>※他の割引制度との併用はできません。</p> <p>※タクシーやレンタカー等事後精算を伴う事業者の ETC カードによる支払は不可</p>
対象道路	<p>東日本高速道路株式会社等高速道路等および都道府県所管の一般有料道路など</p>

利用できる方 … (1) 身体障害者手帳をお持ちの方（本人が運転する場合）  
 (2) 身体障害者、知的障害者のうち、重度の障害（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲）をお持ちの方（障害者本人以外が運転し、本人が乗車する場合）

手続方法 … ●お住まいの区役所地域みまもり支援センターまたは地区健康福祉ステーション窓口または高速道路会社によるオンライン申請窓口（自家用車を登録のうえ ETC を利用申請される方のみ）において、お手続きください。

対面で手続をされる場合は、下記(1)～(5)を用意し、窓口までお越しください。

- (1) 身体障害者手帳または療育手帳
- (2) 割引を適用する自動車の自動車検査証
- (3) 運転免許証（本人が運転する場合）
- (4) ETC カード（割引を受けられる本人名義のもの）
- (5) ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等

※ (2)(3)は自家用車を登録する場合のみ必要となります。

※ (4)(5)は ETC ノンストップ走行を利用する自家用車を登録する場合のみ必要となります。

※ 電子車検証の場合、IC タグ内の情報を申請者（代理人）のスマートフォン等の電子機器で読み取って窓口でご提示いただくか、電子車検証と同時に交付される「自動車車検証記録事項」をお持ちください。なお、スマートフォン等での読み取りには、「車検証閲覧アプリ」のインストールが必要です。

●オンライン申請の手続きの流れや必要な書類については、高速道路会社によるオンライン申請受付サイトをご覧ください。

●割引の有効期間は、申請日以後、対象障害者の 2 回目の誕生日までとなります。なお、継続手続は有効期間満了の 2 か月前から有効期限の前日まで行えます。

●虚偽の申請や記載内容等の改ざん、対象者以外の方の乗車に利用した場合は、一定期間の利用停止や道路整備特別措置法第 26 条に規定する割増金が請求されます。

窓 口 … ●各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

●有料道路における障害者割引のオンライン申請窓口

<https://www.expressway-discount.jp>



① ② ③

## 福祉バス運行事業

内 容 … 障害児・者福祉団体や障害児・者福祉施設の方が、研修会、社会見学、スポーツ、レクリエーションなどを行う際に、福祉バスを利用できます。

利用人員は 20 人以上 51 人以内とし、そのうち約半数が障害児・者である必要があります。

費 用 … 無料です。ただし、駐車料金、有料道路通行料金、および宿泊の場合の乗務員の宿泊料は、利用者負担となります。

利 用 回 数 … 1 回の利用は原則として 1 泊 2 日以内とします。

1 団体が年度内（4 月から翌年 3 月）に利用できる回数は 2 回までです。

※1 泊 2 日の利用及び 1 回に 2 台のバスを利用した場合は、それぞれ利用回数を 2 回として計算します。

※福祉バスの運行は、予算の範囲内で行っていますので、ご了解ください。

手続方法… 利用申し込みの受付は、利用日の6か月前から1か月前まで行っています。  
 なお、新規で利用する団体等は、事前に、利用団体等登録届の提出が必要です。  
 ※利用団体登録については、健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課が窓口になります。(電話：200-2928 FAX：200-3932)

窓 口 … 北部身体障害者福祉会館 (24 ページ参照)  
 電話：811-6631 FAX：811-6517

身

**福祉キャブ (リフト付き自動車)**

内 容 … 車いすを使用している方や、介助者がいても一般の交通機関を利用することが難しい方の移動手段を確保するために、車いす用リフト付き自動車を運行しています。  
 ●利用時間：午前8時から午後8時まで ●利用地域：市内および近隣地域  
 ●利用回数：1回4時間以内、月4回以内 ●運行台数：8台

利用できる方 … 下記のとおり

利用条件	利用できる外出先または目的
下記の(1)～(3)全てに該当する方 (1)市内在住(在宅)の身体障害者手帳、または特定医療費(指定難病)医療受給者証をお持ちの方(学齢児以上) (2)次のいずれかの交付(認定)を受けている方 ・身体障害者手帳をお持ちの方のうち、肢体障害または内部障害で、旅客運賃割引による第1種身体障害者(1級及び2・3級の一部)の学齢児以上の方 ・指定難病医療費助成の支給認定を受けている方(以下「難病」という) (3)次のいずれかの状態の方 ①肢体障害又は難病で、外出時に車いすを使用する必要のある方 ②全身性障害等のため、移動にストレッチャーが必要な方 ③内部障害があり外出時に介助が必要な方	【左記①、②に該当する方】 (1)市、県、国等の公的機関あるいは医療機関、社会福祉施設に赴くなど、社会生活上必要な外出であると認められるとき (2)社会参加の観点から、日常生活上必要な外出であると認められるとき。ただし、次の場合は除きます。 ア 通勤、営業活動などの経済的活動に係る外出 イ 通学等の通年かつ長期にわたる外出(自宅→医療機関→通学・通所施設の利用についてはご相談ください。) ウ 社会通念上本制度を利用することが適当でない外出  【左記③に該当する方】 本人自身の疾病の治療のため、医療機関に赴く時

費 用 … 1時間以内400円、以後1時間ごとに400円加算します。  
 ※駐車料金、有料道路料金等は実費負担です。

手続方法… 事前に登録をし、利用希望日の1か月前から利用前日までに申込みができます。

窓 口 … (公財)川崎市身体障害者協会  
 電話：221-0333 FAX：246-6943  
 受付時間：月曜～金曜 午前9時～12時、午後1時～4時

### (3) 自動車の運転に関する支援制度



#### 下肢等障害者自動車運転訓練費助成制度

- 内 容 … 公安委員会公認の自動車教習所において、運転免許を取得する場合の技能教習の経費を補助します。(入学金、学科教習などの費用は含みません。)  
補助率2/3(ただし、10万円を限度とする)
- 利用できる方 … 身体障害者手帳が1級~4級の上肢、下肢、体幹、内部および聴覚障害者
- 申 込 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(1ページ参照)  
※運転免許を取得される前に、上記窓口で助成のための申請手続きを行ってください。  
(事前申請)  
電子申請(1ページ参照)
- 適性検査などの相 談 … 障害のある方が自動車の運転免許を取得する場合、事前に運転免許センターで運転適性検査・相談を受けていただきます。その際、必要に応じて、手動式運転装置等を装備した教習車を配置した教習所等の紹介を行っています。適性検査については下記を参照してください。
- 【所在地・名称】 〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-1  
神奈川県運転免許センター安全運転相談室
- 【電 話】 #8080 [シャープハレバレ]  
(つながらない場合は045-365-3111)
- 【聴覚障害者用FAX】 045-363-7816



#### 身体障害者自動車改造費助成事業

- 内 容 … 通勤等の目的で、自ら運転する自動車のハンドル・アクセル等の操向及び駆動装置等について改造する場合、その費用を10万円の範囲内で助成します。  
自動車の改造を行う前に、助成のための申請手続きを行う必要があります。  
(事前申請)
- 利用できる方 … 身体障害者手帳の1級・2級の上肢、下肢、体幹機能障害者(所得制限があります。)
- 必 要 書 類 … 申請書、見積書、所得税額等を証明するもの
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)  
電子申請(1ページ参照)

## 高齢運転者等専用駐車区間制度

内 容 … 高齢運転者等の利便性向上などのため、「専用場所駐車標章（高齢運転者等標章）」を車内の見やすい箇所に掲示し、標章交付を受けた本人が標章に記載された車両を使用する場合は、駐車優先スペースとして、下の道路標識で「高齢運転者等専用駐車区間」と指定された場所に駐車できます。

〔道路標識見本〕



### 川崎市内の設置場所

警察署	設置場所	駐車可能台数	周辺施設
川崎	川崎区新川通 1-15 先	1 台	新川橋病院
川崎	川崎区東門前 2-1-1 先	3 台	川崎区役所大師支所
川崎臨港	川崎区鋼管通 2-3-7 先	2 台	川崎区役所田島支所

利用できる方 … 普通自動車運転免許保有者のうち、以下のいずれかの条件を満たす方が利用できます。  
 (1) 70 歳以上の方  
 (2) 聴覚障害又は肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付されている方  
 (3) 妊娠中又は出産後 8 週間以内の方

手 続 方 法 … ●申請者本人が、日常生活に使用する車両について申請してください。  
 ●標章の有効期限はありませんが、記載事項（車両番号、住所、氏名等）に変更があった場合は、届出が必要です。  
 ※高齢運転者等標章の交付を受けていても、駐車をしている間、前面の見やすい箇所に標章を掲示していないと駐車違反となります。  
 ※高齢運転者等専用駐車区間・高齢運転者等専用時間制限区間に高齢運転者等標章の交付を受けた高齢者等以外の方が駐車した場合は駐車違反となります。

必 要 書 類 … 高齢運転者等標章申請書、運転免許証、自動車検査証（ICタグ付自動車検査証をお持ちの方は、自動車検査証記録事項）  
 ※申請書は、各警察署の交通課窓口にあります。  
 また、神奈川県警察のホームページからもダウンロードできます。  
<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf4055.htm>  
 ※妊娠中や出産後 8 週間以内の方は、母子手帳など、それを証する書類も必要です。

窓 口 … 最寄りの警察署の交通課

**駐車禁止除外指定車の指定**

内 容 … 公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲示すれば、駐車禁止区域内(法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く。)でも、緊急自動車や他の交通の妨害とならない限り、駐車できます。

※駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障害のある方が現に乗車している車両に標章を掲示した場合に駐車できます。(車両を指定するものではありません。)

利用できる方 … 「駐車禁止除外指定対象範囲」(96 ページ参照) に該当する方

手 続 方 法 … 下記の必要書類を全て1通ずつ用意し、下記担当窓口にて申請してください。

(1) 駐車禁止除外車両指定申請書

※申請書は、各警察署の交通課窓口にあります。

また、神奈川県警察ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf4051.htm>

(2) 交付を受ける方の住民票の写し

(申請日から3か月以内に交付されたもの、コピー可)

(3) 交付対象に該当することを証明する書面(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳等の写し及び原本)

※手帳の写しは、氏名、生年月日、住所、障害名、個別等級記載の部分が確認できるように、A4版にてご用意ください。

※申請時に窓口にて確認しますので、手帳等の原本もお持ちください。

(4) 旧標章(更新の場合のみ)

※旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、旧標章との交換になります。

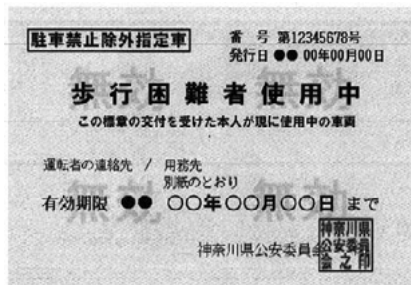
(5) 委任状(代理申請の場合のみ)

※障害者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。

◎申請内容により、上記の他に必要書類が生じることがあります。

◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約2~3週間かかります。

【標章見本】



窓 口 … 交付を受ける方の住所地を管轄する警察署の交通課



駐車禁止除外指定対象範囲

身体障害者		
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1 級及び 2 級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
知的障害者	療育手帳 A1、A2 所持者	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している者のうち、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限る。	
色素性乾皮症者	小児慢性特定疾病児童手帳等色素性乾皮症の認定を受けている者	

## 9 情報伝達に関する支援

### (1) コミュニケーション支援員の派遣など

①

#### 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害のある方などの円滑なコミュニケーションを図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。聴覚障害のある方個人もしくは聴覚障害者団体からの派遣申し込みの場合、費用負担はありません。

派遣の申込みやその他詳細については、聴覚障害者情報文化センター派遣窓口（23 ページ参照）にお問い合わせください。（電話：798-8800 FAX：798-8803）

②

#### 遠隔機器コミュニケーション支援事業

内 容 … 各区役所（支所）での手続きや相談などで手話通訳が必要な場合、窓口に設置している二次元コードを読み取ると、手話通訳者につながります。区役所のタブレットで利用いただくか、ご自身のスマートフォン等でお使いください。

利用できる方 … 聴覚障害のある方

利用時間 … 平日9時から17時まで（年末年始（12月29日～1月3日）を除く）  
毎月第2・4土曜日の9時から12時30分まで

窓 口 … 市民文化局 パラムーブメント推進担当  
（電話：200-0809 FAX：200-3599）  
聴覚障害者情報文化センター（23 ページ参照）  
（電話：798-8800 FAX：798-8805）

③

#### 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

内 容 … 盲ろう者へ通訳・介助員を派遣し、情報保障及び移動等の介助を行います。  
派遣できる時間は、原則として午前8時から午後6時までの間で、通訳・介助員1人につき1日あたり8時間を限度とします。

※派遣の対象となる外出は、医療機関への通院等の日常生活上必要な外出や、冠婚葬祭等の社会生活上必要な外出、派遣対象者の自立や社会参加の促進の観点から必要と認められる外出です。

※通勤、通学、営業活動等の通年かつ長期間にわたる外出や、社会通念上、派遣が適当と認められない外出は対象となりません。

利用できる方 … 神奈川県内に居住しており、身体障害者等級のうち視覚障害または聴覚障害のいずれかの程度が4級以上に該当し、視覚障害と聴覚障害との重複による障害程度が1級または2級に該当する方（事前に利用者登録の手続きが必要です。）

費用 … 無料です。ただし、通訳介助中の通訳・介助員の交通費、施設利用料等は、利用者の負担となります。

窓 口 … 社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会  
電話：0466-27-1911 FAX：0466-27-1225

### 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

- 内 容 … 意思の疎通が困難な障害のある方が入院した場合に、円滑な医療行為が行えるよう、医療従事者との意思疎通を支援するため、コミュニケーション支援員を派遣します。支援員の派遣時間数は、対象者 1 人あたり 1 回の入院につき 150 時間までです。
- 利用できる方 … 川崎市内の学齢児以上の障害のある方で、入院先の医療機関が支援員の派遣を承諾している方であり、次のすべてにあてはまる方  
 (1) 意思疎通を円滑に図ることができない方（窓口等にて要件の確認があります）  
 (2) 入院前から障害福祉サービス等を利用している方
- 費 用 … 無料
- 手 続 方 法 … 登録申請書、承諾書兼委任状を提出し、利用登録をしてください。その後、利用時（入院時）には利用開始（変更届）を提出してください。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

### 失語症者向け意思疎通支援事業

- 内 容 … 対象となる失語症者の方へ通訳・介助員を派遣することにより、情報保障及び移動等の介助を行います。介助者を派遣できる時間は、原則として午前8時から午後6時までの間です。
- 利用できる方 … 神奈川県内在住、在勤、在学の失語症者（18歳以上）
- 費 用 … 無料  
 ※同行支援中の交通費などは意思疎通支援者の分も含めて申請者負担となります。
- 窓 口 … 神奈川県言語聴覚士会（メール [ishisotuu@kanagawa-slht.org](mailto:ishisotuu@kanagawa-slht.org)）

## （2）市政情報の提供に関する支援

### 点字版・録音版「かわさき市政だより」の送付

- 内 容 … 点字版、録音カセットテープ版、録音デジター版の「かわさき市政だより」を製作し、いずれか 1 種類を希望する視覚障害のある方に送付します。
- 利用できる方 … 市内在住の視覚障害者で、一般の広報紙等を読むことが困難な方
- 窓 口 … 総務企画局 シティプロモーション推進室（電話：200-2287）

### ホームページ版「かわさき市政だより」の音声読み上げ対応

- 内 容 … 市ホームページに視覚障害のある方などが利用するパソコン画面音声読み上げソフトに対応可能な「かわさき市政だより」のテキストファイルを掲載しています。
- 利用できる方 … パソコン画面音声読み上げソフトをインストールしたパソコンを持ち、インターネット接続ができる方  
 ※視覚障害者用パソコン画面読み上げソフトの交付については、日常生活用具の給付（64 ページ参照）における情報・通信支援用具の対象品目に該当します。
- 窓 口 … 総務企画局 シティプロモーション推進室（電話：200-2287）

### (3) 図書・機器・郵便に関する支援

身(知)

#### 市立図書館の障害者サービス

市立図書館では、下記のとおり、障害のある方が利用できるサービスを行っています。  
詳しくは、各図書館に御確認ください。

サービス	利用できる方
対面朗読	本市に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている方で、視覚障害の程度の記載がある方
郵送貸出	本市に居住し、身体障害者手帳 1～3 級・療育手帳の交付を受けている方、または介護保険制度における要介護・要支援の認定を受けた方で、館長が来館するのが困難と認められた方
拡大写本、大活字本、文学作品等の朗読 CD 等の貸出	どなたでも利用可能

名称	郵便番号	所在地	電話	もよりの駅・バス停
川崎図書館	210-0007	川崎区駅前本町 12-1	200-7011	JR 線川崎駅・京急線 京急川崎駅
幸図書館	212-0023	幸区戸手本町 1-11-2	541-3915	市バス 幸区役所入口
中原図書館	211-0063	中原区小杉町 3-1301	722-4932	JR 線・東急線 武蔵小杉駅
高津図書館	213-0001	高津区溝口 4-16-3	822-2413	東急線 高津駅
宮前図書館	216-0006	宮前区宮前平 2-20-4	888-3918	東急線 宮前平駅
多摩図書館	214-8570	多摩区登戸 1775-1	935-3400	小田急線 向ヶ丘遊園駅
麻生図書館	215-0004	麻生区万福寺 1-5-2	951-1305	小田急線 新百合ヶ丘駅

身

#### 録音図書・点字図書の貸出

内容 … 録音図書、点字図書の閲覧・貸出（郵送可）を行っています。貸出期間は 15 日間です。視覚障害者情報文化センターに蔵書がない場合でも、全国の点字図書館等に蔵書があれば、取り寄せすることができます。

利用できる方 … 市内在住・在学・在勤の視覚障害のある方（手帳の所持不問）、文字の見えづらい方

窓 □ … 視覚障害者情報文化センター

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
視覚障害者情報文化センター	210-0026	川崎区堤根 34-15 ふれあいプラザかわさき 3 階	222-1611	222-8105	JR 線 川崎駅 京急線 八丁畷駅

視覚障害者情報文化センターホームページ：<http://www.kawasaki-icc.jp>

身

**点字図書購入費助成事業**

内 容 … 視覚障害のある方自らが使用する点字図書・拡大文字図書・録音図書等の購入費について、一人につき年額 6 万円までの範囲内で助成します。

※日常生活用具の給付（64 ページ参照）の対象となる点字図書については、この事業の助成対象にはなりません。

利用できる方 … (1) 市内に 1 年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること  
(2) 身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害程度が 1 級から 4 級までのいずれかに該当する方

窓 □ … 健康福祉局 障害福祉課（電話：200-2653 FAX：200-3932）

身

**字幕（手話）付ビデオテープ等貸出事業**

内 容 … 教養、娯楽、学術など、各分野にわたる字幕（手話）付ビデオ（DVD）について、利用希望者に貸し出します。

利用できる方 … 聴覚障害のある方およびその関係者

手続方法 … (1) 初めて借りるとき

貸出カードを発行するので、登録申込を行ってください。

※身体障害者手帳、運転免許証、健康保険証など、申込者の氏名及び住所を確認できる物を提示してください。

(2) 2 回目から

貸出カードを提示してください。

窓 □ … 聴覚障害者情報文化センター 管理窓口

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
聴覚障害者情報文化センター	211-0037	中原区井田三舞町 14-16	798-8800	798-8805	東急線 元住吉駅

聴覚障害者情報文化センターホームページ：<http://www.joubun.net>

身

**聴覚障害者向け情報機器貸出事業**

内 容 … OHC（オーバー・ヘッド・カメラ）、スクリーン、ヒアリングループ、液晶プロジェクター、PC要約筆記周辺機器などを貸し出します。

利用できる方 … 聴覚障害のある方およびその関係者  
聴覚障害のある方が出席する会議、大会等の主催者

手続方法 … 来所またはFAXにて、可能な限り早めに申請してください。

※貸出状況によっては、希望する日時に貸し出しできない場合もあります。

窓 □ … 聴覚障害者情報文化センター 管理窓口

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
聴覚障害者情報文化センター	211-0037	中原区井田三舞町 14-16	798-8800	798-8805	東急線 元住吉駅

聴覚障害者情報文化センターホームページ：<http://www.joubun.net>

## 青い鳥郵便葉書の発行

- 内 容 … 次の中からいずれか一券種 20 枚を郵送します。
- ・通常葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）
  - ・通常葉書 胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）
- ※くぼみ入り通常郵便葉書は、目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円のくぼみを入れ、上下・表裏がわかるようにした葉書です。
- 利用できる方 … 重度の身体障害者（1 級又は 2 級の方）  
重度の知的障害者（療育手帳に「A」（もしくは 1 度、2 度）と表記されている方）
- 手 続 方 法 … 住所・居所のお近くの郵便局に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入してください。（代理の方による記入もできます。）
- ※郵送による申し込みも可能です。
- この場合、手帳の種類、手帳番号、級別または程度、氏名および住所が確認できる手帳の写しのページと、希望する葉書種類、住所（居所）、氏名を別紙に記入してお送りください。
- 受 付 期 間 … 2023 年 4 月 3 日（月）から同年 5 月 31 日（水）まで
- ※4 月 20 日（木）以降、お申込みいただいた障害のある方の住所（居所）を受け持つ郵便局から郵送します。
- 窓 □ … 郵便局（簡易郵便局を除く）

## 点字郵便物の郵便料金の免除

- 内 容 … 要件を満たす場合、郵送料が無料になります。
- 郵便物の表面左上（横に長いものは表面右上）の通常切手を貼る位置に「点字用郵便」と記載する必要があります。※要開封
- 利用できる方 … 次の郵便物を出される方
- (1) 視覚障害者用点字のみを内容とする郵便物
  - (2) 視覚障害者用の録音テープなどの録音物または点字用紙を内容とする郵便物  
（点字図書館、点字出版施設あてに差し出す場合、又はそこから差し出される場合）
- 窓 □ … 各郵便局窓口及びゆうゆう窓口（街路ポストへの投函も可能です）

# 10 就労に関する支援

## (1) 就労に向けた支援サービス

身 知 精

### 就労移行支援

内 容 … 就労を希望する65歳未満で、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、就労に向けた訓練等の支援を行います。

訓練内容は、清掃や部品組立などの生産活動のほか、パソコンなどの技能訓練、履歴書の書き方や面接練習、職場内でのコミュニケーションの練習など、各事業所が工夫して、カリキュラムを組み立てています。利用期間は原則2年間となりますが、就労すると利用終了となります。

費 用 … 市独自の負担軽減措置により、利用者の費用負担はありません。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

身 知 精

### 就労継続支援 A型

内 容 … 一般の企業に雇用されることが困難な方に対し、雇用契約の締結による就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等の支援を行います。訓練内容は、清掃やクリーニング等の作業のほか、パソコンを使ったデータ整理等、事業所によって特徴があります。

下に記述するB型との違いは、雇用契約を伴うため、原則として最低賃金が適用される点です。(中には最低賃金の適応除外申請をしている事業所もあります)。

なお、制度上の利用期間の定め(上限)はありませんが、原則として、各事業所との雇用契約書において、利用期間が明示されます。

費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。

(定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります。)

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

身 知 精

### 就労継続支援 B型

内 容 … 一般企業や特例子会社、上記A型等において、雇用契約に基づく就労が困難な方に対して、生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等の支援を行います。

訓練内容は、上記A型と同様、事業所ごとにさまざまな業務を用意しています。

各事業所と利用契約を結ぶため、最低賃金が適用されません。(生産活動に伴う対価は、「作業工賃」として支給されるのが一般的です。)

なお、制度上の利用期間の定め(上限)はありませんが、原則として、各事業所との利用契約書において、利用期間が明示されます。

費 用 … 市独自の負担軽減措置により、利用者の費用負担はありません。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

**就労定着支援**

- 内 容 … 障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
- 利用できる方 … (1) 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題を生じている障害のある方  
 (2) 就労を継続している期間が6か月以上 42 か月未満の障害のある方
- 費 用 … 原則 1 割負担ですが、市民税額による負担上限額があります。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)

**(2) 就労に関する相談窓口・支援機関**

**公共職業安定所（ハローワーク）**

一般企業に就労可能な障害のある方に対し、専門の担当官や障害者職業相談員が就職のあっせんからアフターケアまで一貫したサービスを行います。また、就労を希望する方により多くの面接の機会を提供して就労の促進を図るとともに、事業主の障害者雇用についての知識と認識を深めるため障害者合同面接会を年 1 回開催しております。

令和 5 年度以降は「完全予約の大規模面接会」から「通年のサービス提供が可能なミニ面接会（管理選考）」へ開催方法を変更し、各所の実情に応じた新しい形の障害者面接会を開催します。詳しくは各ハローワークのHP 等でご確認ください。

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	担当区域	もよりの駅・バス停
川崎公共職業安定所 (ハローワーク川崎)	210-0015	川崎区南町 17-2	244-8609	横浜市鶴見区 川崎区・幸区	J R 線・京急線 川崎駅
川崎北公共職業安定所 (ハローワーク川崎北)	213-0011	高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル 4F	777-8609	中原区・高津区 宮前区・多摩区 麻生区	J R 線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅

※聴覚障害のある方のための手話協力員は、ハローワーク川崎は第 1～第 4 木曜日の 14～16 時に、ハローワーク川崎北は第 1～第 4 水曜日の 14～17 時に配置しています。

**就労援助センター**

就職に関する相談を希望する障害のある方（手帳の所持不問）に対して、障害特性に応じた就労相談や就労体験（職場実習）、適性の把握、求職活動の支援等を行うとともに、就労後の職場定着に向けた支援も行います。

名 称	運営主体	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
川崎南部就労援助センター	社会福祉法人青い鳥	210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく 3F	201-8663	201-8668
中部就労援助センター(※)	社会福祉法人 電機神奈川福祉 センター	211-0063	中原区小杉町 3-264-3 富士通ユニオンビル 3F	739-1294	739-1295
百合丘就労援助センター	社会福祉法人 県央福祉会	215-0011	麻生区百合丘 2-8-2 川崎市北部リハビリテ-ショ ンセンター 3F	281-3985	281-3987

※川崎障害者就業・生活支援センターが併設されており、自立・安定した職業生活の実現のため、求職中及び在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、就労支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び就業に伴う生活面の一体的な支援を行います。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部

○職業リハビリテーション業務

内 容 … 公共職業安定所（ハローワーク）と密接に連携しながら、職業相談、職業評価、就職準備のための職業準備支援、職場適応を支援するためのジョブコーチ支援などを行います。また、うつ病で休職中の方に対する復職支援（リワーク支援）も行います。併せて、事業主に対する障害者雇用に関する相談や情報提供、また、地域の関係機関に対する就労の支援方法に関する助言・研修等も行います。

相談等の種類	概 要
職業相談、職業評価	就職活動の進め方や就職までに必要な準備等を整理し、支援計画等を策定します。
職業準備支援	個別カリキュラムに基づき、標準 8 週間の通所プログラムを通して働くための準備性を高める支援を行います。
ジョブコーチ支援	ジョブコーチが事業所へ出向き、職場定着を目指して本人・家族・事業主の 3 者を支援します。
復職支援 (リワーク支援)	うつ病など、メンタル疾患で休職中の方を対象に、職業センター内での各種プログラム等を通してスムーズな職場復帰を目指します。(標準 3 か月)
事業主への支援	障害のある方の新たな雇い入れや、障害のある方を雇用している事業主からの雇用管理等に関する相談に応じます。
関係機関への支援	具体的な支援方法に関する助言・研修等を実施し、就労支援技術の向上をサポートします。

利用できる方 … (1) 就職や職場復帰及び雇用継続に関する相談を希望する障害のある方  
(手帳の所持不問)  
(2) 障害者雇用に関する相談を希望する事業主  
(3) 就労に関する支援計画の策定や支援技能の向上を目指す関係機関の職員

窓 □ … 神奈川障害者職業センター（相模原市南区桜台 13-1）  
電話：042-745-3131 FAX：042-742-5789  
※リワーク支援に関すること  
神奈川障害者職業センター支援室（相模原市南区相模大野 3-13-7 YS ビル 5F）  
電話：042-745-8845

○障害者雇用支援業務

内 容 … 障害者雇用に関する各種支援を行います。  
(1) 障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請受付  
(2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の申請受付  
(3) 障害者雇用に関する講習・情報提供、啓発活動等  
① 障害者職業生活相談員資格認定講習の開催  
② 障害者雇用事例及び各種資料の提供  
③ 障害者雇用優良事業所等表彰  
④ 地方アビリンピック（神奈川県障害者技能競技大会）の開催

窓 □ … 高齢・障害者業務課（横浜市旭区南希望が丘 78 番地）  
電話：045-360-6010 FAX：045-360-6011

**障害者職業能力開発校**

内 容 … 障害のある方の能力に適合した職業訓練を行うため、職業能力開発促進法に基づき、全国 19 か所に障害者職業能力開発校があります。  
 訓練期間は、科目により 3 か月、6 か月または 1 年です。

利用できる方 … 職業訓練に必要な学力・能力適性を有する身体障害、知的障害、精神障害のある方  
 窓 □ … 申込みは、公共職業安定所（ハローワーク）（103 ページ参照）  
 お問い合わせ・見学は、障害者職業能力開発校にお尋ねください。

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	訓 練 科 目
神奈川障害者 職業能力開発校	252-0315	相模原市南区桜台 13-1	042-744-1243	総合CAD、ITチャレンジ、Web・DTP 制作、 <u>ビジネスサポート</u> 、 <u>ビジネスキャリア</u> （身 体・知的向け）、 <u>ビジネス実務</u> 、 <u>総合実務</u> 、 <u>サービス実務</u>
東京障害者 職業能力開発校	187-0035	小平市小川西町 2-34-1	042-341-1427	調理・清掃サービス、オフィスワーク、ビジネ スアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィッ クDTP、ものづくり技術、建築CAD、製パ ン、実務作業、職域開発、就業支援、 <u>OA実務</u>

\_\_\_\_は知的障害者向け訓練科、\_\_\_\_は視覚障害者向け訓練科、\_\_\_\_\_は精神障害者向け訓練科、\_\_\_\_\_は身  
 体障害者、精神障害者向け訓練科です。

- ※ 通校が困難な方については入寮もできますが、身体障害のある方が対象で、一定の要件を満たすこ  
 とが必要です。
- ※ 各開発校では別途「委託訓練」を実施しています。詳細は各開発校にお問い合わせください。
- ※ 精神障害者には発達障害者を含みます。

知

**神奈川能力開発センター**

内 容 … 知的障害のある方が恵まれた環境の中で 1 人ひとりの適性、能力に応じて就労に必要な  
 知識と技能を学び、職業的自立を目指すための職業訓練施設です。

- (1) 定 員：30 名（1 学年）
- (2) 訓練期間：2 年
- (3) 訓練内容：1 年次：職業基礎科  
 2 年次：総合加工技術コース・施設管理技術コース・物流販売技術コース

※指定自立訓練（生活訓練）宿泊型事業「キャンパス秦野」に入寮し、就職してから  
 必要となる生活・対人関係などのスキルを寮の日課・仲間との集団生活・生活支援  
 などを通して身につけながら、センターに通所します。

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
神奈川能力開発センター	259-1101	伊勢原市日向 496	0463-96-4555

利用できる方 … 次のすべての条件を満たす方が利用できます。

- キャンパス秦野より毎週末帰宅可能な方
- 療育手帳をお持ちの方
- 義務教育終了(卒業見込み)以上、25歳未満で、働いたことがない又は働いた経験が少ない方
- 雇用労働者として自立することを強く希望される方
- 全寮制での集団生活が可能なる方
- 伝染性疾患のない方

費用 … センター費用：職業訓練は無料です。ただし、センター入所時に、作業服、訓練生総合保険に係る費用として42,000円程度が必要となります。

寮生活費用：月40,000円程度(食費・光熱費含む)、こづかい7,000円程度(生活用品、帰宅時交通費含む)が必要です。

その他費用：バス送迎代が月15,000円程度、センター昼食代が440円×食数分かかります。

オープンキャンパス … オープンキャンパス参加希望の方は、センターホームページまたはセンター募集案内に添付されているオープンキャンパス申込書に必要事項を記入し、FAX または郵送で受付期間内にお申し込みください。

【2023年度 オープンキャンパス（一日体験教室）日程表】

	開催日	定員	受付期間
第1回	2023年6月20日(火)	10名	4月17日(月)～6月2日(金)
第2回	2023年6月22日(木)	10名	
第3回	2023年6月27日(火)	10名	
第4回	2023年6月29日(木)	10名	
第5回	2023年7月4日(火)	10名	4月17日(月)～6月16日(金)
第6回	2023年7月6日(木)	10名	
第7回	2023年7月11日(火)	10名	
第8回	2023年7月13日(木)	10名	

入所申込期間 … 2023年6月1日(木)～7月28日(金)

入所選考日 … 2023年9月1日(金)、2日(土)、3日(日)のいずれか

窓 口 … 公共職業安定所(ハローワーク)(103ページ参照)

### 障害者施設共同受注窓口組織事業(しごとセンター)

内容 … 障害者施設・事業所等で働く利用者の工賃を高めるための受注拡大を支援しています。

利用できる方 … 障害者施設・事業所(登録制)、仕事を発注する企業・団体等

手続方法 … 電話等で連絡してください。

メール [shigoto@shoshikyou.or.jp](mailto:shigoto@shoshikyou.or.jp)

ホームページ <http://shoshikyou.or.jp/>

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
川崎市障害者施設しごとセンター	213-0011	高津区久本3-6-22 地域福祉施設ちどり3階	812-1466	829-6620	JR線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝ノ口駅

# 1 1 緊急時・災害時対策

## (1) 緊急時対応に関する支援




### 緊急通報システム設置運営事業

- 内 容 … 緊急ペンダントのボタンを押すと、自動的に警備会社に通報され、パトロール隊員が駆けつけると同時に119番通報や緊急連絡先への連絡など、必要な対応を行います。  
〔設置機器〕  
(1) 緊急事態の発生を連絡するためのペンダント、通報装置  
(2) 障害に応じた通報装置の簡易な補助装置  
※機器はレンタルのため、設置の必要がなくなった場合は、取り外しとなります。
- 利用できる方 … 市内に居住する65歳未満の重度身体障害者で、心臓疾患・高血圧等の内部疾病や重度の肢体障害等により日常生活上注意を要する状態にあると認められる方で、次のいずれかの条件に該当することが必要です。  
(1) ひとり暮らしの重度身体障害者またはこれに準ずると市長が認めた方  
(2) 重度身体障害者等のみの世帯  
(3) 同居人はいるが、同居人が日常、昼間や夜間に仕事等で長時間外出するため、実質的にはひとり暮らし、または障害者だけの状態となる方  
※65歳以上の方は高齢者緊急通報システム事業の利用が優先されます。  
※設置には、原則として電話回線（アナログ回線）が必要です。
- 費 用 … 対象者の属する世帯の生計中心者の前年所得税の課税状況により、自己負担があります。
- 必 要 書 類 … 身体障害者手帳、所得税額等を証明するものなど
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）  
電子申請（1ページ参照）



### Net119緊急通報システム

- 内 容 … スマートフォン、携帯電話等のwebブラウザ機能を用い、119番通報（火事・救急）を行うシステムです。  
利用するためには事前の登録が必要です。  
詳細については右の2次元コード、または下記のホームページアドレスからご覧ください。  
<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000123447.html>
- Net119
- 
- 利用できる方 … 市内に在住、在勤、または在学されている方で、ろう者・難聴者・中途失聴者や会話に不安のある方
- 手 続 方 法 … 消防署窓口（紙による申請）  
インターネット（上記の市ホームページからWEB登録できます）
- 窓 口 … 各消防署・消防局指令課（FAX：223-2654）



## FAX119 番通報・緊急手話通訳者派遣制度

内 容 … FAXで119番通報（火事・救急）をすることができます。  
また、急病やケガなどの理由で、夜間等に緊急に病院を受診する必要があり、手話通訳を希望する場合に、派遣を受けることができます。

利用できる方 … ろう者・難聴者・中途失聴者や会話に不安のある方

送 信 方 法 … 所定のFAX119番緊急通報書に必要事項を記入し、「119」にFAX送信してください。消防指令センターから、受信確認済みの書面を直ちに返信します。

※手話通訳者の派遣を希望する方は、FAX119番緊急通報書の手話通訳者派遣希望欄に記入してください。

※FAX119番緊急通報書は、各区役所地域みまもり支援センター、  
（各地区健康福祉ステーション）（1ページ参照）、聴覚障害者情報  
文化センター（10ページ参照）で配布しています。また、市ホーム  
ページからもダウンロードできますので、右の2次元コード、ま  
たは、下記のホームページアドレスからご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000020164.html>

FAX119番



窓 □ … 消防局 指令課（FAX：223-2654）  
聴覚障害者情報文化センター（23ページ参照）



## 110番アプリシステム・ファックス110番

内 容 … 聴覚や言語に障害のある方や音声による110番通報が困難な方が、事件や事故にあったときに110番通報ができるよう、警察庁が開発した「110番アプリシステム」により、スマートフォン等を使用して事件事故の発生（通報）場所を管轄する都道府県警察の警察官と文字による対話で通報を行うことができます。

利用できる方 … ろう者・難聴者・中途失聴者や会話に不安のある方

使 用 方 法 … 【110番アプリシステム】

- ・スマートフォンの場合「110番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。
- ・フィーチャーフォン（ガラケー）の場合「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスしてください。

※いずれの場合も、事前登録が必要です。

【FAX110番システム】

0120-110-221 又は 045-211-0110（有料）

窓 □ … 神奈川県警察本部 通信指令課  
電話：045-211-1212（内線）3631

## (2) 災害時対応に関する支援

### 身 知 精

#### 防災情報・災害情報の提供

内 容 … 川崎市では、防災行政無線のほか、電話による防災テレホンサービス、メールニュースかわさき「防災気象情報」、防災ポータルサイト、防災アプリなどの様々な手段で防災情報を発信しています。詳細は以下のとおりです。

#### 【川崎市防災ポータルサイト】

洪水、土砂災害、津波、内水氾濫などの危険区域を示したハザードマップを確認できるほか、各種災害情報をリアルタイムに確認でき、発令中の避難情報や避難所開設情報を地図で確認できるウェブサイトです。<https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

#### 【かわさき防災アプリ】

洪水、土砂災害、津波、内水氾濫などの危険区域を示したハザードマップを確認できるほか、各種災害情報をリアルタイムに受信でき、発令中の避難情報や避難所開設情報を地図で確認できるアプリです。

アプリストアで「かわさき防災アプリ」と検索してください。



#### 【メールニュースかわさき「防災気象情報」】

川崎市に関する防災情報や気象情報を配信するメールマガジンです。下記サイトにアクセスし、「空メールを送信する」から空メールを送信してください。

- ・PC、スマートフォン

<https://plus.sugumail.com/usr/kawasaki/home>

- ・フィーチャーフォン（ガラケー）

<https://m.sugumail.com/m/kawasaki/home>

#### 【防災テレホンサービス】

防災行政無線で放送された内容を電話で聞くことができるサービスです。

- ・0120-910-174（無料）
- ・044-245-8870（通常の通話料金がかかります）

窓 □ … 危機管理本部危機管理部 災害システム担当  
電話：200-2857 F A X：200-3972

**災害時要援護者避難支援制度**

- 内 容 … 災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とする方の避難を地域で支援する制度です。
- 利用できる方 … (1) 災害時に自力での避難が困難で在宅で生活する障害のある方や高齢者の方  
(2) 支援組織への個人情報の提供に同意する方
- 手 続 方 法 … 事前に名簿登録の申し込みが必要です。費用などはかかりません。  
登録後、区役所から地域の支援組織（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員など）に名簿を提供します。支援組織の支援者がご自宅を訪問し、災害が起きた場合の情報伝達や避難支援方法及び必要な支援等について確認します。
- 申 込 み 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（13 ページ参照）
- 問 合 せ 窓 口 … 健康福祉局 総務部 危機管理担当（名簿登録について）  
電 話：200-0784 FAX：200-3925  
危機管理本部 危機対策部（支援内容について）  
電 話：200-1432 FAX：200-3972



**在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業**

内 容 … 在宅で 24 時間人工呼吸器を使用している方を対象に、非常用電源等を購入する費用の一部又は全部を給付します。対象となる機種や要件等については以下のとおりです。

種 目	機器要件	耐用年数	給付上限額
正弦波インバーター 発電機	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスポンペ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの	10 年	120,000 円
ポータブル電源 (蓄電池)	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、放電後に外部電源により充電が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの	3 年	60,000 円
DC/AC インバーター (カーインバーター)	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源 (DC) を正弦波交流電源 (AC) に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	5 年	45,000 円

利用できる方 … 在宅で生活しており、24 時間人工呼吸器を使用している方（所得制限があります）

手 続 方 法 … 下記の必要書類を郵送してください。

- (1) 申請書（第 1 号様式）
- (2) 見積書（第 2 号様式）
- (3) カタログ等
- (4) 市民税県民税課税額証明書または非課税証明書（最新のものの）
- (5) 24 時間人工呼吸器を利用することを証する医師の証明書等

※郵送先は以下のとおりです。

〒210-8577 川崎区宮本町 1 番地 川崎市 健康福祉局 障害計画課 障害児福祉担当

※詳細は下記のホームページをご覧ください。申請書等も掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000131899.html>

窓 口 … 健康福祉局 障害計画課 障害児福祉担当（電話：200-3796）  
電子申請（1 ページ参照）

## 医療的ケア児・者（人工呼吸器使用者）への発災時の電源確保事業

- 内容 … 大規模災害の発災による停電時の緊急対応として、人工呼吸器を装着している医療的ケア児・者に対し、川崎市が用意するプラグインハイブリッド車から医療機器の外部バッテリーへの充電ができる制度です。（費用は無料です）
- プラグインハイブリッド車は市内3か所の二次避難所に設置を予定していますが、各地域の被災状況等に応じて設置場所及び設置台数は変更となる（設置できない）場合がありますので、発災時には充電を希望する施設へお問い合わせください。

二次避難所の名称 (地域リハビリテーションセンター)	所在地	電話	FAX
総合リハビリテーション推進センター	川崎区日進町 5-1	200-0834	200-3974
中部リハビリテーションセンター	中原区井田 3-16-1	750-0686	750-0671
北部リハビリテーションセンター	麻生区百合丘 2-8-2	281-6621	966-0282

- 手続方法 … 下記窓口において事前に登録の申し込みが必要です。

お住まいの地域	窓口の名称	所在地	電話
川崎区・幸区・中原区	総合リハビリテーション推進センター	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく 2 階	223-6973
高津区・宮前区・多摩区・麻生区	地域相談支援センターそれいゆ	麻生区万福寺 1-1-1 新百合ヶ丘シティビル 304	281-0037

- 問合せ窓口 … 健康福祉局 総務部 危機管理担当  
電話：200-0784 FAX：200-3925



### 避難所における要配慮スペース・二次避難所

- 内容 … 大規模台風等の風水害時に開設する緊急避難場所（小中学校等）では、状況に応じて「要配慮スペース」を設置します。震災時については、身体状況等に配慮し、教室等も含め、専用スペースの場所を確保します。
- また、避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者及び障害者等の避難場所として、市内3か所の地域リハビリテーションセンター（上記参照）及び社会福祉施設等を利用した「二次避難所（福祉避難所）」を開設します。
- ※二次避難所は、指定されている施設の安全確保や職員配置などの確認等を行った後に開設することになるため、発災当初から二次避難所を利用することはできません。

- 利用できる方 … 【緊急避難場所・避難所の要配慮スペース】  
高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方
- 【二次避難所（福祉避難所）】  
避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者及び障害者等とその家族等の介助者

- 窓 口 … 危機管理本部 危機対策部（緊急避難場所・避難所の要配慮スペースについて）  
電話：200-1432 FAX：200-3972  
健康福祉局 総務部 危機管理担当（二次避難所について）  
電話：200-0784 FAX：200-3925





## 1 2 医療制度

### (1) 医療費の給付・助成



#### 自立支援医療

##### ○自立支援医療（育成医療）の給付

内 容 … 障害を除去、軽減するために必要な医療について、医療費の負担が軽減されます。  
なお、この制度を利用できる指定医療機関の一覧は、下記の川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-8-2-2-7-0-0-0-0-0.html>

利用できる方 … 18 歳未満の児童で、身体に障害を有する方、または、現存する疾患について、この疾患に係る医療を行わないときは将来において障害を残すと認められる児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる方（視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害、その他の先天性内臓機能障害、免疫機能障害）

費 用 … 原則 1 割の定率負担がありますが、別表のとおり利用者負担上限月額を設けています。

手 続 方 法 … 申請書、健康保険証、市民税額等を証明する書類（川崎市内に住民票がある方は専用同意書の提出により省略できる場合あり）、指定医療機関において育成医療を主として担当する主治医が作成した意見書等を用意し、事前に申請してください。

窓 口 … 各区役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課  
電子申請（1 ページ参照）

##### ○自立支援医療（更生医療）の給付

内 容 … 障害を除去又は軽減するために必要な医療を、指定医療機関において医療保険の範囲内で受けられます。

※対象となる医療は、角膜移植術、白内障手術、外耳道形成術、口蓋裂に対する手術、歯科矯正術、関節形成術、人工関節置換術、人工透析療法、腎臓・心臓・肝臓移植術、心臓手術、中心静脈栄養法（小腸）、抗HIV療法などです。

※この制度を利用できる指定医療機関の一覧は、下記の川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-8-2-2-7-0-0-0-0-0.html>

利用できる方 … 18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

費 用 … 原則 1 割の定率負担がありますが、別表のとおり利用者負担上限月額を設けています。

手 続 方 法 … 申請書、更生医療指定医療機関の指定医師が作成した更生医療意見書及び医療費概算書、身体障害者手帳、健康保険証、市民税額等を証明する書類（マイナンバーカードを含む。なお、川崎市内に住民票がある方は専用同意書の提出により省略できる場合あり）等を窓口にご提出ください。

※原則として事前申請が必要です。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（13 ページ参照）電子申請（1 ページ参照）

## ○自立支援医療（精神通院医療）の給付

内 容 … 通院する医療機関、薬局等に受給者証を提示すると、医療費の負担が軽減されます。  
 ※申請時に指定医療機関の中から医療機関、薬局等を登録する必要があります。  
 ※指定医療機関の一覧は、下記の川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017062.html>

利用できる方 … 通院により、継続的に精神医療を受ける必要がある方

費 用 … 原則 1 割の定率負担がありますが、別表のとおり利用者負担上限月額を設けています。

手 続 方 法 … 申請書、健康保険証の写し、自立支援医療（精神通院医療）用診断書、市民税額等を証明する書類（マイナンバーカードを含む。なお、川崎市内に住民票がある方は専用同意書の提出により省略できる場合あり）等を窓口にご提出ください。

※原則として事前申請が必要です。

※自立支援医療用診断書は、2年に1度の提出が必要です。

※精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する方は、35ページをご覧ください。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課（13ページ参照）

電子申請（1ページ参照）

別表【自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の利用者負担上限月額】

医療保険単位の世帯状況		利用者負担上限月額		
生活保護世帯		負担0円		
市民税非課税世帯であって本人収入が80万円以下		上限額 2,500円		
【本人が18歳未満の場合は本人ではなく最も収入の高い保護者の収入】				
市民税非課税世帯であって本人収入が80万円を超える場合		上限額 5,000円		
【本人が18歳未満の場合は本人ではなく最も収入の高い保護者の収入】				
市民税（所得割）が3万3千円未満	*上限額 20,000円	(※) 上限額 5,000円 【ただし、育成医療のみ】	（※※高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する場合）	上限額 5,000円
市民税（所得割）が3万3千円以上 23万5千円未満		(※) 上限額 10,000円 【ただし、育成医療のみ】		上限額 10,000円
市民税（所得割）が23万5千円以上 39万円未満	*上限額 40,200円			(※) 上限額 20,000円
市民税（所得割）が39万円以上	自立支援医療制度対象外			

\*は川崎市独自の負担上限額です。

(※) の区分については、令和6年3月31日までの経過的特例です。

(※※) 「高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する場合」とは、次のとおりです。

### ① 疾病・症状等から対象となる方

- 精神通院医療・・・統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定の経験を有する医師により診断された方

- 更生医療、育成医療・・・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方

### ② 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

- 精神通院医療、更生医療、育成医療・・・医療保険の多数該当の方

**小児慢性特定疾病医療給付**

内 容 … 対象となる方が川崎市の指定医療機関で小児慢性特定疾病医療に関する治療（入院・通院）を受けるときに、費用の一部を市が負担します（保護者の所得により自己負担があります）。また、入院時の食費の一部についても給付します。

利用できる方 … 厚生労働大臣が定める疾患（16 疾患群、788 疾病）にかかり、一定の認定基準に該当する 18 歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳到達まで）の児童が利用できます。（基準を満たす対象者には日常生活用具の給付事業も行っています。）

対 象 疾 患 群					
1	悪性新生物	7	糖尿病	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
2	慢性腎疾患	8	先天性代謝異常		
3	慢性呼吸器疾患	9	血液疾患	14	皮膚疾患群
4	慢性心疾患	10	免疫疾患	15	骨系統疾患
5	内分泌疾患	11	神経・筋疾患	16	脈管系疾患
6	膠原病	12	慢性消化器疾患		

窓 □ … 各区役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課  
電子申請（1 ページ参照）

**精神障害者入院医療援護金**

内 容 … 精神保健福祉法に基づき入院している精神障害のある方に、その入院費の一部として、月額 1 万円を助成します。

利用できる方 … 次の条件を全て満たす方が利用できます。

- (1) 入院患者の住所が川崎市内にある方（川崎市の住民票が発行できる方）
- (2) 精神科病院、または一般病院併設の精神科病棟に入院している方
- (3) 1 ヶ月につき 20 日間以上の入院期間がある方（入院開始からの通算期間ではなく、1 ヶ月単位での入院日数が 20 日間以上になる方）
- (4) 入院医療費の自己負担額の月額が 1 万円以上の方
- (5) 入院患者及び入院患者と同一の住民票上に氏名の記載がある 15 歳以上の世帯員全員の前年分の所得税を合算した額が 8 万 7 千円以下の方
- (6) その他医療費助成制度の利用により、医療費（保険診療分）の自己負担額が給付されていない方

手 続 方 法 … 申請書に、世帯全員の住民票と 15 歳以上の方全員分の最新の所得税額を証明する書類及び委任状（病院に援護金の受領を委任する方のみ）、重度障害者医療費助成制度を利用している方は医療証の写しを添えて郵送してください。

郵送先は「〒210-8577 川崎区宮本町 1 番地 川崎市 健康福祉局 精神保健課」です。

※申請書の提出期限及び認定書の有効期間は、共に対象年度の 3 月 31 日までです。

ただし、3 月中に入院した方の申請書の提出期限は、4 月末までとなります。

※毎年度申請が必要となるため、年度をまたいで認定を希望する方は翌 4 月以降に再申請してください。

窓 □ … 各区役所（地域みまもり支援センター 高齢・障害課 精神保健係）（13 ページ参照）、健康福祉局精神保健課（電話：200-3608）  
電子申請（1 ページ参照）

### ひとり親家庭等医療費助成制度

- 内 容 … 保険診療分の自己負担額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く）を助成します。（所得制限があります。）
- 利用できる方 … 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中程度以上の障害のある方、高等学校等に在学中の方は20歳未満まで）を養育している母子家庭、父子家庭、父または母が重度の障害の状態にある家庭、養育者家庭の方
- 窓 口 … 区役所保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）、支所区民センター（保険年金担当）  
電子申請（1ページ参照）

### 重度障害者医療費助成制度

- 内 容 … 保険診療分の自己負担額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く）、後期高齢者医療制度による一部負担金を助成します。  
※精神障害者保健福祉手帳1級により助成を受ける方は、入院医療に係る医療費は助成の対象になりません。  
※介護保険サービスの利用料は助成の対象になりません。
- 利用できる方 … 川崎市に住所があり次のいずれかに該当する方  
(1) 1～2級の身体障害者手帳をお持ちの方  
(2) 知能指数が35以下の方又は、障害程度がAの療育手帳をお持ちの方  
(3) 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、知能指数が50以下の方又は障害程度がB1の療育手帳をお持ちの方  
(4) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 窓 口 … 区役所保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）、支所区民センター（保険年金担当）

### 後期高齢者医療制度

- 内 容 … 一定の条件を満たした上で希望する方については、原則として75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の被保険者となり、窓口での自己負担割合や保険料及び高額療養費の上限などが適用されます。
- 利用できる方 … 65歳～74歳の公的医療保険加入者で、次のいずれかに該当し、加入を希望する方  
(1) 障害基礎年金1級又は2級の国民年金証書をお持ちの方  
(2) 身体障害者手帳1級、2級若しくは3級をお持ちの方又は4級をお持ちで、次のいずれかに該当する方  
・ 下肢障害1号（両下肢の全ての指を欠くもの）  
・ 下肢障害3号（1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）  
・ 下肢障害4号（1下肢の機能の著しい障害）  
・ 音声機能又は言語機能の著しい障害  
(3) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方  
(4) 療育手帳A1又はA2をお持ちの方

手続方法 … 国民年金証書、各種手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）又は医師の診断書など障害の程度が分かるものを窓口にお持ちください。  
お持ちいただいた診断書などの内容によっては、制度に該当するかどうかの判定にある程度の期間を要することがあります。

※加入している国民健康保険や被用者保険との違い（一部負担金の割合・保険料・高額療養費など）を確認した上で、手続きを行ってください。

※加入している国民健康保険や健康保険組合などに対しては、脱退の手続きが必要です。

窓口 … 区役所保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）、支所区民センター（保険年金担当）  
（県外の国民健康保険に加入している場合は、加入している市町村に御確認ください。）



## 指定難病医療費助成制度

内容 … 指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病の治療に係る医療費の一部を助成します。

### 【指定難病について】

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といい、令和5年4月1日現在、338種類の疾病が指定されています。

指定難病の一覧については、厚生労働省や難病情報センターのホームページをご覧ください。

### 【認定基準について】

助成を受けるには、所定の書類をそろえて申請のうえ、認定を受ける必要があります。認定を受けるための医学的判断基準として、下記2つの「認定基準」を共に満たす必要があります。

#### 認定基準

- ① 診断基準を満たしている。（指定難病にかかっている）
- ② 重症度分類又は軽症高額該当基準を満たしている。  
※重症度分類とは、「個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度であること」を指します。

※上記の①、②いずれについても、厚生労働省が指定難病ごとの基準を明確に定めています。診断基準と重症度分類を満たしているかどうかは、臨床調査個人票（診断書）の記載を依頼する医師に御確認ください。

※提出された臨床調査個人票などの書類をもとに、認定基準を満たしているかについて、川崎市が審査を行います。

### 【助成対象となる医療費について】

助成対象となるのは、都道府県又は政令市が指定した指定医療機関で行われた医療に限られます。指定医療機関については、川崎市の公式ウェブサイトや都道府県、政令市のホームページ等で確認するか、医療機関に直接お問い合わせください。

なお、保険適用外の費用やサービスについては、助成対象外です。

## 【助成の有効期間について】

審査の結果、認定となった場合、申請書類一式を川崎市が受け付けた日から医療費助成の有効期間が始まります。初診日や診断確定日等にさかのぼって助成を受けることはできません。

なお、難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正が令和5年10月1日に施行され、有効期間開始日の見直しが行われます。

利用できる方 … 次の全ての要件を満たす方が利用できます。

- ① 指定難病に罹患している方
- ② 川崎市に住民票登録をしている方
- ③ 国民健康保険等、公的医療保険に加入している方又は生活保護を受給している方

手続方法 … 以下の書類を用意し、各区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課へ申請してください。

- 申請される方が共通で必要となる書類については、以下のとおりです。  
(☆のある書類は、所定の様式です。その他の書類は、ご自身でご用意いただく書類です。)

## ☆① 特定医療費支給認定申請書（新規用）

※マイナンバーの記入が必要です。申請の際は、マイナンバーの確認書類を提示してください。

## ☆② 臨床調査個人票（疾患別の所定の様式です。最新の様式をご用意ください。）

- ③ 患者本人と支給認定基準世帯員の公的医療保険の被保険者証のコピー

- 該当する方のみ必要となる書類については、以下のとおりです。

- ④ 支給認定基準世帯員の市町村民税の課税状況の確認書類  
(患者本人が加入する公的医療保険の種類により必要となります。)
- ⑤ 生活保護等の受給を証明する書類
- ⑥ 患者本人と同じ医療保険に加入している方のうち、指定難病医療費助成制度の受給者もしくは小児慢性特定疾病医療給付の受給者が他にいる場合、又は、患者本人が小児慢性特定疾病医療給付の受給者である場合には、その証明書類
- ⑦ 軽症高額該当基準に該当する場合、その証明書類（領収証のコピー等）
- ⑧ 障害基礎年金その他の給付金にかかる証明書類（給付額が分かるもの）

申込み窓口 … 各区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課  
電子申請（1 ページ参照）

問合せ窓口 … 健康福祉局 国民年金・福祉医療課（電話：200-1979）

## (2) 治療・予防接種など

①

### 療養介護事業

内 容 … 療養担当機関において、必要な治療や訓練を行います。

利用できる方 … 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている 18 歳以上の方で障害支援区分 6 の方  
筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で 18 歳以上の方であって障害支援区分 5 以上の方

費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。  
（定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります）

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
ソレイユ川崎	215-0001	川崎市麻生区細山 1203	959-3003

② ③

### 障害者・高齢者等歯科診療事業

内 容 … 一般の歯科医院では治療が困難な方を対象に、虫歯の治療や口腔ケアを行います。

利用できる方 … 一般歯科医院で治療困難な重度の心身障害児（者）又は高齢者

手 続 方 法 … 川崎市歯科医師会にあらかじめ電話で予約してください。

窓 口 … 川崎市歯科医師会（電話：819-4494）

名 称	診察日・診察時間	郵便番号	所 在 地	電 話	FAX	最寄り駅
川崎市歯科医師会館 診療所	令和5年度以降、建替のため休止中					
中原 歯科保健センター	【診療】 火曜日・午前（第2・4週） 火曜日・午後（月4回） 水曜日・午後（月4回） 木曜日・午後（月4回） 【口腔ケア】 月曜日・午後（月4回） 金曜日・午前（第2・4週） 金曜日・午後（月4回）	211-0063	中原区小杉町 2-288-4	733-1248	733-1248	JR線・ 東急線 武蔵小杉駅
百合丘 歯科保健センター	【診療】 木曜日・午前（月4回） 木曜日・午後（月4回） 【口腔ケア】 金曜日・午前（第1・3週） 金曜日・午後（月4回）	215-0003	麻生区高石 4-15-5	966-2261	966-2261	小田急線 百合ヶ丘駅

※診察時間は、午前は 10 時～12 時、午後は 14 時～17 時です。

※令和 4 年 3 月末をもって、久地歯科保健センターでの事業は終了しました。



身

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の公費負担制度

- 内 容 … 予防接種法に基づき、川崎市の公費負担による肺炎球菌感染症の予防接種が令和5年5月1日～令和6年3月31日の期間内に1回受けられます。  
接種を受けられる場所は、川崎市予防接種個別協力医療機関として指定された市内約500か所の医療機関です。
- 利用できる方 … 川崎市民の方で、下記いずれかの条件にあてはまる方
- 令和5年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
  - 接種日に60歳～65歳未満の方であり、かつ、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方  
(主治医等とよくご相談ください。)
- ※既に肺炎球菌感染症(23価肺炎球菌ワクチン)の予防接種を受けたことがある方は、本制度の対象とはなりません。
- 費 用 … 一部自己負担額がありますので、接種を受けた医療機関にお支払いください。  
※生活保護世帯に属する方、市・県民税非課税世帯に属する方、中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
- 窓 口 … 川崎市予防接種コールセンター (電話：200-0144 FAX：200-3928)

身

高齢者のインフルエンザ予防接種の公費負担制度

- 内 容 … 予防接種法に基づき、川崎市の公費負担によるインフルエンザ予防接種が令和5年10月1日～令和5年12月31日の期間内に1回受けられます。  
接種を受けられる場所は、高齢者インフルエンザ個別協力医療機関として指定された市内約600か所の医療機関です。
- 利用できる方 … 川崎市民の方で、下記いずれかの条件にあてはまる方
- 接種日に65歳以上の方
  - 接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方  
(主治医等とよくご相談ください。)
- 費 用 … 一部自己負担額がありますので、接種を受けた医療機関にお支払いください。  
※生活保護世帯に属する方、市・県民税非課税世帯に属する方、中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
- 窓 口 … 川崎市予防接種コールセンター (電話：200-0144 FAX：200-3928)

# 13 年金・手当・貸付制度

## (1) 年金

身 知 精

### 障害基礎年金

内 容 … 以下の年金額を受給できます。(金額は令和5年度の額)

1 級：年額 993,750 円 (但し、68 歳以上の方は 990,750 円)

2 級：年額 795,000 円 (但し、68 歳以上の方は 792,600 円)

※18 歳未満 (障害者は 20 歳未満) の子がいる場合、以下の金額が加算されます。

・1 人目、2 人目は、1 人につき 228,700 円

・3 人目以降は、1 人につき 76,200 円

※年金は、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の 6 回に分けて支給されます。

対象となる方 … 初診日 (障害の原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日) において、以下の条件に該当する方

(1) 国民年金に加入している方

(2) 日本国内に住所があり、国民年金に加入したことのある 60 歳以上 65 歳未満の方 (老齢基礎年金を繰上げ請求している場合を除く)

●上記(1)又は(2)の人が障害認定日 (初診日から 1 年 6 か月を経過した日、または 1 年 6 か月以内に症状が固定したときはその固定した日) に国民年金法で定める障害等級の 1 級または 2 級の障害の状態にあるときに支給されます。

●ただし、初診日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間 (保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む) が被保険者期間の 3 分の 2 以上であることが必要です。

●令和 8 年 3 月 31 日までに初診日がある傷病による障害については、初診日の属する月の前々月までの直近の 1 年間に保険料の未納がなければ、障害基礎年金が支給されます。

(3) 20 歳前に初診日がある場合は、20 歳に達したとき (障害認定日が 20 歳以後の場合は、その障害認定日) に国民年金法で定める障害等級の 1 級または 2 級に該当する障害の状態にあれば支給されます。

ただし、本人の前年 (申請月によっては前々年) の所得により全額または半額の支給停止となる場合があります。

窓 □ … ●初診日において国民年金の第 1 号被保険者 (自営業者、フリーターなど) だった方、20 歳前に初診日のある方は、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当にお問い合わせください。

●初診日において国民年金の第 3 号被保険者 (サラリーマンの妻など) だった方は、お住まいの区を管轄する年金事務所 (124 ページ参照) にお問い合わせください。

**特別障害給付金**

内 容 … 以下の給付金額を受給できます。(金額は令和5年度の額)

1 級：月額 53,650 円

2 級：月額 42,920 円

※所得により全額または半額の支給停止となる場合があります。

※老齢年金等を受給されている場合は、支給の調整があります。

※給付金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期にそれぞれ前月までの分が支給されます。

対象となる方 … 下記(1)又は(2)に該当する方のうち、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態に該当する方

(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生

(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金(厚生年金、共済組合等)加入者の配偶者

※65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当する方に限ります。

また、65歳に達する日の前日までに請求をする必要があります。

※特別障害給付金は、障害基礎年金を受給していない、上記支給要件に該当する方を対象として平成17年4月1日に創設された制度です。

既に障害基礎年金を受給している方は対象になりませんのでご注意ください。

窓 口 … お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	次に掲げる視覚障害 ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの イ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢の全ての指を欠くもの
	5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度	障 害 の 状 態
2 級	次に掲げる視覚障害 ア 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの イ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 1 上肢の全ての指を欠くもの
	10 1 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢の全ての指を欠くもの
	12 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 1 下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

身 知 精

**障害厚生年金**

内 容 … 障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が病気やけがによって障害の状態になり働けなくなったとき、または働く能力が普通より低下した場合に、国民年金の障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。

国民年金法で定める障害等級の 1 級または 2 級の障害の状態よりも軽い障害が残ったときには、国民年金の障害基礎年金は支給されませんが、厚生年金保険独自の障害厚生年金（3級）または障害手当金（一時金）が支給されます。

※年金は 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の 6 回に分けて支給されます。

対象となる方 … 次の全ての要件を満たす方

- (1) 障害の原因となった病気やけがの初診日において、厚生年金保険の被保険者であること
- (2) 障害認定日（初診日から 1 年 6 か月を経過した日、または 1 年 6 か月以内に症状が固定したときはその固定した日）に障害等級表に定める 1 級～3 級に該当すること
- (3) 保険料納付要件を満たしていること

窓 □ … 下記の年金事務所等

名称	郵便番号	所在地	電話	もよりの駅・バス停
川崎年金事務所	210-8510	川崎区宮前町 12-17	233-0181	市・臨港バス 教育文化会館前
高津年金事務所	213-8567	高津区久本 1-3-2	888-0111	南武線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅
街角の年金相談センター 溝ノ口	213-0001	高津区溝ノ口 1-3-1 ノクティプラザ 1・10F	850-2133 (電話による年金相談は 受け付けていません。)	南武線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅
ねんきんダイヤル	(電話) 0570-05-1165 (IP電話-PHS) 03-6700-1165			
	予約受付専用電話 0570-05-4890 ※年金相談・手続きの予約相談を実施しています。			

### 障害厚生年金の支給金額

- (1) 障害厚生年金（1級）：（報酬比例の年金額）×1.25+配偶者の加給年金額  
(2) 障害厚生年金（2級）：（報酬比例の年金額）+配偶者の加給年金額  
(3) 障害厚生年金（3級）：（報酬比例の年金額） ※最低保障額 596,300円  
（昭和31年4月2日以降生まれの方）  
最低保障額 594,500円  
（昭和31年4月1日以前生まれの方）

#### 【「報酬比例の年金額」の計算式】

平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月までの被保険者期間の月数+

平均標準報酬額×5.481/1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

※「平均標準報酬月額」とは、平成15年3月までの被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月までの被保険者期間の月数で除して得た額です。

※「平均標準報酬額」とは、平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間の月数で除して得た額（賞与を含めた平均月収）です。これらの計算にあたり、過去の標準報酬月額と標準賞与額には、最近の賃金水準や物価水準で再評価するために再評価率を乗じます。

\*上記算出方法は生年月日等により異なる場合があります。

※障害厚生年金は、被保険者期間が300月（25年）未満の人の場合は、300月とみなして計算されます。また、障害認定日がある月後の被保険者期間は、年金額計算の基礎となりません。

※1級と2級の障害厚生年金の受給権者によって生計を維持されている配偶者がいる場合に、加給年金額（228,700円）が加算されます。

- (4) 障害手当金（一時金）：（報酬比例の年金額）×2  
→厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気・けがが、初診日から5年以内に治り、障害厚生年金が支給される場合よりも軽い障害が残ったときに、一時金として支給されます。障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要があります。  
→（昭和31年4月2日以降生まれの方）1,192,600円に満たないときは、1,192,600円となります。  
（昭和31年4月1日以前生まれの方）1,189,000円に満たないときは、1,189,000円となります。

<3級障害厚生年金> (厚生年金保険のみ)

番号	障 害 の 状 態
1	次に掲げる視覚障害 ア 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの イ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ウ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の十趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

<障害手当金> (厚生年金保険のみ)

番号	障 害 の 状 態
1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び <sup>ふくそつ</sup> 輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの

番号	障 害 の 状 態
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾、又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの



### 心身障害者扶養共済制度

内 容 … 加入者（保護者）が死亡し、又は著しい障害の状態になったとき、障害者が毎月1口あたり2万円の年金を生涯にわたり受けることができます。  
 ※1人の障害者について2口まで加入できますが、同一の障害者を対象として複数の保護者が加入することはできません。  
 ※市外へ転出した場合は、転入先の地方公共団体で加入を継続することができます。

対象となる方 … 将来独立自活することが困難と認められる知的障害者、身体障害者1級～3級およびこれと同程度と認められる精神または身体に永続的な障害のある方の保護者で、次のすべての要件をみたす方

- (1) 加入時、川崎市内に居住していること
- (2) 加入者が65歳未満であること（4月1日現在における年齢を基準）
- (3) 現在、心身障害者を扶養している保護者であること
- (4) 加入者に特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること

掛金の納付 … 加入者は、加入時の年齢により毎月一定額の掛金を納付する必要があります。払込掛金は、所得税の控除対象になります。また、所得により掛金が全額または半額免除になる制度があります。

#### 【加入1口あたりの掛金額】

加入時の年齢区分	掛金月額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円

加入時の年齢区分	掛金月額
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

- (1) 1年以上加入した後に、加入者より先に障害者が死亡したときは、一時金として弔慰金が支給されます。
- (2) 途中で脱退した場合であっても掛金は返金できません。なお、加入期間が5年以上の加入者が生存中にこの制度を脱退した場合、脱退一時金が支給されます。
- (3) 2か月以上掛金を滞納すると、加入者としての地位を失う場合があります。
- (4) 掛金額決定の基礎とした事実に変動が生じた場合、掛金額を変更することがあります。

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑、住民票等

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）  
 電子申請（1ページ参照）

## (2) 手当

身 知 精

### 川崎市在宅重度重複障害者等手当

内 容 … 川崎市在宅重度重複障害者等手当として、年額 60,000 円を年 1 回（12 月）、支給します。

対象となる方 … 基準日（支給年度の 8 月 1 日）時点で下記 ①～⑤ の全ての要件を満たす方

①障害要件	<p>次の 1 又は 2 にあてはまる方</p> <p>1：次の項目のうち 2 つ以上にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方</li> <li>・ 療育手帳 A1 又は A2 の判定を受けた方 ※ただし、知能指数 50 以下や B1 の判定を受け、さらに身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方も、A2 に相当します。 (療育手帳記載の情報だけでは実際に A2 相当であることが分からない場合もあります。)</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方</li> </ul> <p>2：特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方 (支給年度の 8 月分の認定を受けていること)</p>
②在住要件	基準日時点で、6 か月以上、川崎市内に継続して居住している方
③在宅要件	<p>基準日の前日までの 1 年間（申請前年の 8 月 1 日から申請年の 7 月 31 日）に、継続して 3 か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）していない方</p> <p>※医療機関や施設とは、20 歳以上の方には特別障害者手当の、20 歳未満の方には、障害児福祉手当の基準を用います。</p>
④年齢要件	<p>次の 1～4 のうち、1 つでもあてはまる方</p> <p>1：65 歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方</p> <p>2：65 歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方</p> <p>3：65 歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や地域支援室などにおいて知的障害者と判定された方</p> <p>4：65 歳よりも前に特別障害者手当又は障害児福祉手当を受けたことがある方 ※平成 24 年 7 月に市在宅重度重複障害者等手当(特例手当)を受給された方は、年齢による制限はありません。</p>
⑤所得要件	<p>手当の受給年度の前年所得が基準額を超えない方</p> <p>※基準額は、20 歳以上の方については特別障害者手当の、20 歳未満の方については、障害児福祉手当の基準を用います。</p> <p>〔例〕令和 4 年度現在の特別障害者手当等の所得基準額（扶養親族等が 0 人の場合）</p> <p>①単身世帯：3,604,000 円</p> <p>②本人と配偶者又は扶養義務者の世帯 本人：3,604,000 円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000 円</p>

手 続 方 法 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、普通預金の通帳等を用意の上、毎年 8 月 1 日から 9 月 10 日の間に、下記窓口にて申請してください。  
※平成 24 年度から新しい手当の基準に該当する方で、これまで手当を受給していた方の場合でも、申請期間中に新たに申請手続きを行う必要があります。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)



**神奈川県在宅重度障害者等手当**

内 容 … 神奈川県在宅重度障害者等手当として年額 60,000 円を年 1 回（1 月）支給します。

対象となる方 … 基準日（支給年度の 8 月 1 日）時点で下記 ①～⑤ の全ての要件を満たす方

<p>①障害要件</p>	<p>次の 1 又は 2 にあてはまる方                  1：次の項目のうち 2 つ以上にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 身体障害者手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方</li> <li>• 療育手帳 A1 又は A2 の判定を受けた方                      ※ただし、知能指数 50 以下や B1 の判定を受け、さらに身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方も、A2 に相当します。                      （療育手帳記載の情報だけでは実際に A2 相当であることが分からない場合もあります。）</li> <li>• 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方</li> </ul> <p>2：特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方                  （支給年度の 8 月分の認定を受けていること）</p>
<p>②在住要件</p>	<p>基準日時点で、6 か月以上、神奈川県内に継続して居住している方</p>
<p>③在宅要件</p>	<p>基準日の前日までの 1 年間（申請前年の 8 月 1 日から申請年の 7 月 31 日）に継続して 3 か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）していない方                  ※医療機関や施設とは、20 歳以上の方には特別障害者手当の、20 歳未満の方には、障害児福祉手当の基準を用います。</p>
<p>④年齢要件</p>	<p>次の 1～4 のうち、1 つでもあてはまる方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 65 歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方</li> <li>2 65 歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方</li> <li>3 65 歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や地域支援室などにおいて知的障害者と判定された方</li> <li>4 65 歳よりも前に特別障害者手当又は障害児福祉手当を受けたことがある方</li> </ol> <p>※平成 21 年度に県の手当を受給されている方は、年齢による制限はありません。</p>
<p>⑤所得要件</p>	<p>手当の受給年度の前年所得が基準額を超えない方                  ※基準額は、20 歳以上の方については特別障害者手当の、20 歳未満の方については障害児福祉手当の基準を用います。</p> <p>〔例〕令和 4 年度現在の特別障害者手当等の所得基準額（扶養親族等が 0 人の場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①単身世帯 3,604,000 円</li> <li>②本人と配偶者又は扶養義務者の世帯                      本人：3,604,000 円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000 円</li> </ol>

手 続 方 法 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、普通預金の通帳等を用意の上、毎年 8 月 1 日から 9 月 10 日の間に、下記窓口にて申請してください。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

**特別児童扶養手当**

内 容 … 次のいずれかに該当する20歳未満のこどもを養育している方に対し、特別児童扶養手当を支給します。(4月、8月、11月の3回に分けて支給されます。)

対象要件		支給額
身体	身体に重度及び中度の障害または長期にわたる安静を必要とする状態にあるとき ※概ね、身体障害者手帳の1, 2, 3級及び4級の一部、又は、内科的疾患の場合に、重度及び中度としています。	重度障害児 (1人につき) 月額 53,700円
知的	発達が遅滞しているため、日常生活において常時の介護もしくは援助を必要とする状態にあるとき ※軽度の場合でも、医師の診断書の内容により該当する場合があります。	中程度の障害児 (1人につき) 月額 35,760円
その他	精神疾患などによって日常生活において常時の介護を必要とする状態にあるとき	

※ 次の場合には手当が受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 施設に入所している期間
- (2) 本人などの前年度所得が一定の限度額以上の場合
- (3) 該当するこどもが重度の障害を理由に公的年金を受けることができる場合

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

**障害児福祉手当**

内 容 … 在宅の重度の障害児(20歳未満)で日常生活に常時の介護を必要とする方のうち、次のいずれかに該当している方に対し、障害児福祉手当を支給します。

(5月、8月、11月、2月の4回に分けて、障害児本人の預金口座に支給されます。)

対象要件		支給額
身体	ア 身体障害者手帳1級程度の障害を有する方 イ 身体障害者手帳2級の一部に該当する程度の障害を有する方 【視力がそれぞれ0.02以下、聴覚障害(補聴器を用いても音声を識別できない方)、両上肢、両下肢の障害、体幹機能障害(座っていることができない方)】	月額 15,220円
知的	おおむねIQ20以下の方	
その他	精神障害、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、血液疾患等により上記と同等の障害を有する方	

※次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- (1) 施設入所している方(認定後に入所した場合は、資格喪失となります。)
- (2) 障害年金等を受給している方
- (3) 本人又は扶養義務者等の所得が一定の額を超える方

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳(本人名義)、戸籍謄本または住民票、所定の様式の診断書、マイナンバーの確認に必要な書類等

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

**特別障害者手当**

内 容 … 特別障害者手当として月額 27,980 円を支給します。  
 (5 月、8 月、11 月、2 月の 4 回に分けて支給されます。)

対象となる方 … 精神または身体に著しく重度の障害があるため、「日常生活において常時特別の介護を必要とする状態」にある 20 歳以上の方

※ただし、次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- (1) 施設入所している方（特別養護老人ホーム等）
- (2) 病院、診療所に 3 か月を超えて入院している方
- (3) 本人又は扶養義務者等の所得が一定の額を超える方

※認定後であっても、施設に入所した場合や、3 か月を超える入院をした場合などは、資格喪失となります。

※「日常生活において常時特別の介護を必要とする状態」とは、次の(1)(2)いずれかに該当する場合です。

(1) 重度の重複障害者

下表のア～キのうち重複する（2 つ以上の）障害を有する方

- ア 身体障害者手帳 1、2 級程度の視覚障害を有するもの
- イ 両耳の聴力が 100 デシベル以上のもの
- ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- エ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- オ 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- カ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- キ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2) 常時特別の介護を必要とする状態の方（障害が 1 つの方など）

肢体不自由、知的障害、精神障害、内部障害、およびこれと同程度の疾病を有する方で、上表ア～キに該当する障害が 1 つあり、かつ、日常生活動作等に著しい支障をきたしている方

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳（本人名義）、戸籍謄本または住民票、所定の様式の診断書、マイナンバーの確認に必要な書類等

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

**福祉手当（経過措置）**

- 内 容 … 昭和 61 年度の障害基礎年金制度の創設に伴い、昭和 61 年 3 月 31 日現在で 20 歳以上の旧福祉手当受給者のうち、障害を事由とする年金及び特別障害者手当を受けていない方に、昭和 61 年度以降、支給要件に該当する間、経過措置として福祉手当を月額 15,220 円支給します。
- ※手当は、5 月、8 月、11 月、2 月の 4 回に分けて支給されます。
  - ※支給を受けるには、所得の制限があります。
  - ※特別障害給付金の認定を受けた場合には、受給資格が喪失します。
  - ※経過措置のため、新規の認定請求はできません。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

**児童扶養手当**

- 内 容 … 川崎市内に住所があり、支給要件に該当する児童を監護している父、母、または父母に代わって児童を養育している方に対し、児童扶養手当を支給します。
- 支給される額は下記のとおりです。

対象児童の数	支給される額
1 人の場合	月額 44,140 円 (所得額に応じて 44,130 円から 10,410 円)
2 人目	月額 10,420 円加算 (所得額に応じて 10,410 円から 5,210 円)
3 人目以降 1 人につき	月額 6,250 円加算 (所得額に応じて 6,240 円から 3,130 円)

請求者及び扶養義務者等の前年（1 月から 9 月までの請求は前々年）の所得が所得限度額以上ある場合、その年度（11 月から翌年の 10 月分まで※）は、児童扶養手当は一部、または全額が支給停止となります。

※令和 2 年の児童扶養手当法の改正に伴い、障害基礎年金等を受給している方は、令和 3 年 3 月分以降の児童扶養手当について、「障害年金の子の加算部分」の月額相当額を児童扶養手当額から差し引き、その差額分を支給します。  
(窓口で児童扶養手当の申請手続きが必要です。)

対象となる方 … 下記の支給要件のいずれかを満たす児童が対象となります。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から 1 年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が 1 年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻しないで生まれた児童
- (9) 父・母ともに不明である児童（孤児など）

※「児童」とは下記のいずれかに該当する方です。

- ・18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方
- ・20歳未満で、政令の定める程度の障害の状態にある方

※下記の場合には、手当は支給されません。

**【児童が以下の状態にある場合】**


- ・児童福祉施設などに入所したとき
- ・里親に預けられたとき
- ・申請者でない父または母と生計を同じくしているとき（父または母が障害による受給の場合を除く）
- ・父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき
- ・日本国内に住所を有しないとき  
※対象児童が複数おり、一部の児童のみが上記のいずれかの状態に該当する場合は、その児童についてのみ手当は支給されません。

**【父または母もしくは養育者が以下の状態にある場合】**


- ・婚姻の届出がなくとも、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父または母に限る）
- ・日本国内に住所を有しないとき

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

～児童扶養手当受給世帯への支援制度について～

**○ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金** 

児童扶養手当受給世帯及びひとり親家庭等医療費助成制度受給世帯の高校生等を対象として、公共交通機関を利用する通学定期券相当額を助成します。

**○ひとり親家庭等通勤交通費助成金** 

児童扶養手当受給者及びひとり親家庭等医療費助成制度受給者のうち、通勤手当が支給されていない親を対象として、公共交通機関を利用する通勤交通費の実費負担相当額（月額8,000円を上限）を助成します。

（お問い合わせ先）子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当電話 200-2674  
電子申請（1ページ参照）

**身 知**

**外国人等心身障害者福祉手当**

内 容 … 市内に居住している外国人または外国人であった方で、昭和57年1月1日以前に20歳に達しており、その日以前に心身障害者であった方および昭和57年1月1日で35歳に達しており昭和57年1月1日～昭和61年3月31日までに心身障害者であった次の方について、外国人等心身障害者福祉手当を支給します。

対 象 者	支給金額
ア 身体障害者手帳1・2級又は知能指数35以下の方	月額 44,500円
イ 身体障害者手帳3級で、知能指数50以下の方（重複障害の方）	
身体障害者手帳3級又は知能指数50以下の方	月額 32,500円

※川崎市から市外の施設に入所している方も対象となります。

※生活保護（特別障害給付金）を受けている方は受給できません。

※6月、9月、12月、3月の年4回に分けて支給されます。

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳等

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）

**災害遺児等福祉手当**

内 容 … 市内に居住している方で、交通災害、労働災害、自然災害、不慮の災害などにより、児童と同一生計を営む保護者（父・母またはそれに代わる方）が死亡、または重度の障害者（身体障害者手帳 1 級または 2 級の方）になった場合、当該児童を扶養している同一生計・同一世帯にある保護者に対して、災害遺児等福祉手当を支給します。手当額は、18 歳未満の児童 1 人につき月額 3,000 円です。

※手当の支給開始は、申請月からで、所得制限はありません。

手 続 方 法 … 下記(1)～(6)を用意し、お住まいの区役所区民課・支所区民センター窓口申請してください。

- (1) 自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長などの発行する証明書
- (2) 医師が発行する死体検案書又は死亡診断書（死亡の場合）、身体障害者手帳の写し（障害を有する場合）
- (3) 戸籍謄本
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 受給者名義の口座がわかるもの（通帳など）
- (6) 印鑑

問 合 せ 窓 口 … ども未来局 児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当（電話：200-2674）

※この福祉手当を受給している方の児童が小学校入学、中学校入学、および中学校卒業などした場合に、川崎市災害遺児等援護事業基金から祝金品が贈呈される制度もあります。

**自動車事故により重度後遺障害を負われた方への介護料**

内 容 … (1) 重度後遺障害者への介護料の支給（支給対象品目あり）

受給資格	支給金額（月額） （下限額～上限額）
特Ⅰ種（最重度）	85,310 円 ～ 211,530 円
Ⅰ種（常時要介護）	72,990 円 ～ 166,950 円
Ⅱ種（随時要介護）	36,500 円 ～ 83,480 円

(2) 短期入院した場合における入所費用の助成（支給対象品目あり）

受給資格の認定を受けた方が、治療及び養護を受けることを目的として病院等に短期間の滞在（原則として 1 回の入院・入所が 2 日以上 14 日以内）（リハビリ目的の場合、2 日以上 30 日以内）をした場合に、年間 45 日以内かつ 45 万円以内の範囲内で介護料とは別枠で支給します。

利用できる方 … 自動車事故（車、バイク）が原因で、脳、脊髄、胸腹部臓器に重度後遺障害を負い、日常生活において常時又は随時の介護が必要な方。  
なお、支給要件及び所得制限がありますので、詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

手 続 方 法 … 受給資格の認定手続きが必要であり、対象者が所持している書類によって提出書類が異なる場合があるため、まずは下記窓口へお問い合わせください。  
その際に、手続きに必要な書類をご案内します。

窓 口 … 独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所  
住所：横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館 3 階  
電話：045-471-7401 FAX：045-471-7405

### (3) 貸付制度

身 知 精

#### 生活福祉資金貸付制度

生活の安定と経済的自立を図るため、低所得者世帯、障害者世帯（※）、高齢者世帯等に対して、資金の貸付と必要な援助を行います。

福祉資金（福祉費）には、福祉用具等や障害者用自動車の購入に必要な経費、生業を営むために必要な経費、技能習得に必要な経費、住宅の増改築・補修に必要な経費等、生活上一時的に必要な経費などがあります。また、貸付利子は、連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人を立てられない場合には年 1.5%です。

※障害者世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯です。

※各資金にはそれぞれ貸付の条件・基準があり、貸付にあたっては審査があります。

なお、他に資金を用意する手立てがある場合は、そちらを優先していただきます。

※詳しくは、各区社会福祉協議会（18 ページ参照）にご相談ください。

※実施主体は、（社福）神奈川県社会福祉協議会となります。

身

#### 身体障害者更生資金貸付事業

内 容 … 生活の援護を要する身体障害者が、世帯更生に必要な資金を借りることができます。貸付期間は 6 か月の据置期間を含み 10 年以内で、利息は無利息です。

資金の種類	概 要	貸付限度額
生業資金	生業を営むのに必要な資金	1,000,000 円
技能習得資金	知識及び技術を修得するのに必要な資金	150,000 円

※貸付は年度毎に予算の範囲内で行います。

また、事前に経営診断等を受けていただく場合があります。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）

# 14 税金・公共料金

## (1) 税金

身 知 精

### 税金の窓口

税金関係の相談や申請については、次の各機関で行います。

#### (1) 各市税事務所・こすぎ市税分室

名称	担当区域	所在地	電話		もよりの駅・バス停
かわさき市税事務所	川崎区幸区	川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル内	市民税課市民税係 (※1)	200-3882	JR線 川崎駅 京急線 京急川崎駅
			市民税課管理係 (※2)	200-3963	
			資産税課 (※3)	200-3958	
みそのくち市税事務所	高津区宮前区	高津区下作延 2-7-60	市民税課市民税係 (※1)	820-6560	JR線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅
			市民税課管理係 (※2)	820-6559	
			資産税課 (※3)	820-6567	
こすぎ市税分室	中原区	中原区小杉町 3-245 中原区役所内	市民税担当 (※1)	744-3231	JR線・東急線 武蔵小杉駅
			管理担当 (※2)	744-3222	
			資産税担当 (※3)	744-3243	
しんゆり市税事務所	多摩区麻生区	麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウェンティワンビル内	市民税課市民税係 (※1)	543-8958	小田急線 新百合ヶ丘駅
			市民税課管理係 (※2)	543-8957	
			資産税課 (※3)	543-8973	

※1 住民税の障害者控除、住民税の減免措置についてのお問い合わせ窓口となります。

※2 軽自動車税（種別割）の減免措置についてのお問い合わせ窓口となります。

※3 バリアフリー改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度についてのお問い合わせ窓口となります。

#### (2) 税務署・県税事務所・自動車税管理事務所

名称	郵便番号	所在地	電話	もよりの駅・バス停
川崎南税務署	210-8531	川崎区榎町 3-18	222-7531	JR線 川崎駅 京急線 京急川崎駅 市・臨港バス 宮前
川崎北税務署	213-8503	高津区久本 2-4-3	852-3221	JR線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅 市・東急バス 富士見台
川崎西税務署	215-8585	麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎内	965-4911	小田急線 新百合ヶ丘駅
川崎県税事務所	210-8562	川崎区東田町 8 パレール三井ビルディング 20階	233-7351	JR線 川崎駅 京急線 京急川崎駅
高津県税事務所	213-8515	高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 2階	833-1231	JR線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅
自動車税管理事務所 川崎駐在事務所	210-0826	川崎区塩浜 3-24-2	276-0331	市バス 塩浜



**所得税の障害者控除**

内 容 … 所得税額の計算上、障害者控除として、所得金額から下表の控除額が差し引かれます。  
 なお、同一生計配偶者又は扶養親族が下表の特別障害者で、常に同居している場合には、75万円が所得金額から差し引かれます。

控除できる方 … 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が下表の障害者である場合に控除できます。  
 なお、障害者であるかどうかは、原則、その年の12月31日の現況で判定します。

区分	障 害 者	特 別 障 害 者
範囲	ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	ア 左のAに当てはまる方のうち、重度の障害のある方
	イ 児童相談所・地域支援室等の判定により知的障害者とされた方	イ 左のイに当てはまる方のうち、重度の知的障害者とされた方
	ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	ウ 左のウに当てはまる方のうち、障害等級が1級の方
	エ 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者と記載されている方	エ 左のエに当てはまる方のうち、障害の程度が1級又は2級の方
	オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	オ 左のオに当てはまる方のうち、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの方
	カ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定を受けている方	カ 左のカに当てはまる方のうち、重度の障害のある方
	キ その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方	キ 左のキに当てはまる方のうち、重度の障害のある方
	ク 精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度が、ア、イ又はエに準ずるものとして市町村等や福祉事務所長の認定を受けている方	ク 左のクに当てはまる方のうち、特別障害者に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている方
控除額	270,000円	400,000円

手 続 方 法 … 確定申告書または扶養控除等申告書に記載して申告してください。

窓 口 … 税務署（確定申告をする場合）又は勤務先の給与担当（年末調整をする場合）  
 （135ページ参照）

**住民税（市民税・県民税）の障害者控除**

内 容 … 住民税額の計算上、所得金額から、障害者260,000円、特別障害者300,000円が差し引かれます。また、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、同居している場合には、特別障害者控除の金額に23万円を加算した金額を控除することができます。

※本人が障害者で前年の合計所得金額が135万円以下の場合は、住民税は非課税になります。

控除できる方 … 所得税の障害者控除（上記のとおり）に準じます。

なお、障害者であるかどうかは、前年の12月31日の現況で判定します。

窓 口 … (1) 各市税事務所 市民税課 市民税係 または、こすぎ市税分室 市民税担当  
 (2) 住民税を給与から差し引かれている場合は、勤務先の給与担当係、または、上記(1)の市民税係・市民税担当（135ページ参照）

**相続税の障害者控除**

内 容 … 障害者である相続人の相続税額の計算上、相続税額から下表の控除額を差し引くことができます。なお、控除額が障害者の相続税額を超える場合には、その超える部分の金額をその者の扶養義務者で同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者の相続税額から控除できます。

控除できる方 … 85 歳未満の法定相続人で、財産を取得したときに日本国内に住所がある方で、相続人本人が下表の障害者である場合

区分	障 害 者	特 別 障 害 者
範囲	ア 児童相談所・地域支援室等の判定により知的障害者とされた方	ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方又は児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により重度の知的障害者とされた方
	イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が 2 級又は 3 級である方	イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が 1 級の方
	ウ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が 3 級から 6 級までの方	ウ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が 1 級又は 2 級の方
	エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める第 4 項症から第 6 項症までの方	エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第 3 項症までの方
	オ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、その障害の程度が上のア又はウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方	オ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定を受けている方
	カ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の方で、その障害の程度が上のア又はウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方	カ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、精神又は身体に重度の障害がある方として、上のア又はウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方 キ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の方で、その障害の程度が上のア又はウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方
控除額	100,000 円 × (85 歳 - 相続人の年齢)	200,000 円 × (85 歳 - 相続人の年齢)

手 続 方 法 … 相続税申告書に記載して申告してください。

窓 口 … 税務署 (135 ページ参照)

①

## 住民税の減免

- 内 容 … 特別障害者となる原因となった災害があった日以後の納期に係る税額の10分の9が減免されます。
- 利用できる方 … 住民税が課税された方で、その年度内に天災または人為的災害により特別障害者となり、住民税の納付が困難であると認められる方  
※前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に限ります。  
※特別障害者の範囲は、所得税の障害者控除（136 ページ参照）における特別障害者と同じです。  
※申請時において、身体障害者手帳等（以下「手帳等」という）の交付を受けていない方でも、現に手帳等の交付を申請中の方または手帳等の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項（身体障害者手帳）等に規定する医師の診断書を持っている方で、明らかに特別障害者として手帳等の交付が受けられる程度の障害があると認められる方については、特別障害者とみなします。
- 手 続 方 法 … 特別障害者となる原因となった災害があった日以後の最初に到来する納期限（災害により本人が特別障害者となった場合、住宅または家財に10分の3以上の損害を受けた場合、本人または同一生計の親族が負傷又は疾病のため入院した場合、もしくは同一生計の親族が死亡した場合、当該事実の発生した日から3か月を経過した日）までに申請してください。  
申請に必要な書類は、減免申請書、り災証明書、身体障害者手帳です。
- 窓 口 … 各市税事務所 市民税課 市民税係・こすぎ市税分室 市民税担当（135 ページ参照）  
**※区役所では、手続きができません。**

②

## 個人事業税の非課税・減免

- 内 容 … (1) 両眼の視力を喪失した方または両眼の矯正視力が0.06以下の方のうち、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業を個人で行っている方は、個人事業税が課税されません。  
(2) 身体障害者手帳1級～4級までの方のうち、事業を個人で行っている方は、個人事業税が5,000円を限度に減免されます。
- 手 続 方 法 … 減免申請書、身体障害者手帳を用意の上、納期限までに申請してください。  
（申請書は窓口にあります）
- 窓 口 … 県税事務所（135 ページ参照）

**バリアフリー改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度**

新築された日から10年以上を経過した一定の住宅で、バリアフリー改修工事を行い、工事完了後3か月以内に申告することにより、居住部分に対する固定資産税が減額される場合があります。

減額される住宅や申告方法などの詳細は、工事を行った住宅の所在する区を担当する市税事務所・市税分室の資産税課（担当）へお問い合わせください。（135ページ参照）電子申請（1ページ参照）

**自動車税（軽自動車税）環境性能割及び自動車税種別割の減免**

内 容 … 要件を満たす方について、自動車税（軽自動車税）環境性能割及び自動車税種別割の減免を受けられます。（リース車を除く自家用車のみが対象です。）  
減免を利用できる方は概ね下表のとおりです。

手帳		該当する障害程度						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
障害								
下肢		■						
体幹		■				■		
運動機能 (注1)	上肢	■		(注2)				
	移動	■						
上肢		■						
視覚		■				(4級の1)		
聴覚			■					
音声・言語				■		(注3)		

- (注1) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による
- (注2) 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く  
(2級のみ)
- (注3) そしゃく機能のみに障害がある場合を除く

手帳		該当する障害程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
障害							
平衡				■			■
心臓		■		■			
じん臓		■		■			
呼吸器		■		■			
ぼうこう又は直腸		■		■			
小腸		■		■			
肝臓		■				■	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		■				■	
知的障害		A (A1,A2)					
精神障害		■					

【減免の限度額】

減免の種類別	減免対象	減免額
障害者減免及び施設入所者に係る障害者減免	自動車税種別割	年税額で45,400円を限度として減免
	自動車税（軽自動車税）環境性能割	課税標準額で300万円を限度として減免 ※税率が3%の場合、税額で9万円の減免 ※課税標準額が300万円を超える場合、その超えた部分の額に対する税額を納付する必要があります。
一時帰宅用自動車減免	自動車税種別割	自動車税種別割額の2分の1に相当する額を減免 ※年税額で22,700円を限度として減免
	自動車税（軽自動車税）環境性能割	減免制度はありません。

- 手続方法… (1) 新たに取得した自動車について減免を受けようとする場合、自動車を登録した日から1月を経過する日までに申請してください。
- (2) すでに所有している自動車について自動車税種別割の減免を受けようとする場合、自動車税種別割の納期限（令和5年度は5月31日）までに申請してください。
- (3) 自動車税種別割については、障害者減免および一時帰宅用自動車減免について、上記の(1)・(2)の申請期限後に申請書を提出した場合は、申請日の翌月分からの自動車税種別割が月割で減免されます。

窓 □ … 自動車税管理事務所 川崎駐在事務所、または、県税事務所（135ページ参照）

●障害者減免

区 分		自動車税種別割	自動車税（軽自動車税）環境性能割	備 考
障害者の方が所有（取得）する自動車	障害者の方が専ら運転する自動車	年税額で45,400円を限度として減免します。 （※）	課税標準額で300万円（税率3%の場合、税額で9万円）を限度として減免します。 （※）	減免が適用される自動車は軽自動車を含めて障害者の方1人につき、1台に限ります。
	障害者の方と生計を一にする方が、障害者の方のために専ら運転する自動車			
身体障害者等のみで構成される世帯の障害者の方を常時介護する方が、障害者の方のために専ら運転する自動車				
障害者の方と生計を一にする方が所有（取得）する自動車				
障害者の方と生計を一にする方が所有（取得）する自動車	障害者の方が専ら運転する自動車			
	障害者の方と生計を一にする方が、障害者の方のために専ら運転する自動車			
減免申請に必要な書類等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 障害者に係る自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割減免申請書</li> <li>◎ 障害者に係る自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割減免申請内容確認書</li> <li>◎ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ◎ 運転免許証 ◎ 自動車検査証</li> <li>○ 障害者の方と生計を一にしていることが確認できる書面（所得税確定申告書の控え等）※障害者の方と生計を一にする方が障害者の方と同居していない場合に必要。</li> <li>○ 身体障害者等のみで構成される世帯の障害者の方を常時介護する方が、障害者の方のために専ら運転する場合、自動車税管理事務所川崎駐在事務所又は県税事務所に必要書類をお問い合わせください。</li> </ul> <p>（注1）障害者の方、車の所有（取得）者、運転される方が同一又は同居の場合には、○印の書類は必要ありません。</p> <p>（注2）障害者の方と生計を一にする方が、障害者の方の住所地から概ね半径2キロメートル以内に居住する親族の場合は、戸籍等親族確認できる書類を生計同一の書類に代えることができます。</p> <p>（注3）申請後、申請内容に変更が生じた場合は申請窓口への届出が必要です。</p>				

※8 ナンバーの「車いす移動車」等は、減免限度額にかかわらず全額免除となります。

●施設入所者に係る障害者減免

区 分		自動車税種別割	自動車税（軽自動車税）環境性能割	備 考
障害者の方または障害者の方と生計を一にする方が所有（取得）する自動車	福祉施設等に入所している障害者の方の帰宅や通院等のために継続的に週一回以上使用している自動車	「障害者減免」に同じ	「障害者減免」に同じ	減免が適用される自動車は軽自動車を含めて障害者の方1人につき、1台に限ります。
減免申請に必要な書類等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 障害者に係る自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割減免申請書</li> <li>◎ 障害者に係る自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割減免申請内容確認書</li> <li>◎ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>◎ 運転免許証 ◎ 自動車検査証</li> <li>◎ 生計を一にしていることが確認できる書面（所得税確定申告書の控え等）</li> <li>◎ 障害者の方が入所している施設長の発行する証明書（継続的に週一回以上使用していることを証明しているもの）</li> </ul>				

●一時帰宅用自動車減免

区 分		自動車税種別割	自動車税（軽自動車税）環境性能割	備考
障害者の方を養護する方が所有する自動車	障害福祉施設が作成する個別支援計画に基づき入所障害者が一時帰宅するために使用する自動車（年間24日以上の一時帰宅に限ります。）	年税額の2分の1に相当する額（ただし年税額で22,700円を限度とします。	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免が適用される自動車は軽自動車を含めて障害者の方1人につき1台に限ります。</li> <li>該当する施設に限ります。</li> </ul>
養護する方と生計を一にする方が所有する自動車				
減免申請に必要な書類等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 施設入所者の一時帰宅用自動車に係る自動車税種別割減免申請書</li> <li>◎ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>◎ 自動車検査証 ◎ 一時帰宅に係る証明書（施設長の証明があるもの）</li> <li>◎ 入所決定通知書等で養護する方であることが確認できる書類（身体障害者手帳等の保護者欄で確認できない場合）</li> </ul> <p>（注）障害者の方を養護する方と生計を一にする方が申請する場合は、その事実が確認できる書類が必要となる場合があります。</p>				

●身体障害者等供用車減免

区 分		自動車税種別割	自動車税（軽自動車税）環境性能割	備考
構造上身体障害者等の利用に供すると認められる自動車	当該自動車の構造が専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車 自動車検査証の車体の形状の欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」または「入浴車」「入浴寝具乾燥車」と表示されているものが該当します。	全額減免	全額減免	
<ul style="list-style-type: none"> <li>構造上身体障害者等の利用に供すると認められる自動車</li> <li>専ら身体障害者等が運転するために構造変更が行われた営業用自動車</li> </ul>			一部減免	課税された自動車税（軽自動車税）環境性能割のうち「構造変更に要した金額×自動車税（軽自動車税）環境性能割の税率」を免除します。
減免申請に必要な書類等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 身体障害者等供用車に係る自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割減免申請書</li> <li>◎ 自動車検査証</li> <li>○ 自動車の取得価額を証する書類（売買契約書等）及び構造変更に要した金額のわかるもの（改造前後の価格表等）</li> <li>○ 自動車の写真（自動車登録番号及びスロープなど構造変更部分が写されているもの）、構造変更を証する書類等</li> </ul> <p>（注）全額減免になる自動車の場合には、○印の書類は必要ありません</p>				

※障害者手帳をお持ちの方のためにもっぱら使用される場合は、障害者減免の申請をしていただくことになります。

**軽自動車税（種別割）の減免**

内 容 … 要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）の減免を受けられます。  
減免の対象となる軽自動車等（原動機付自転車、2輪の小型自動車及び小型特殊自動車を含みます。）は次のとおりです。

対象となる軽自動車等		減免額	備考
1	障害者が所有する軽自動車等	全額免除	減免台数は、障害者1人につき、軽自動車等及び自動車を通じていずれか1台に限ります。
	専ら当該障害者が運転するもの		
2	障害者と生計を一にする方（※）が専ら当該障害者のために運転するもの		
	障害者のみで構成される世帯に属する障害者が所有する軽自動車等		
3	障害者を常時介護する方が専ら当該障害者のために運転するもの		
	障害者と生計を一にする方（※）が所有する軽自動車等		
4	専ら当該障害者が運転するもの	全額免除	上記1～3の軽自動車等以外のものに限りません。
	障害者と生計を一にする方（※）が専ら当該障害者のために運転するもの		
4	構造が専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる軽自動車等 ※自動車検査証の車体の形状の欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」または「入浴車」と表示されているもの	全額免除	上記1～3の軽自動車等以外のものに限りません。

※「生計を一にする方」とは、原則として障害者と同居している方や、障害者と扶養関係にある方のことです。

利用できる方 … 減免を受けることができる障害の範囲は、下表のとおりです。

【身体障害者手帳】

障害の区分	障害の級別	
視 覚 障 害	1級～3級、4級の1	
聴 覚 障 害	2級、3級	
平 衡 機 能 障 害	3級、5級	
音 声 機 能 障 害	3級	
上 肢 不 自 由	1級、2級	
下 肢 不 自 由	1級～7級（※）	
体 幹 不 自 由	1級～3級、5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級～7級（※）
心 臓 機 能 障 害	1級、3級、4級	
じん臓機能障害	1級、3級、4級	
呼吸器機能障害	1級、3級、4級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	
小腸の機能障害	1級、3級、4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	
肝 臓 機 能 障 害	1級～4級	

※下肢不自由と移動機能の7級については、身体障害者手帳に当該障害を有していることの記載のある方に限りません。

【療育手帳】

障害の区分	障害の級別
知的障害	A1、A2

【精神障害者保健福祉手帳】（精神通院に係る自立支援医療費の支給を受けている方に限ります。）

障害の区分	障害の級別
精神障害	1級

手続方法… 軽自動車税（種別割）の納期限（令和5年度は5月31日）までに申請してください。  
申請に必要な書類は次のとおりです。

対象となる軽自動車等（※）	減免申請に必要な書類等
1～3	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎軽自動車税（種別割）免除申請書（窓口にあります。）</li> <li>◎身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等</li> <li>◎運転免許証</li> <li>◎自立支援医療受給者証（精神障害保健福祉手帳をお持ちの方のみ。）</li> <li>◎軽自動車税（種別割）納税通知書</li> <li>◎同一生計または常時介護についての確認書類 （一部の方のみ。詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。）</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎軽自動車税（種別割）免除申請書（窓口にあります。）</li> <li>◎軽自動車税（種別割）納税通知書</li> <li>◎自動車検査証（写しでも可）</li> </ul>

※「対象となる軽自動車等」の番号は、前ページの1～4の内容を指します。

窓 □ … 各市税事務所 市民税課 管理係・こすぎ市税分室 管理担当（135ページ参照）  
※ 区役所では、手続きができません。



## (2) 公共料金



### 水道料金・下水道使用料の基本料金の減免

- 内 容 … 要件を満たす場合、水道料金・下水道使用料の基本料金について減免を受けられます。
- 利用できる方 … 水道利用者又はその家族の方が次のいずれかに該当する場合
- (1) 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている方
  - (2) 児童相談所等において、知能指数が 35 以下と判定された方
  - (3) 精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
  - (4) 次のうち 2 つ以上に該当する方
    - ・身体障害者手帳 3 級の交付を受けている
    - ・児童相談所等において知能指数が 50 以下と判定された
    - ・精神保健福祉手帳 2 級の交付を受けている
  - (5) 在宅の年齢 65 歳以上の方で、要介護認定により要介護 4 又は 5 の認定を受けている方
- 窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13 ページ参照)  
電子申請 (1 ページ参照)  
※市内転居・改築・新築の際には、その都度申請が必要です。

#### 水道料金・下水道使用料の減免資格の喪失について

次の事由が発生した場合、水道料金・下水道使用料の減免資格が喪失となりますので、「水道料金等資格喪失届」を上記の窓口まで速やかに提出してください。

上記喪失届の提出が遅れると、さかのぼって水道料金・下水道使用料が発生する場合があります。

##### 【減免資格の喪失事由】

減免対象者が、以下のいずれかの事由に該当したときは、減免資格が喪失されます。

- (1) 減免資格の対象となる障害要件等に該当しなくなったとき
- (2) 水道使用者と同一の世帯に属さなくなったとき
- (3) 特別養護老人ホーム等施設に入所したとき
- (4) 死亡、転居（一時転居を含む）等により住民票を異動させたとき
- (5) 水道の使用を中止したとき

##### 【減免資格の対象外となる施設】

- (1) 生活保護法の救護施設・更生施設
- (2) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- (3) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- (4) 障害者支援施設、福祉ホーム
- (5) 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設（入所）
- (6) 旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設、旧知的障害者通勤寮
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸付又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設
- (9) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業を行う施設

## NHK放送受信料の減免

内 容 … 要件を満たす場合、NHK放送受信料の減免を受けられます。

利用できる方 … 減免を受けることができる方及び減免の範囲は、下表のとおりです。

減免の範囲	減免の対象者
全額免除	次のいずれかに該当する場合 (1) 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税（市民税）非課税の場合 (2) 知的障害者と判定された方がいる世帯で、世帯全員が住民税（市民税）非課税の場合 (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税（市民税）非課税の場合
半額免除	次のいずれかに該当する世帯主が放送受信契約者である世帯 (1) 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主の場合 (2) 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が世帯主の場合 (3) 重度の知的障害者と判定された方が世帯主の場合 (4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が世帯主の場合

手 続 方 法 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）で障害の要件について証明する必要があります。

手続に必要なものは、手帳・印鑑です。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13ページ参照）又は、NHKかながわ東営業センター

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
NHKかながわ東営業センター	211-0063	中原区小杉町 1-403 武蔵小杉タワープレイス 6F	712-1100 (月～金 10:00～17:00)

**NTT電話番号案内（104）無料サービス『ふれあい案内』**

内 容 … 要件を満たす場合、番号案内が無料になります。  
利用にあたっては、事前に申し込みが必要です。

利用できる方 … 下表のとおりです。

障害の区分	該当する障害程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚	■	■	■	■	■	■
聴 覚		■	■	■	■	■
上 肢	■	■				
体 幹	■	■				
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	■	■				
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			■	■		
戦傷病者手帳をお持ちの方で、視力の障害のある方	特別項症～第6項症					
戦傷病者手帳をお持ちの方で、上肢の障害のある方	特別項症～第2項症					
戦傷病者手帳をお持ちの方で、聴覚の障害のある方	第2項症、第4項症					
戦傷病者手帳をお持ちの方で、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害のある方	第1項症、第2項症、第4項症					
知的障害者	療育手帳をお持ちの方					
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方					

窓 □ … NTT東日本 ふれあい案内事務局  
(電話：0120-104174 FAX：0120-104134)

**【FAXによるお問い合わせの注意事項】**

- ・お申込書、障害者手帳等は、FAXで送付いただいても受け付けられません。誤って送付された場合は廃棄します。
- ・返信はFAXで行うので、FAXを受信できる方のみお問い合わせください。

**携帯電話利用料金の割引サービス**

通信会社により各種割引等のサービスがありますので、詳しくは、各通信会社に直接お問い合わせください。

### (3) 預金・貯金

身 知 精

#### 少額預金等利子非課税制度（マル優・特別マル優）

内 容 … 金融機関で必要な手続きを行うと、少額預金（郵便局、銀行等の預貯金）の利子および少額公債の利子が、それぞれ元本または額面 350 万円まで非課税になります。

制 度	対 象	非課税の範囲
マル優	預貯金または少額公債（国債等）の利子	1 人につき 350 万円まで
特別マル優	少額公債（国債等）の利子	1 人につき 350 万円まで

利用できる方 … 次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方
- (2) 障害基礎年金等を受給している方
- (3) 特別障害者手当等を受給している方

窓 口 … 預け入れしている郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行、銀行等の金融機関

身 知 精

#### ニュー福祉定期貯金

内 容 … 年金証書、受給者証明書等を窓口に掲示することにより、定期貯金（預入期間 1 年）の利率が通常より優遇して適用されます。

利率は、定期貯金（預入期間 1 年）の店頭表示利率＋ゆうちょ銀行所定の利率です。最新の利率については窓口で御確認ください。

なお、預入限度額は一人 300 万円までです。

利用できる方 … 次のいずれかに該当する方

- (1) 障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金などの受給者
- (2) 特別児童扶養手当の受給者
- (3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者など

窓 口 … 全国の郵便局の貯金窓口・ゆうちょ銀行

※他の金融機関については、これに準じて取り扱っている場合もあるため、直接、各金融機関の窓口で御確認ください。

# 15 選挙

身(知)精

## 選挙管理委員会

衆・参議院議員、県・市議会議員及び知事・市長選挙の際は、所定の条件にあてはまる場合、様々な投票制度が利用できます。また、投票日当日の投票所や期日前投票所では、車椅子や老眼用のめがねの貸し出しのほか、椅子・車椅子に座って利用できる高さの低い投票記載台も用意しています。

各投票制度の詳細い内容等は、各区役所内の各区選挙管理委員会までお問い合わせください。

施設名	郵便番号	所在地	電話	FAX
川崎区選挙管理委員会事務局	210-8570	川崎区東田町8 川崎区役所7階	201-3124	201-3209
幸区選挙管理委員会事務局	212-8570	幸区戸手本町1-11-1 幸区役所4階	556-6604	555-3130
中原区選挙管理委員会事務局	211-8570	中原区小杉町3-245 中原区役所4階	744-3128	744-3340
高津区選挙管理委員会事務局	213-8570	高津区下作延2-8-1 高津区役所2階	861-3124	861-3103
宮前区選挙管理委員会事務局	216-8570	宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所3階	856-3126	856-3119
多摩区選挙管理委員会事務局	214-8570	多摩区登戸1775-1 多摩区役所10階	935-3128	935-3391
麻生区選挙管理委員会事務局	215-8570	麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所3階	965-5109	965-5200

ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/58-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

身(知)精

## 期日前投票制度

選挙は、投票日に定められた投票所において投票するのが原則ですが、投票日の当日に「特定の事由」に該当すると見込まれる方は、投票日の前であっても、期日前投票所において投票することができます。

「特定の事由」とは、投票日に仕事や用事がある場合、身体の障害等により歩行が困難で投票日に投票所に行くことができない場合などが該当します。期日前投票をすることができる期間、時間、場所等の詳細については、各区選挙管理委員会（上記のとおり）までお問い合わせください。

身(知)精

## 代理投票・点字投票制度

代理投票や点字投票を希望される方は、投票所で係員にお申し出ください。

また、これらの方法による投票は、期日前投票及び病院、老人ホーム等の施設での不在者投票においても行うことができます。詳細は各区選挙管理委員会（上記のとおり）までお問い合わせください。

投票制度	概要
代理投票	身体が不自由または文字の読み書きができない等により、自分で投票用紙に記載することができない場合に、投票所の係員に代筆してもらい投票することができる制度です。なお、代理投票を希望される方の意思確認方法について、代筆する係員と介添人の方等とが事前に打ち合わせることが可能です。
点字投票	目が不自由な方が点字で投票用紙に記載することができる制度です。各投票所にて点字器の貸出を行うほか、ご自分の点字器も使用できます。

**病院、老人ホーム等の施設での不在者投票制度**

- 内 容** … 都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所中の方が、その施設内において、公示・告示の翌日から投票日の前日までの間に、不在者投票を行うことができる制度です。  
 入院・入所中の施設が指定施設になっているかを知りたい場合、施設に直接確認するか、各区選挙管理委員会（148 ページ参照）までお問い合わせください。
- 手 続 方 法** … 院長や施設長（不在者投票管理者）に投票用紙等の請求を依頼してください。  
 請求に基づき、施設長（不在者投票管理者）がお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せます。  
 なお、ご自身で、お住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せることもできます。

**郵便等による不在者投票制度**

- 内 容** … 身体に一定の重度の障害を有する方が、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、一定期間内に投票用紙等を自宅等に郵送してもらい、自宅等で投票の記載をすることができる制度です。また、自ら投票の記載をすることができない方については、あらかじめお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会に届出をした代理記載人 1 人（選挙権を有する方）が自宅等でご本人に代わって投票に関する記載をすることができる「代理記載」の制度もあります。
- 手 続 方 法** … 手続きなどに一定の時間を要しますので、早めにお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会（148 ページ参照）にお問い合わせください。
- 対象となる方** … 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで次の表の障害の程度に該当する方です。

【「郵便等による不在者投票制度」の利用対象者】

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険被保険者証	要介護状態区分 要介護 5
-----------	---------------

【「代理記載制度」の利用対象者】

上記「郵便等による不在者投票制度」の対象となる方であり、かつ、「自ら投票の記載をすることができない方」として定められた次の表の障害の程度に該当する方

身体障害者手帳	障害名	障害の程度
		1 級
身体障害者手帳	上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		特別項症	第 1 項症	第 2 項症
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害	○	○	○

# 16 スポーツ・文化・レクリエーションなど

## (1) 社会参加活動の推進

身 知 精

### 障害者社会参加推進センター

(公財)川崎市身体障害者協会(157ページ参照)の中に、社会参加推進センターを設置しています。

#### 【主な内容】

##### (1) 点字広報等発行事業

視覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、点訳・音訳等により情報を提供します。

##### (2) 生活訓練等事業

視覚障害女性家庭生活訓練、ろうあ者社会生活教室、脊髄損傷者研修会、難聴者コミュニケーション教室など、障害の種別に応じて家庭や社会に必要な知識・技能を習得するための訓練や講習会を実施します。また、身体障害者の積極的な社会参加を図るため、レクリエーション教室、障害者作品展等を開催します。

##### (3) 普及・啓発事業

障害者に関する正しい知識の普及・啓発のため、障害者週間記念のつどいの開催、広報紙や啓発用パンフレットの作成などを行います。

窓 □ … 川崎市障害者社会参加推進センター(電話:246-6941 FAX:246-6943)

## (2) スポーツ

身 知 精

### 障害者スポーツ協会

内 容 … パラスポーツの振興と普及を目的に、スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会派遣、各種球技大会、パラスポーツ体験イベント、初級パラスポーツ指導員養成講習会等を開催します。

窓 □ … 川崎市障害者スポーツ協会(電話:245-8041 FAX:246-6943)

身 知 精

### 川崎市障害者スポーツ大会

内 容 … 原則、市内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳あるいは、取得の対象に準ずる障害のある方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの満13歳以上の方を対象としたスポーツ大会で、アーチェリー、水泳、フライングディスク、陸上競技、卓球、ボウリング、ボッチャの7種目について開催します。

※障害の種別に応じてご参加できない競技やオープン参加となる競技がありますので、詳細はお問合せください。

※この大会は、全国障害者スポーツ大会の川崎市代表選手選考会を兼ねています。

窓 □ … 市民スポーツ室(電話:200-3547 FAX:200-3599)

各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション(13ページ参照)

身 知 精

### 障害者スポーツプログラム

- 内 容 … 障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを目的として、市内のスポーツセンター等で水泳、ポッチャ、卓球、卓球バレー等障害者スポーツの体験会を開催します。  
開催日時や申込方法などの詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。
- 利用できる方 … 市内在住・在学・在勤の障害者手帳をお持ちの方（就学児以上）、その介助者や家族
- 窓 口 … 川崎市障害者スポーツ協会（電話：245-8041 FAX：246-6943）

## （3）イベント・講習会など

身 知 精

### 障害者週間記念のつどい

- 内 容 … 国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識を更に深め、障害福祉の増進を図るため、毎年12月3日から9日は「障害者週間」と定められています。  
川崎市では、障害のある人もない人も共に生きるノーマライゼーションの考え方に基づき、より豊かな社会の実現をめざすため、「障害者週間」を記念した記念式典等を開催します。
- 開催時期 … 11月中旬～12月上旬（予定）
- 窓 口 … 川崎市障害者社会参加推進センター（電話：246-6941 FAX：246-6943）

身 知 精

### 手をつなぐフェスティバル

- 内 容 … 市内の障害のある方とその家族や市民が集い、スポーツや創作活動を通じて相互理解を深めることを目的に開催されるイベントです。  
開催時期：11月中旬～下旬（予定）  
開催場所：とどろきアリーナ（予定）
- 窓 口 … 特定非営利活動法人 川崎市障害福祉施設事業協会（157ページ参照）  
電話：829-6610 FAX：829-6620  
ホームページ <http://shoshikyou.or.jp/>



## 腎臓病講座・料理講習会

- 内容 … 腎不全対策事業として、腎疾患患者やその家族、腎疾患を予防したい方への知識普及を目的とした腎臓病講座等を年3回実施します。
- ※7月・11月・3月の、各月中旬の土・日を予定しています。
- 詳細は上記実施月の1～2か月前の市政だよりや市ホームページなどをご覧ください。
- 掲載されていない場合は、下記担当窓口までお問い合わせください。
- ※令和5年度は、新型コロナウイルスの感染状況等により開催内容を検討します。

	概要	申し込み
講座	医師・管理栄養士の講演と質問コーナーなど	当日先着順です。
料理講習会	減塩等を意識した主に腎臓病の方向けの食事作りなど	申込み締切後、定員を超える場合には抽選です。(市内在住の方優先)

- 窓口 … 健康福祉局 健康増進担当 (電話：200-2431 FAX：200-3986)

## (4) 公共施設の利用

身 知 精

### 公共施設利用料の障害者減免

事前の団体登録や手帳の提示などにより、公共施設の利用料等について障害者減免を受けることができます。利用方法や利用条件、減免制度の詳細などについては、各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	主な設備	減免・割引	利用手続	備考
	電話		利用条件・対象		
教育文化会館	〒210-0011 川崎区富士見 2-1-3	会議室 ギャラリー イベントホール 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 233-6361		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
教育文化会館 大師分館	〒210-0802 川崎区大師駅前 1-1-5 川崎大師パークホームズ2階	学習室 実習室 和室 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 266-3550		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
教育文化会館 田島分館	〒210-0835 川崎区追分町 16-1 カルナーザ川崎4階	学習室 実習室 和室 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 333-9120		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
幸市民館	〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-2	会議室 ホール ギャラリー 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 541-3910		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
幸市民館 日吉分館	〒212-0055 幸区南加瀬 1-7-17	学習室 実習室 和室 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 587-1491		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		

施設名	所在地	主な設備	減免・割引	利用手続	備考
	電話		利用条件・対象		
中原市民館	〒211-0004 中原区新丸子東 3-1100-12	会議室 ホール ギャラリー 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 433-7773		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
高津市民館	〒213-0001 高津区溝口 1-4-1 ノクティ 2 (11 階から 12 階)	会議室 ホール 児童室 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 814-7603		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
高津市民館 橘分館	〒213-0026 高津区久末 2012-1	学習室 実習室 和室 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 788-1531		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
宮前市民館	〒216-0006 宮前区宮前平 2-20-4	会議室 ホール ギャラリー 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 888-3911		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
宮前市民館 菅生分館	〒216-0015 宮前区菅生 5-4-11	集会室 和室 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 977-4781		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
有馬野川生涯学習 支援施設 (アリーナ)	〒216-0002 宮前区東有馬 4-6-1	図書室 学習室 集会室 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 853-3737		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
多摩市民館	〒214-8570 多摩区登戸 1775-1	会議室 ホール ギャラリー 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 935-3333		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
麻生市民館	〒215-0004 麻生区万福寺 1-5-2	会議室 ホール ギャラリー 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 951-1300		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
麻生市民館 岡上分館	〒215-0027 麻生区岡上 3-15-5	集会室 学習室 他	半額減免	その都度申請	団体登録は年1回 (4月のみ) 障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 988-0268		市の育成団体として 推薦があり、教育委 員会に登録された団 体		
カルッツかわさき	〒210-0011 川崎区富士見 1-1-4	スポーツ施設	全額免除 半額減免	個人はその都度 手帳等提示、団 体は事前登録	・障害者団体は障害 者社会参加・就労支 援課にて受付 ・スポーツ施設のみ 減免適用あり
	電話 222-5211		個人利用は全額免除 団体利用は半額減免		
幸スポーツ センター	〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-3	スポーツ施設	全額免除 半額減免	個人はその都度 手帳等提示、団 体は事前登録	障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 555-3011		個人利用は全額免除 団体利用は半額減免		
石川記念武道館	〒212-0053 幸区下平間 357	スポーツ施設	全額免除 半額減免	個人はその都度 手帳等提示、団 体は事前登録	障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 544-0493		個人利用は全額免除 団体利用は半額減免		
とどろきアリーナ	〒211-0052 中原区等々力 1-3	スポーツ施設	全額免除 半額減免	個人はその都度 手帳等提示、団 体は事前登録	障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 798-5000		個人利用は全額免除 団体利用は半額減免		

施設名	所在地		主な設備	減免・割引		利用手続	備考
	電話			利用条件・対象			
高津スポーツセンター	〒213-0002 高津区二子 3-15-1		スポーツ施設	全額免除 半額減免	個人利用は全額免除 団体利用は半額減免	個人はその都度 手帳等提示、団体 は事前登録	障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 813-6531						
宮前スポーツセンター	〒216-0011 宮前区犬蔵 1-10-3		スポーツ施設	全額免除 半額減免	個人利用は全額免除 団体利用は半額減免	個人はその都度 手帳提示、団体 は事前登録	障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 976-6350						
多摩スポーツセンター	〒214-0008 多摩区菅北浦 4-12-5		スポーツ施設	全額免除 半額減免	個人利用は全額免除 団体利用は半額減免	個人はその都度 手帳等提示、団体 は事前登録	障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 946-6030						
麻生スポーツセンター	〒215-0021 麻生区上麻生 3-6-1		スポーツ施設	全額免除 半額減免	個人利用は全額免除 団体利用は半額減免	個人はその都度 手帳等提示、団体 は事前登録	障害者団体は障害者 社会参加・就労支援 課にて受付
	電話 951-1234						
青少年の家	〒216-0033 宮前区宮崎 105-1		宿泊室 研修室 プレイホール 他	全額免除 介護者減免あり (引率者も同様)	市内の児童福祉施設 が行う活動に参加する者	その都度申請	介護者は必要最小限
	電話 888-3588						
ハケ岳 少年自然の家	〒399-0101 長野県諏訪郡富士見町 境字広原 12067-482		宿泊室 ワーキングホール 他	全額免除 介護者減免あり (引率者も同様)	市内の児童福祉施設 が行う活動に参加する者	その都度申請	介護者は必要最小限
	電話 0266-66-2011						
東海道かわさき宿 交流館	〒210-0001 川崎市本町 1-8-4		文化施設 ホール 他	全額免除 半額減免	市内学校又は市民団体 が東海道川崎宿に 関する事業のために 利用する場合	その都度申請	
	電話 280-7321						
大山街道 ふるさと館	〒213-0001 高津区溝口 3-13-3		文化施設 会議室 和室	全額免除 介護者減免あり	市の育成団体として 推薦のあった団体	事前登録の上で その都度申請	
	電話 813-4705						
日本民家園	〒214-0032 多摩区枳形 7-1-1		文化・余暇施設	全額免除 介護者減免あり	障害者個人	手帳等の提示	
	電話 922-2181						
かわさき宙と緑の 科学館（川崎市青 少年科学館）	〒214-0032 多摩区枳形 7-1-2		文化・余暇施設	全額免除 介護者減免あり	障害者個人	手帳等の提示	
	電話 922-4731						
岡本太郎美術館	〒214-0032 多摩区枳形 7-1-5		文化・余暇施設	全額免除 介護者減免あり	障害者個人	手帳等の提示	
	電話 900-9898						
川崎市 藤子・F・不二雄 ミュージアム	〒214-0023 多摩区長尾 2-8-1		文化・余暇施設	全額免除 介護者減免あり	障害者個人	手帳等の提示	日時指定の予約制の ため、事前予約及び チケット発行が必要 (予約受付は前日まで)
	電話 0570-055-245						

施設名	所在地		主な設備	減免・割引		利用手続	備考
	電話			利用条件・対象			
公園内有料施設 (川崎区) 川崎区役所 道路公園センター	〒210-0834 川崎区大島 1-25-10		野球場(富士見 球場を除く)・ テニス・サッカー 場等のスポーツ 施設等	全額免除 介護者減免あり		手帳等の提示	利用日に現地施設又 は所管の道路公園セ ンターに提示。 ふれあいネットでの 予約を必要としない 施設は、その都度所 管の道路公園センタ ーに提示。 受付時間は、平日午 前8時30分~午後 5時まで、12月29 日~1月3日は受付 できません。 減免の対象は、予約 者本人が障害者の場 合に限る。
	電話 244-3206			障害者個人			
(幸区) 幸区役所 道路公園センター	〒212-0053 幸区下平間 357-3			全額免除 介護者減免あり			
	電話 544-5550			障害者個人			
(中原区) 中原区役所 道路公園センター	〒211-0041 中原区下小田中 2-9-1			全額免除 介護者減免あり			
	電話 788-2311			障害者個人			
(高津区) 高津区役所 道路公園センター	〒213-0001 高津区溝口 5-15-7			全額免除 介護者減免あり			
	電話 833-1221			障害者個人			
(宮前区) 宮前区役所 道路公園センター	〒216-0003 宮前区有馬 2-6-4			全額免除 介護者減免あり			
	電話 877-1661			障害者個人			
(多摩区) 多摩区役所 道路公園センター	〒214-0008 多摩区菅北浦 4-11-20		全額免除 介護者減免あり				
	電話 946-0044		障害者個人				
(麻生区) 麻生区役所 道路公園センター	〒215-0026 麻生区古沢 120		全額免除 介護者減免あり				
	電話 954-0505		障害者個人				
富士見球場	〒210-0001 川崎区富士見 2-1		野球場等のス ポーツ施設等	全額免除			
	電話 276-9133			障害者個人			
公園内有料駐車場	公財)川崎市公園緑地協会 〒211-0052 中原区等々力 3-12		王禅寺ふるさと公 園・橋公園・稲田公 園・多摩川緑地の有 料駐車場	全額免除 介護者減免あり			
	電話 711-3257			障害者団体、個人			
公園内有料駐車場 (指定管理施設)	〒210-0815 川崎区大師公園 1		大師公園	全額免除 介護者減免あり		その都度手帳等 を提示	利用者の内 1 人 でも、障害者手帳を お持ちの方がいれ ば対象となる。
	電話 276-0050			障害者団体、個人			
生田緑地東口駐 車場、西口駐 車場 (指定管理施設)	〒214-0032 麻生区多摩区枳形 7-1-4 (生 田緑地東口ビジターセンター) 王 禅寺 1321		生田緑地、川崎市岡 本太郎美術館、川崎 市立日本民家園、か わさき宙(そら)と 緑の科学館	全額免除		個人はその都度 手帳提示、団体 は事前申請	
	電話 933-2300			障害者団体、個人			
等々力緑地内有料 駐車場 (指定管理施設)	〒211-0052 中原区等々力 1-1		南・東・ミュージ アム前駐車場	全額免除 介護者減免あり		手帳等の提示	団体の場合は事前に 申請書を提出。
	電話 440-7050			障害者団体、個人			
等々力緑地内有料 施設 (指定管理施設)	〒211-0052 中原区等々力 1-1		陸上競技場・ テニスコート・ サッカー場等の スポーツ施設、 釣池	全額免除 介護者減免あり		手帳等の提示	利用日に現地施設に 提示。利用に際し、予 約が必要となる施設 については、予約者 本人が障害者の場合 に限り、減免の対象 となる。
	電話 440-7050			障害者個人			
市営自転車等 駐車場	建設緑政局自転車対策室		駐輪場	全額免除		定期利用：事前に申請書を提出 窓口：各自転車駐輪場管理事務所	
	電話 200-2303			障害者手帳所持者			
堤根余熱利用市民 施設(ヨネッティ ー堤根)	〒210-0026 川崎区堤根 73-1		プール 文化・余暇施設	全額免除		手帳等の提示	建替えのため、令和5 年3月20日より長 期休館
	電話 555-5491			障害者個人、団体及 びその付添者			
堤根余熱利用市民 施設(ヨネッティ ー王禅寺)	〒215-0013 麻生区王禅寺 1321		プール 文化・余暇施設	全額免除		手帳等の提示	
	電話 951-3636			障害者個人、団体及 びその付添者			
川崎市民プラザ	〒213-0014 高津区新作 1-19-1		会議室 スポーツ施設 文化・余暇施設	全額免除 半額減免		個人はその都度 手帳等の提示、 団体は事前申請	・付添の必要な人は 付添者同伴のこと ・介護者減免あり
	電話 888-3131			個人利用は全額免除 団体利用は半額減免			
川崎市総合自治 会館	〒211-0063 中原区小杉町 3-600		ホール 会議室 他	半額減免		その都度申請	
	電話 733-1232			理事長が特に認めた 障害者団体			

施設名	所在地	主な設備	減免・割引	利用手続	備考
	電話		利用条件・対象		
川崎浮世絵ギャラリー	〒211-0007 川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前外パーク3階	文化・余暇施設	全額免除 介護者減免あり	手帳等の提示	
	電話 280-9511		障害者個人		
多摩川緑地パークボール場	川崎市高津区宇奈根・久地地内	スポーツ施設	1ラウンド・貸しクラブ無料・2ラウンド目以降通常料金	受付にて毎回手帳の提示	
	電話 883-0115		障害者手帳所持者		
多摩川緑地パークキュー広場	川崎市高津区二子地内	スポーツ施設等	全額免除	手帳等の提示	
	電話 0120-256-889		車椅子の方、肢体不自由な方等、移動に介助を必要とされる方及び、介助者(1名につき1名)が無料		

身 知 精

**障害者手帳アプリ「ミライロID」による公共施設の減免**

内 容 … 株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、お持ちの障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をアプリ内に登録し、その登録画面を公共施設等で提示することで、障害者割引等を受けることができます。  
減免額などの詳細については、各減免対象施設にお問い合わせください。  
なお、川崎市の公共施設で減免等を受けるには、マイナポータルとの連携が必要です。

減免対象施設 … 市役所第3庁舎地下駐車場、川崎市営駐輪場、川崎市民プラザ、川崎浮世絵ギャラリー  
藤子・F・不二雄ミュージアム、川崎市岡本太郎美術館、生田緑地（駐車場）  
川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）  
川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）、幸区役所駐車場  
幸スポーツセンター、石川記念武道館、中原区役所駐車場、とどろきアリーナ  
高津区役所駐車場、高津スポーツセンター、宮前区役所駐車場、多摩区役所駐車場  
多摩スポーツセンター、麻生区役所駐車場、柿生分庁舎駐車場、麻生スポーツセンター  
入江崎余熱利用プール、川崎市青少年科学館、日本民家園、ヨネッティー堤根  
ヨネッティー王禅寺

費 用 … 無料(ただし、アプリを利用する際に通信量に応じたパケット通信料金がかかります。)

手 続 方 法 … アプリへの登録方法、マイナポータルとの連携方法については、ミライロIDのホームページをご覧ください。 <https://mirairo-id.jp/>

問 合 せ 窓 口 … 健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課(電話:200-2676 FAX:200-3932)

# 17 障害者団体・ボランティア活動など

## (1) 障害児・者団体

身 知 精

### 川崎市内の主な障害児・者団体

団体名	郵便番号	所在地	電話	FAX	メールアドレス
公益財団法人 川崎市身体障害者協会	210-0834	川崎区大島 1-8-6	244-3975	246-6943	
川崎市育成会手をむすぶ親の会	213-0011	高津区久本 3-6-22	812-2966	813-1216	
川崎市脳性マヒ者協会	214-0014	多摩区登戸 2980 ひまわり荘 101 松浦方	599-0355 (自宅)	FAX兼用	hiro0828ake@outlook.jp
川崎断酒新生会	213-0026	高津区久末 439-10	090-4009-1718	751-6108	
特定非営利活動法人 川崎市ろう者協会	211-0037	中原区井田三舞町 14-16 川崎市聴覚障害者情報 文化センター内		752-5559	kawasaki.deaf.association@gmail.com
公益財団法人 神奈川県社会復帰援護会	211-0034	中原区井田中ノ町 41-7	751-2756	789-9749	kengokai.honbu@gmail.com
全国脊髄損傷者連合会川崎協会	212-0003	幸区小向町 15-13	511-7009 (自宅)	511-4580	
特定非営利活動法人川崎市精神 保健福祉家族会連合会あやめ会	213-0011	高津区久本 3-6-22 地域福祉施設ちどり内	813-4555	FAX兼用	ayame@iris.ocn.ne.jp
特定非営利活動法人 川崎市障害福祉施設事業協会	213-0011	高津区久本 3-6-22 地域福祉施設ちどり内	829-6610	829-6620	info@shoshikyuu.or.jp
特定非営利活動法人 川崎市視覚障害者福祉協会	210-0026	川崎区堤根 34-15 川崎市視覚障害者情報 文化センター内	222-1611	222-8105	
川崎市オストミー協会 (人工肛門・人工膀胱)	214-0004	多摩区菅馬場 2-26-4	945-1682 (自宅)	FAX兼用	y.nakagome@mx1.ttcn.ne.jp
特定非営利活動法人 川崎市中途失聴・難聴者協会	211-0037	中原区井田三舞町 14-16 川崎市聴覚障害者情報 文化センター内		753-0596	
川崎市肢体不自由児者 父母の会連合会	214-0014	多摩区登戸 855-5	900-2786 (自宅)	FAX兼用	
一般社団法人川崎市自閉症協会 (川崎市自閉症児者親の会)	210-0844	川崎区渡田新町 2-2-20-504	080-1172-6864 (事務局)	280-7392	kawasaki-kusabuenokai@nifty.com
特定非営利活動法人 川崎地域腎臓病連絡協議会	210-0024	川崎区日進町 7-1 川崎日進町ビル 6 階 川崎クリニック内	246-4405	FAX兼用	

**障害児・者団体の地域活動**

各障害児・者団体は様々な地域活動を行っています。主な内容は以下のとおりです。

- (1) 川崎市育成会手をむすぶ親の会
  - ア 保護者・家族等研修事業（講演会、研修会、勉強会）
  - イ 海水訓練・緑陰訓練事業
  - ウ 啓発活動（知的障害疑似体験キャラバン隊）
  - エ 本人の会
  - オ ふれあい製品振興事業（協力）
  - カ 心身障害児者福祉大会
  - キ 心身障害者二十歳を祝う会  
（カ・キは自閉症児親の会、肢体不自由児者父母の会連合会も参画）
- (2) 特定非営利活動法人 川崎市障害福祉施設事業協会
  - ア 手をつなぐフェスティバル
  - イ 苦情解決支援事業（第三者委員会）
  - ウ 障害者施設共同受注窓口組織事業（しごとセンター）
- (3) 一般社団法人 川崎市自閉症協会（川崎市自閉症児者親の会）
  - ア 自閉症福祉対策・保護者研修事業（講演会、研修会、勉強会）
  - イ 世界自閉症啓発デー啓発イベント
  - ウ 自閉症児・者作品展
  - エ 体育訓練会、生活訓練会
  - オペアレントメンター事業
- (4) 川崎市肢体不自由児者父母の会連合会
  - ア 肢体不自由児者生活指導訓練事業
  - イ 肢体不自由児者父母の会活動事業
  - ウ 障害児相談事業
- (5) 特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会
  - ア 心の健康相談事業
  - イ 家族学習会
  - ウ ソーシャルスキルトレーニング研修会
  - エ 公開講座

**（２）ボランティア活動**

**かわさき市民活動センター**

ボランティアや市民活動団体に対する中間支援組織として、市民活動の推進と地域の活性化を図るため、助成金の交付、情報提供、人材育成、相談事業、活動拠点の提供などの事業を行います。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
かわさき市民活動センター	211-0004	川崎市中原区新丸子東 3-1100-12	430-5641	430-5577	JR線・東急線 武蔵小杉駅



### ボランティア活動振興センター（川崎市社会福祉協議会）

ボランティア活動に関心のある方などに対し、ボランティア活動に関する相談・情報提供、福祉教育の推進などを行います。

※受付時間は、月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	もよりの駅・バス停
ボランティア活動振興センター	211-0053	中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター6階	739-8718	739-8739	JR線 武蔵中原駅

### （3）その他



### 川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）

市民と川崎市が共同して基金を設立・運用し、市内の社会福祉法人又は団体が実施する在宅の心身障害者福祉関係の事業に助成することで、福祉の向上を図ります。補助金の申請募集を行う際は市ホームページに掲載します。

基金の申込、お問い合わせは、健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課まで。  
（電話：200-2928 FAX：200-3932）



### サポートカード

- 利用できる方 … 発達障害のある方や、発達特性に応じた配慮が必要なお子さんを持つ保護者
- 内 容 … 日常生活のさまざまな場面（医療機関、理美容など）で上手くコミュニケーションが取れなかったり、困ったときに、ご本人の特徴を記載し提示することで、周囲の方にわかりやすく説明できるカードです。下記の窓口で配布しています。
- ホームページ … <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000076259.html>
- 窓 口 … 発達相談支援センター（21 ページ参照）、各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーション（13 ページ参照）、各地域療育センター（20 ページ参照）、総合教育センター特別支援教育センター（71 ページ参照）




**障害者に関するマーク**

街で見かける障害者に関するマークについては、主に次のようなものがあります。  
 皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

名称	概要等	連絡先
<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解・ご協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。</p> <p>特に車椅子を利用する障害者に限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>財団法人 日本障害者リハビリテーション協会                  TEL：03-5273-0601                  FAX：03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課                  警察庁                  TEL：03-3581-0141(代)</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>普通自動車免許（第1種）を受けた方で、補聴器を用いても10mの距離で90デシベルの警報音の音が聞こえない方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務付けられています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>※平成20年6月1日より</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課                  警察庁                  TEL：03-3581-0141(代)</p>

名称	概要等	連絡先
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーについて考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885</p>
<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむるなど、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046</p>
<p>【ヘルプマーク】</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。</p> <p>ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>健康福祉局障害者社会参加・就労支援課 TEL：044-200-2676 FAX：044-200-3932</p>

名称	概要等	連絡先
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬は体の不自由な方の体の一部となって働いており、ペットではありません。社会のマナーなどについても適切に訓練され、衛生面でも適切に管理されています。</p> <p>店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局自立支援振興室 TEL：03-5253-1111(代) FAX：03-3503-1237</p>
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674</p>
<p>【ハートプラスマーク】</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話の使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用している方を見かけた場合には、内部障害への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL：080-4824-9928</p>

## 18 介護保険制度

介護サービスが利用できる場合は、原則として介護保険からサービスを受けることになります。  
(一部受けられる障害福祉サービスもあります。)

介護保険サービスを受けるためには要介護・要支援認定の申請をし、認定等を受ける必要があります。

### (1) 介護保険制度の特徴

- 社会全体で支える保険制度です。
- 行政・市民事業者・民間企業など、さまざまな事業者が介護サービスを提供します。
- 利用する方がサービスを選択することができます。

### (2) 介護保険のしくみ

保険者	川崎市が保険者として運営し、国・県が支えます。 財源は、国・県・市の公費と保険料でまかなわれます。
被保険者	40歳以上の方が被保険者となり、以下の2種類に区別されます。 ア 第1号被保険者：65歳以上の方 イ 第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入の方 ※障害者支援施設に入所し、生活介護及び施設入所支援を受けている方等は、被保険者となりません。なお、第2号被保険者の方は、加入する医療保険への届出が必要です。
保険料	下記のとおり、被保険者の区分等により納付方法が異なります。 ア 第1号被保険者の方で、公的年金(老齢福祉年金を除く。)を年額18万円以上受給している方については、年金から差し引かれます。それ以外の方は、納付書又は口座振替により納める必要があります。 イ 第2号被保険者の方は、加入している医療保険の保険料と一緒に納付します。
利用料	介護サービスを利用したときは、原則として利用したサービス費用の1割から3割が自己負担となります。
介護サービスを利用できる方	下記ア・イの場合で、要介護または要支援の認定を受けた方が利用できます。 ア 第1号被保険者の方は、加齢による疾病等で日常生活を営むことに支障がある場合 イ 第2号被保険者の方は、特定疾病(※)が原因で介護や支援が必要になった場合

※特定疾病とは、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病のことです。

詳細は下記のとおりです。

#### 【特定疾病について】

以下のとおり、16の疾病が該当します。

1	がん(末期)	9	脊柱管狭窄症
2	関節リウマチ	10	早老症(ウェルナー症候群等)
3	筋萎縮性側索硬化症(ALS)	11	多系統萎縮症
4	後縦靭帯骨化症	12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
5	骨折を伴う骨粗しょう症	13	脳血管疾患(脳梗塞、脳出血等)
6	初老期における認知症(アルツハイマー病等)	14	閉塞性動脈硬化症
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	15	慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎等)
8	脊髄小脳変性症	16	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### (3) 保険料・利用料の減免等

#### ① 保険料の減免等

災害などで著しい損失を受けたときや、失業などで収入が著しく減少したときには、保険料（第1号被保険者）の減免等を行う制度があります。また、収入が低く生活が著しく困難な場合で、保険料の納付が難しい場合は、保険料の減免を行う市独自の制度等があります。

※生活が著しく困難な場合とは、生活保護基準以下で生活していて、現在、生活保護を受けていない方が該当します。

※第1号被保険者の保険料については、区役所・支所の介護保険料担当窓口にご相談ください。

※第2号被保険者の保険料については、加入している医療保険者にご相談ください。

#### ② 利用料の減免等

利用料の軽減については、主に下記のような制度があります。

詳しくは、区役所・地区健康福祉ステーションの介護認定給付担当窓口（167ページ参照）にご相談ください。

ア：ホームヘルプサービス利用者負担軽減制度	障害者施策によるホームヘルプサービスを利用して、介護保険の対象となった方のうち、要件を満たす場合は、申請に基づき利用者の負担を軽減します。
イ：社会福祉法人による利用者負担の軽減制度	社会福祉法人が提供する介護サービスを利用して、利用料の負担が困難な方で、要件を満たす場合は、申請に基づき利用者の負担を軽減します。
ウ：収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免	生活保護基準以下で生活をしていて、利用料の負担が困難な方で、要件を満たす場合は、申請に基づき利用者の負担を減免します。
エ：災害等の特別な事情があるとき	利用者や生計維持者が災害等で財産に著しい損害を受けたとき、生計維持者が死亡、長期入院、失業等で収入が著しく減少したときに、要件を満たす場合は、申請に基づき利用者の負担を減免します。
オ：特定入所者介護サービス費	介護保険施設の食費や居住費（部屋代）については、世帯全員が市町村民税非課税であり、かつ資産要件を満たす場合は、申請に基づき負担を軽減します。
カ：高額介護サービス費	1か月の介護サービスに係る利用者負担が一定の上限額を超えると、申請に基づき超えた金額を支給します。支給対象となる方には、申請を勧奨する通知をお送りします。
キ：高額医療・高額介護合算制度	医療保険と介護保険のそれぞれに自己負担額がある世帯を対象として、世帯の年間自己負担額が一定の上限額を超えるとき、申請に基づき超えた金額を支給します。支給対象となる方には、申請を勧奨する通知をお送りします。
ク：認知症対応型共同生活介護による利用者負担の軽減制度	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用して、利用料の負担が困難な方で、要件を満たす場合は、申請に基づき利用者の負担を軽減します。

## (4) 介護サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するには、要介護・要支援の認定を受ける必要があります。  
お住まいの区役所・地区健康福祉ステーションの介護認定給付担当窓口（167 ページ参照）で、  
要介護・要支援認定の申請をしてください。大まかな流れは下記のとおりです。

### ① 申請

本人または家族が区役所・地区健康福祉ステーションの介護認定給付担当窓口で申請します。  
※本人や家族が申請できない場合は、指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、  
介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

### ② 認定調査

本人の心身の状態などを調べるために、認定調査員がご自宅などを訪問します。  
調査項目は 74 項目あり、身体機能（視力、聴力など）、基本的動作（起き上がりや歩行、寝返りなど）、日常生活動作（衣服の着脱、入浴、排泄など）、記憶や理解力などについて調査します。

### ③ 主治医意見書

川崎市が申請書に記載された医師に依頼し、主治医意見書を作成してもらいます。

### ④ 審査判定

保健・医療・福祉の専門家で構成された介護認定審査会で、認定調査の結果と主治医意見書をもとに、どのくらいの介護が必要かを審査し、非該当、要支援 1～2・要介護 1～5 の 8 段階に分けて判定します。

### ⑤ 認定

判定結果に基づいて川崎市が認定し、原則として申請した日から 30 日以内に本人に通知します。

### ⑥ 介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成

- 要介護 1～5 の認定を受けて介護サービスを利用するには、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。本人または家族が居宅介護支援事業者を選び、直接連絡して契約してください。
- 要支援 1・2 の認定を受けて介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、地域包括支援センターに介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）を作成してもらいます。お住まいの地区を担当する地域包括支援センターに直接連絡してください。  
※ケアプラン（介護予防ケアマネジメントを除く）は自分で作成することもできます。  
※施設サービスを利用する場合は、施設で作成します。（居住系サービスについても、当該居住系サービスで作成します。）

## (5) 介護サービスの内容

要介護 1～5 と認定された方は介護サービスを利用し、要支援 1・2 と認定された方は介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業を利用します。また、在宅介護を支援する在宅サービスと、住み慣れた地域で多様なサービスを利用する地域密着型サービス、施設に入所する施設サービスがあります。

### ① 要介護 1～5 の方が利用するサービス（介護サービス）

在宅サービス	家庭を訪問するサービス	●訪問介護（ホームヘルプサービス） ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導
	居宅での生活を支えるサービス	●福祉用具貸与（介護度によっては貸与できない品目もあります。） ●特定福祉用具購入費の支給 ●住宅改修費の支給
	日帰りで施設等に通うサービス	●通所介護（デイサービス） ●通所リハビリテーション（デイケア）
	施設に短期入所するサービス（ショートステイ）	●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護
	その他のサービス	●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
地域密着型サービス	●夜間対応型訪問介護 ●地域密着型通所介護 ●認知症対応型通所介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
施設サービス	●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設（療養病床） ●介護医療院	

### ② 要支援 1・2 の方が利用するサービス（介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業）

在宅サービス	家庭を訪問するサービス	●※訪問型サービス（ホームヘルプサービス） ●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防訪問看護 ●介護予防訪問リハビリテーション ●介護予防居宅療養管理指導
	居宅での生活を支えるサービス	●介護予防福祉用具貸与（介護度によっては貸与できない品目もあります。） ●特定介護予防福祉用具購入費の支給 ●介護予防住宅改修費の支給
	日帰りで施設等に通うサービス	●※通所型サービス（デイサービス） ●介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
	施設に短期入所するサービス（ショートステイ）	●介護予防短期入所生活介護 ●介護予防短期入所療養介護
	その他のサービス	●介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
地域密着型介護予防サービス	●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） （要支援 2 の方のみ利用できます）	

※のあるサービスは、介護予防・生活支援サービス事業です。

## (6) 介護保険に関する問い合わせ先（相談・質問等）

問い合わせ内容 と居住区	介護保険料 について (介護保険料)	介護認定 について (介護認定)	介護サービス について (介護給付)	介護保険以外の サービスについて (高齢者支援)	FAX 番号
川崎区	川崎市保険コールセンター <b>200-0783</b> 【受付時間】 平日 8:30~17:15 第二・第四土曜日 8:30~12:30	201-3282	201-3282	201-3080	201-3291
大師地区		271-0152	271-0161	271-0157	271-0128
田島地区		322-1990	322-1996	322-1986	322-1995
幸区		556-6655	556-6689	556-6619	555-3192
中原区		744-3179	744-3136	744-3217	744-3345
高津区		861-3263	861-3269	861-3255	861-3249
宮前区		856-3245	856-3238	856-3242	856-3163
多摩区		935-3185	935-3187	935-3266	935-3396
麻生区		965-5198	965-5146	965-5148	965-5206

健康福祉局		保険料について	認定について	給付について	介護予防・生活支援 サービス事業について
長寿社会部介護保険課	電話	200-2691	200-2455	200-2687	0570-040-114 (コールセンター)
	FAX	200-3926			

健康福祉局		地域包括支援センターについて	認知症・権利擁護について
地域包括ケア推進室	電話	200-2681	200-2470
	FAX	200-3926	

## (7) 介護保険のサービスと障害福祉サービスの取り扱いについて

### <介護保険優先の原則>

介護保険サービスを利用する場合には、原則として、障害福祉サービスは提供できません。まずは介護保険サービスを利用し、その上で、障害福祉施策での支援を行うこととなります。

介護保険と主な障害福祉サービスとの適用関係については、以下のとおりです。

	福祉サービス名	介護保険との適用関係	掲載 ページ
支給 貸与	補装具費の支給	介護保険対象の福祉用具は、介護保険が優先です。	64 ページ
	日常生活用具の給付等 在宅訓練器具の交付	介護保険対象とならない交付種目等は、障害者施策で対応します。	64 ページ
	自立支援医療の給付	自立支援医療の給付の一部が介護保険法に基づく医療系サービスから給付された場合は、介護保険適用後の本人負担分が公費負担の対象となります。	113 ページ
	やさしい住まい推進事業	介護保険対象の住宅改修は、介護保険が優先です。	81 ページ
在宅福祉	居宅介護（ホームヘルパー） 短期入所（ショートステイ）	原則として、介護保険からの給付を受けられる場合は、介護保険が優先されます。介護保険で対応できないサービスは、必要に応じて障害者施策で対応します。	51・57 ページ
	訪問入浴サービス （重度障害者入浴支援）	介護保険からの給付を受けられる場合は、介護保険から給付されます。	51 ページ
施設福祉	施設入所支援（入所施設）	介護保険で対応できる場合は、介護保険が優先です。障害特性等により介護保険で対応できない場合は、障害者施策で対応します。	76 ページ



# 19 参考資料

## 障害福祉施設を運営する社会福祉法人（川崎市内）

法人名	郵便番号	所在地	電話	FAX
川崎聖風福祉会	210-0832	川崎区池上新町 3-1-8	288-5401	287-2213
あおぞら共生会	210-0848	川崎区京町 1-16-25	328-7363	FAX 兼用
幸ヒューマンネットワーク	212-0052	幸区古市場 1808-1 N・エール	548-0189	FAX 兼用
ともかわさき	211-0013	中原区上平間 1564-12	540-0901	540-0902
川崎ふれあいの会	211-0013	中原区上平間 1700-146 ルナハイツ 101	549-0356	549-0256
育桜福祉会	211-0024	中原区西加瀬 10-3	422-8877	422-9471
しいの実会	211-0032	中原区木月伊勢町 6-8 ウェルフェア MISYA202	434-6088	FAX 兼用
川崎市社会福祉協議会	211-0053	中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター内	739-8710	739-8737
セイワ	213-0013	高津区末長 1-3-13	861-6192	861-6193
くさぶえ福祉会	211-0044	中原区新城 5-4-23 花森ビル II 1F	750-9040	750-9041
川崎市社会福祉事業団	213-0032	高津区久地 3-13-1	829-1829	829-1840
アピエ	216-0005	宮前区土橋 3-1-6 富士見プラザ フォア-2 鷺沼 1 階	855-4380	862-6268
みのり会	216-0006	宮前区宮前平 1-8-12	855-9455	855-9454
長尾福祉会	216-0031	宮前区神木本町 2-15-6	856-6811	856-6815
なごみ福祉会	214-0003	多摩区菅稲田堤 3-9-2	944-2022	945-2570
はぐるまの会	214-0004	多摩区菅馬場 1-18-17	946-1308	FAX 兼用
弥生会	214-0035	多摩区長沢 1-5-14	976-4123	975-6690
らぼおのの樹	214-0035	多摩区長沢 3-8-8	977-8773	975-0454
SKYかわさき	214-0014	多摩区登戸 2341-1	299-6526	922-6628

### 福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価は、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることや、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としています。評価にあたっては、事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が評価調査票を用いて調査を行い、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価をしています。受審している施設の結果については「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」のホームページで確認できます。

URL : <http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/eec0bc1de284ceff282e8f92eee1fd01>



※ 市内の障害福祉サービス事業所一覧はホームページに掲載しております。  
 障害福祉サービス事業所 <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022092.html>  
 グループホーム <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022106.html>

<b>あ</b>		虐待に関する通報・届出窓口	29
青い鳥郵便葉書の発行	101	教育相談	72
あんしんセンター	28	共同生活援助（グループホーム）	76
あんしん見守り一時入院事業	61	居住支援制度	82
<b>い</b>		居宅介護（ホームヘルプサービス）	51
育成医療（自立支援医療）	113・114	居宅訪問型児童発達支援	70
依存症地域活動支援センター	22	拠点型施設	59
依存症などに関する相談	22	緊急手話通訳者派遣制度（FAX119番通報）	108
一時預かり	60	緊急短期入所ベッド確保事業	60
移動支援	83・84	緊急通報システム設置運営事業	107
医療的ケア児・者等支援拠点	21	<b>く</b>	
<b>う</b>		苦情解決支援事業（第三者委員会）	31
ウェルフェアイノベーション	173	区役所（地域みまもり支援センター）	13
<b>え</b>		グループホーム（共同生活援助）	76
NHK放送受信料の減免	145	車いす使用者向け市営住宅	80
NTT電話番号案内(104)無料サービス 『ふれあい案内』	146	<b>け</b>	
遠隔機器コミュニケーション支援事業	97	軽自動車税（種別割）の減免	142
<b>お</b>		携帯電話利用料金の割引サービス	146
オストメイトマーク	162	県営住宅	78・79
<b>か</b>		<b>こ</b>	
カード型障害者手帳の交付	36	公営住宅（県営住宅・市営住宅）	78・79
外国人等心身障害者福祉手当	132	後期高齢者医療制度	116
介護保険制度	163	公共施設の減免	152・156
家具転倒防止金具の取り付け	112	公共職業安定所（ハローワーク）	103
下肢等障害者自動車運転訓練費助成制度	93	航空運賃の割引	89
家族等介護者援助事業	71	高次脳機能障害地域活動支援センター	22
家庭支援員派遣事業	71	更生医療（自立支援医療）	113
神奈川県在宅重度障害者等手当	128	更生資金貸付事業（身体障害）	134
神奈川県総合リハビリテーションセンター	22	行動援護	83
神奈川県盲ろう者支援センター	24	高齢運転者等専用駐車区間制度	94
神奈川県障害者職業センター	104	高齢者のインフルエンザ予防接種の公費負担制度	120
かながわ難病相談・支援センター	23	高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の公費負担制度	120
神奈川県能力開発センター	105	高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部	104
かわさき基準（KIS）認証事業	174	心の健康相談事業	25
川崎市在宅重度重複障害者等手当	127	こころの電話相談	25
かわさき市政だより	98	個人事業税の非課税・減免	138
かわさき市民活動センター	158	固定資産税の減額 （バリアフリー改修工事を行った住宅）	139
川崎市社会福祉協議会	18	子ども発達・相談センター	20
川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）	159	こもれびの会（自死遺族関連事業・自死遺族の集い）	27
川崎市総合教育センター	71	<b>さ</b>	
かわさきパラムーブメント実践店	85	災害遺児等福祉手当	133
<b>き</b>		災害時緊急連絡カード	112
基幹相談支援センター	15	災害時における人工呼吸器使用者への電源確保	111
期日前投票制度	148	災害時要援護者避難支援制度	110
きっすサポート	20	災害情報の提供	109
機能訓練（自立訓練）	53	在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業	81

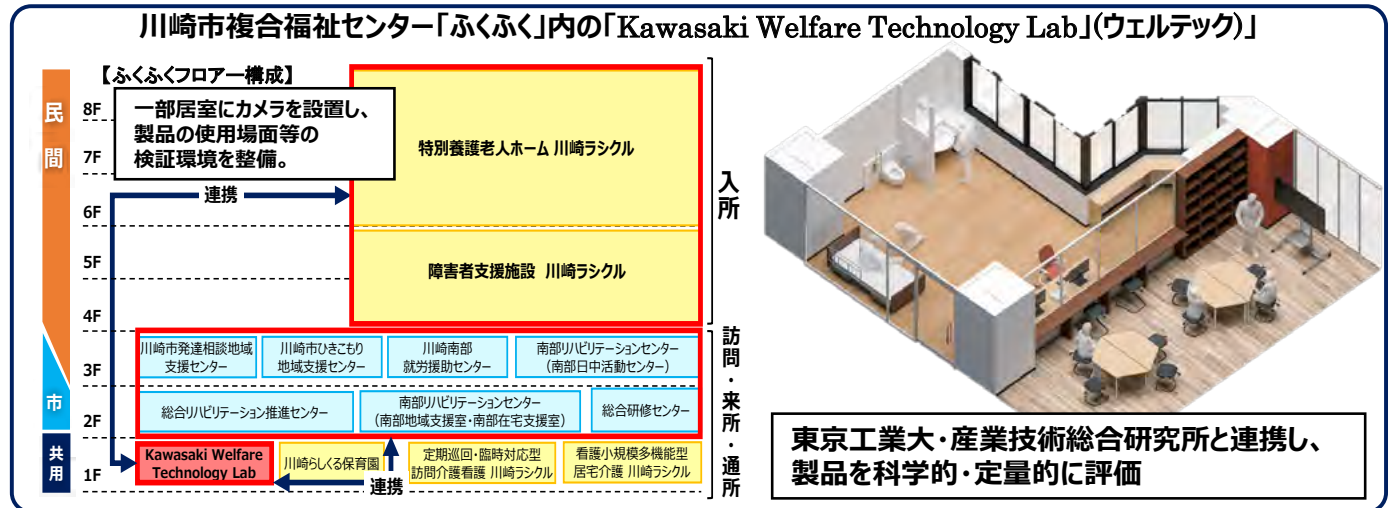
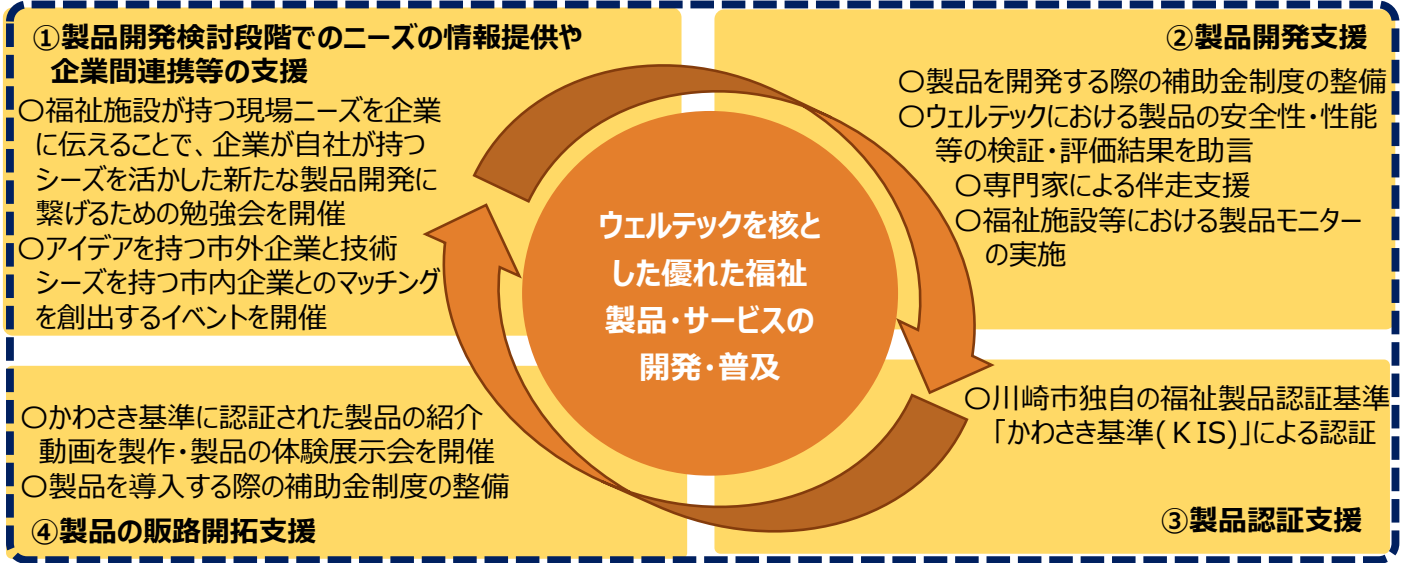
在宅重度（重複）障害者等手当	127・128	住民税の減免	138
在宅人工呼吸器使用患者支援事業	62	住民税の障害者控除	136
在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業	110	就労移行支援	102
在宅リハビリテーションサービス事業	63	就労援助センター	103
差別解消に関する相談	30	就労継続支援（A型・B型）	102
サポートカード	159	就労定着支援	103
し		宿泊型自立訓練	54
市営住宅	78・79	手話通訳者の派遣	97
視覚障害者訓練事業	56	しよ	
視覚障害者情報文化センター	23	障害基礎年金	121
歯科診療事業	119	障害厚生年金	123
事業所・施設の苦情受付窓口	31	障害支援区分	47
しごとセンター（障害者施設共同受注窓口組織事業）	106	障害児家庭支援員派遣事業	71
自死遺族関連事業（ほっとライン・こもれびの会）	27	障害児・者一時預かり	60
思春期精神保健電話相談	27	障害児・者家族等介護者援助事業	71
市政だより	98	障害児・者生活サポート事業	52
施設入所支援（入所施設）	76	障害児・者団体	157
失語症者向け意思疎通支援事業	98	障害児入所施設（福祉型・医療型）	70
指定難病医療費助成制度	117	障害児福祉手当	129
児童委員	31	障害者虐待に関する通報・届出窓口	29
自動車運転訓練費の助成	93	障害者（児）緊急短期入所ベッド確保事業	60
自動車改造費の助成	93	障害者控除	136・137
自動車事故により重度後遺障害を負われた方への介護料	133	障害者・高齢者等歯科診療事業	119
自動車税（軽自動車税）環境性能割 及び自動車税種別割の減免	139	障害者差別解消に関する相談	30
児童相談所	19	障害者施設共同受注窓口組織事業（しごとセンター）	106
児童発達支援（福祉型・医療型）	69	障害者社会参加推進センター	150
児童発達支援センター（地域療育センター）	20	障害者週間記念のつどい	151
児童福祉法	49	障害者職業センター	104
児童扶養手当	131	障害者職業能力開発校	105
自閉症者短期支援事業	57	障害者スポーツ	150・151
字幕（手話）付ビデオテープ等の貸出	100	障害者生活支援事業	25
市民活動センター	158	障害者総合支援法	39
しゃ		障害者相談員	32
社会参加推進センター	150	障害者相談支援センター（地域・基幹相談支援センター）	14・15
社会福祉協議会	18	障害者手帳アプリ「ミライID」による公共施設の減免	156
社会福祉法人（市内障害福祉施設の運営）	168	障害者に関するマーク	160
若年性認知症の相談	25	障害者のための国際シンボルマーク	160
しゆ		障害福祉施設を運営する社会福祉法人	168
就学相談	72	少額預金等利子非課税制度（マル優・特別マル優）	147
住宅のバリアフリー化相談窓口	80	小児慢性特定疾病医療給付	115
重度障害者医療費助成制度	116	ショートステイ（短期入所）	57
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	98	女性のための依存症電話相談	26
重度障害者入浴サービス（訪問入浴サービス）	51	所得税の障害者控除	136
重度障害者福祉タクシー利用券	86	しり	
重度障害者訪問看護サービス等支援事業	62	自立訓練（機能訓練）	53
重度訪問介護	51	自立訓練（宿泊型）	54
		自立訓練（生活訓練）	54

自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）	113・114	地域相談支援センター	14・15
自立生活援助	77	地域定着支援	78
市立図書館の障害者サービス	99	地域福祉情報バンク	18・19
<b>しん</b>		地域みまもり支援センター（区役所）	13
人工呼吸器使用者への電源確保事業（災害時）	111	地域リハビリテーションセンター	17
心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）	159	地域療育センター（児童発達支援センター）	20
心身障害者扶養共済制度	126	駐車禁止除外指定車の指定	95
腎臓病講座・料理講習会	152	聴覚障害者情報文化センター	23
身体障害者更生資金貸付事業	134	聴覚障害者標識	160
身体障害者自動車改造費助成事業	93	聴覚障害者向け情報機器の貸出	100
身体障害者障害程度等級表	37・38	<b>つ</b>	
身体障害者手帳の交付	34	通学・通所支援	83
身体障害者標識	160	通級指導教室	72
身体障害者福祉センター	24	<b>て</b>	
身体障害者補助犬	84	デイケア（精神）	63
<b>す</b>		鉄道運賃の割引	88
水道料金・下水道使用料の基本料金の減免	144	手をつなぐフェスティバル	151
すまいの相談窓口	80	点字投票	148
<b>せ</b>		点字図書購入費の助成	100
生活介護	53	点字図書の貸出	99
生活訓練（自立訓練）	54	点字郵便物の郵便料金の免除	101
生活サポート事業	52	<b>と</b>	
生活福祉資金貸付制度	134	同行援護	83
税金の窓口	135	特別支援学級	72
精神科救急医療情報窓口	26	特別支援学校（市内）	73
精神科デイケア	63	特別支援学校（県内）	74・75
精神障害者入院医療援護金	115	特別児童扶養手当	129
精神障害者保健福祉手帳の交付	35	特別障害者給付金	122・123
精神通院医療（自立支援医療）	114	特別障害者手当	130
成年後見支援センター	29	図書館	99
成年後見事業（法人後見事業）	29	<b>な</b>	
選挙管理委員会	148	難聴者相談事業	24
専用駐車区間	94	難病患者タクシー料金の割引	87
<b>そ</b>		難病相談・支援センター	23
総合教育センター	71	難病の医療費助成（指定難病）	117
総合リハビリテーション推進センター	16	<b>に</b>	
相続税の障害者控除	137	二次避難所	111
<b>た</b>		日常生活自立支援事業（あんしんセンター）	28
代理投票	148	日常生活用具の給付	64
タクシー料金	86・87	日中一時支援事業（日中短期入所）	59
短期入所（ショートステイ）	57	入院医療援護金（精神障害）	115
団体（川崎市内の主な障害児・者団体）	157	入院時コミュニケーション支援事業	98
<b>ち</b>		入所施設（施設入所支援）	76
地域移行支援	77	ニュー福祉定期貯金	147
地域活動支援センター	26・54	<b>ね</b>	
		Net119緊急通報システム	107
		年金事務所（障害厚生年金など）	124

<b>の</b>			
能力開発センター	105		
<b>は</b>			
ハートプラスマーク	162		
バス運賃の割引	88		
発達障害地域活動支援センター	21		
発達相談支援センター	21		
パラスポーツ	150		
バリアフリー改修工事を行った住宅に対する 固定資産税の減額制度	139		
バリアフリー化の相談（住宅関連）	80		
バリアフリーマップ	85		
ハローワーク（公共職業安定所）	103		
<b>ひ</b>			
ひきこもり地域支援センター	23		
ひとり親家庭等医療費助成制度	116		
避難所における要配慮スペース	111		
110番アプリシステム・ファックス110番	108		
<b>ふ</b>			
FAX119番通報（緊急手話通訳者派遣制度）	108		
福祉キャブ（リフト付き自動車）	92		
福祉サービス第三者評価	168		
福祉タクシー利用券	86		
福祉手当（経過措置）	131		
福祉バス運行事業	91		
福祉ホーム（三田福祉ホーム）	77		
不在者投票	149		
扶養共済（心身障害者扶養共済制度）	126		
ふれあい案内（NTT電話番号案内(104)無料サービス）	146		
ふれあい基金（川崎市心身障害者福祉事業基金）	159		
ふれあい収集	53		
ふれあいフリーパス	85		
<b>へ</b>			
ヘルプマーク	161		
<b>ほ</b>			
保育所等訪問支援	69		
放課後等デイサービス	69		
防災情報の提供	109		
法人後見事業（成年後見事業）	29		
訪問入浴サービス（重度障害者入浴サービス）	51		
ホームヘルプサービス（居宅介護）	51		
補助犬の給付	84		
補助犬の同伴・使用に関する相談窓口	84		
ほじょ犬マーク	162		
補装具費の支給	64		
ほっとライン（自死遺族関連事業）	27		
ボランティア活動振興センター	159		
		<b>ま</b>	
		マル優・特別マル優（少額預金等利子非課税制度）	147
		<b>み</b>	
		耳マーク	161
		ミライロID（障害者手帳アプリ）	156
		民生委員児童委員	31
		<b>も</b>	
		盲人のための国際シンボルマーク	161
		盲ろう者支援センター	24
		盲ろう者通訳・介助員派遣事業	97
		<b>や</b>	
		やさしい住まい推進事業	81
		<b>ゆ</b>	
		郵便料金の免除（点字郵便物）	101
		有料道路通行料金の割引	90
		<b>よ</b>	
		要援護者避難支援制度	110
		要約筆記者の派遣	97
		予防接種	120
		<b>り</b>	
		リフト付き自動車（福祉キャブ）	92
		療育センター（児童発達支援センター）	20
		療育手帳の交付	34
		療養介護事業	119
		<b>ろ</b>	
		ろうあ者相談事業	24
		録音図書の貸出	99

# 川崎市が推進する「ウェルフェアイノベーション」の取組

○産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの推進に向けて、東京工業大学・産業技術総合研究所と共同運営する「Kawasaki Welfare Technology Lab」(ウェルテック)における製品の安全性・性能等の検証・評価を通じた、企業の優れた福祉製品の開発・普及の伴走支援を行います。

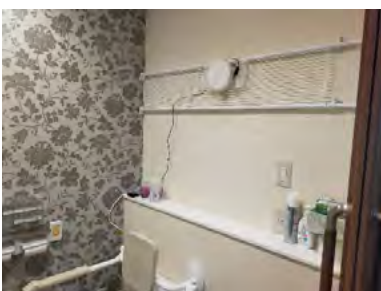


## 【取組事例】

### ミリ波レーダー見守り装置の検証による改良支援

富士通株式会社×ウェルテック

「ミリ波レーダー」によるプライバシーに配慮した見守り装置(在・不在や転倒有無等居室内の状態を検知)の安全性・性能等を評価し、改良ポイント等を助言



### 姿勢保持機能付きテーブルの開発プロジェクト

キルト工芸×ウェルテック×JIDA(日本インダストリアルデザイン協会)

高齢者の日常行動分析から安全上の課題を抽出。キルト工芸が高齢者向けの新たな家具市場の開拓を目指し、製品を開発



### 「ふくふく」内連携での新たな製品創出に向けた取組

総合リハビリテーション推進センター×ウェルテック

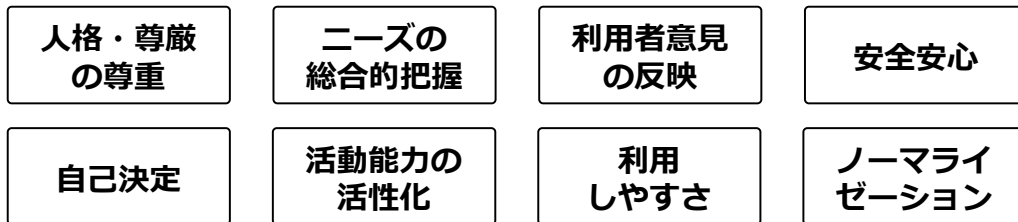
総合リハビリテーション推進センターの専門職スタッフ(理学療法士など)に対し、現場での課題等をヒアリング。企業と課題等について意見交換する勉強会を開催。



## かわさき基準 (KIS) とは

「かわさき基準 (Kawasaki Innovation Standard) (略称: K I S)」とは、人の自立を支援する革新的 (イノベティブ) な福祉製品を認証し、認証福祉製品の活用・普及促進による「新たなライフスタイル・ワークスタイル」の確立を推進すること等を目的とし、川崎市が独自に定めた利用者にとって最適な福祉製品のあり方を示した基準です。「自立支援」を中心とする8つの理念に基づき、製品を認証しています。

### ●かわさき基準の8つの理念



### ●かわさき基準認証福祉製品

福祉分野の様々な専門家や市内福祉施設などと連携し、平成20年度から令和4年度までの15年間で合計**285**の製品を認証しました。令和4年度認証の**10**製品をご紹介します。



※かわさき基準は福祉製品のあり方を定めた基準であり、製品認証にあたっては、各製品が基準の考え方に沿って作られているかという視点で審査を行います。個々の認証福祉製品について、川崎市が安全性や効能を保証するものではありません。

市HPはこちら



<お問い合わせ>

川崎市経済労働局イノベーション推進部

TEL 044-200-3226 FAX 044-200-3920

E-mail : 28innova@city.kawasaki.jp

ふれあい — 障害福祉の案内 —

---

令和5年9月15日 第50版

発行 川崎市健康福祉局障害保健福祉部  
川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044(200)2654

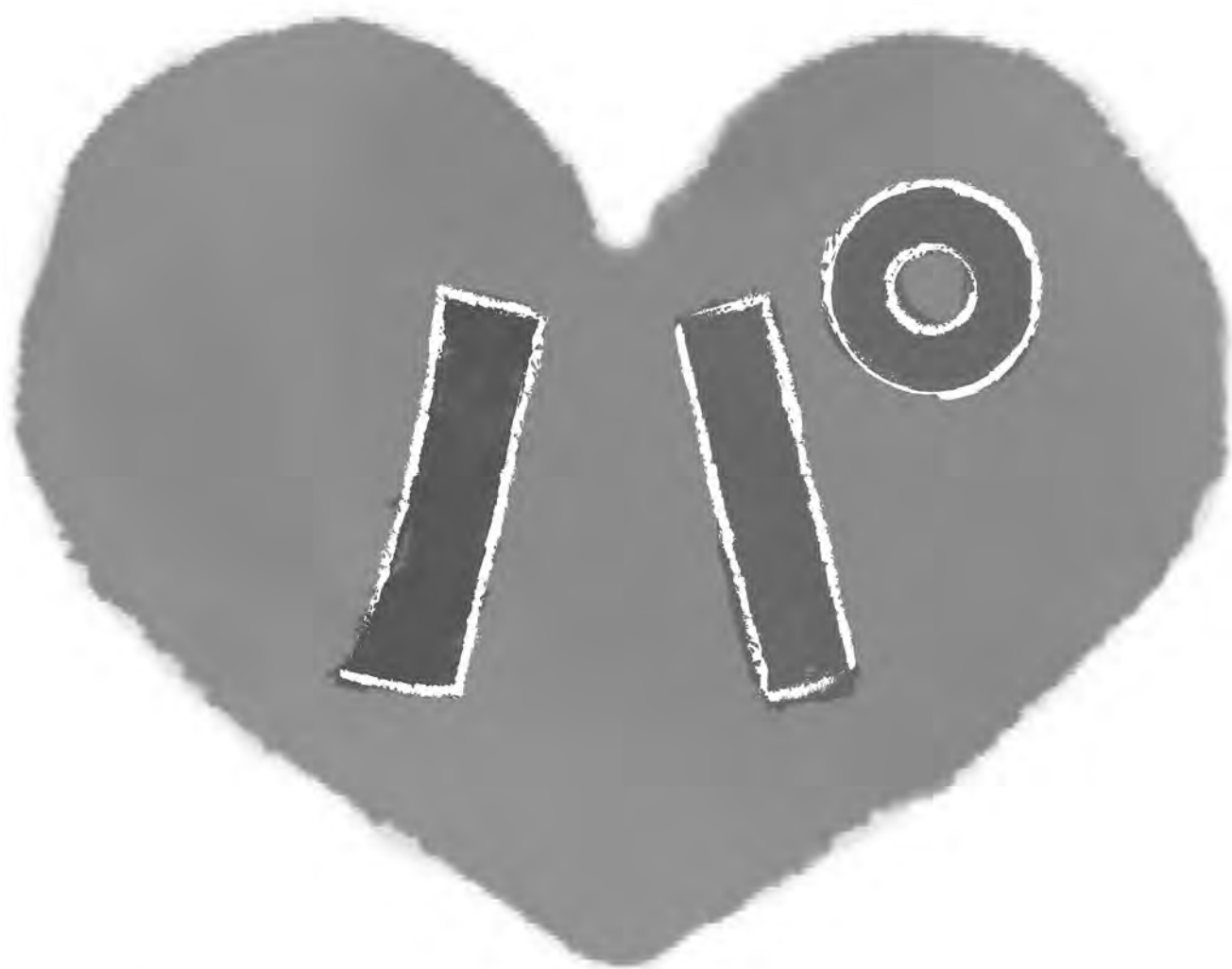


# めざせ！やさしさ日本代表！

みんなの違いを活かせるチーム。

障がい、年齢、人種やLGBT、いろんな個性をチャンスにしよう。

川崎らしく、力強く。未来を変えていく力は私たちの中にある。



かわさきパラムーブメント